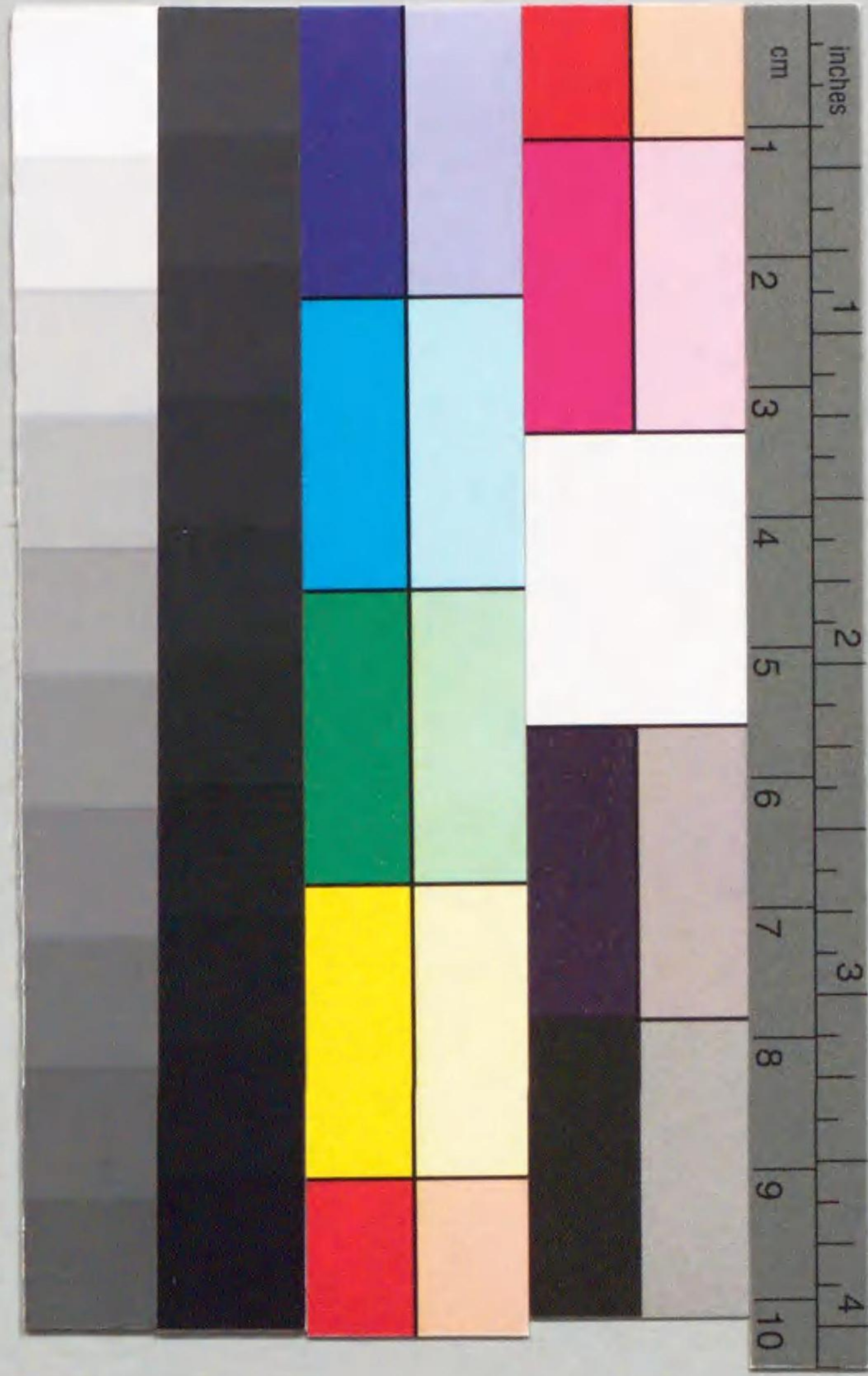



210.08  
Si571  
K



00230231









8A-6

947



210.08  
S:591  
KII



230231

改定史籍集覽第二十六冊目錄 新加書第八冊

新加別記類 第三

第六十九	關原始末記	.....	一
第七十	慶長年中卜齋記	.....	三十二
第七十一	信綱記	.....	九十八
第七十二	微妙公夜話	.....	百五十四
第七十三	別當左衛門覺書	.....	百九十一
第七十四	島原記	.....	二百三
第七十五	石道夜話	.....	三百四十二
第七十六	忠秋公御意覺書	.....	三百七十八
第七十七	元和日記	.....	三百八十一
第七十八	醫學天正記	.....	四百二十五
第七十九	桂川地藏記	.....	五百三十一
第八十	五山傳	.....	五百五十五
第八十一	鎌倉五山記	.....	五百八十三
第八十二	鎌倉五山記考異	.....	六百二
第八十三	參天台五臺山記	.....	六百四十七

改定史籍集覽第二十六冊目錄



關原始末記上

慶長三年戊戌の夏の比豊臣大閣秀吉公不例の心地おはしけれの天下の事よるつ家康公へ御  
 頼あり其頃朝鮮征伐の事によりて日本の軍勢十萬餘人彼國に渡海在陣しけれの秀吉此事を  
 心苦く思はれ八月初御不例重かりけるによりて遺言を仰置る我死なハ深く隠し其間に淺野  
 彈正少弼長政と石田治部少輔三成と渡海して朝鮮に在勢を引取へし朝鮮に在勢輒く歸朝せ  
 我死たる事を披露し諸大名をれに皆遺物を與へし兩人渡海して引取事不成の天下の  
 固めに頼み思召す家康公渡海あるへし若又日本に背く者出來て渡海なりかたくの利家卿渡  
 海せらるへし天下に大名多といへとも兩人の中一人渡海えたまのすの大明人百萬騎出て押  
 留むとする事なれの中成ましと思ひ十萬余騎の勢を空く他郷の土と成さむよりの渡海  
 去て引取玉へと懇に仰置れけりかくて八月十八日秀吉公薨し給ぬ去程に淺野彈正少弼石田  
 治部少輔の家康公利家卿の命を受けて九月の初伏見を立筑紫の博多につき渡海の用意して日  
 數を經れの家康公朝鮮の事無心許思召され日本の事を利家に任せられみつかから御渡海あ  
 るへしと仰らる利家の其比病中なりけれとも家康公渡海ましまさの日本の護りなかるへし  
 利家渡海すへしと達して申さるかく互の所存によりて時日うつりけれの家康公さらハ先藤  
 堂佐渡守高虎を遣し朝鮮の様子を聞くへしと仰られけれの各可然と申によりて藤堂筑紫ま  
 て發足する處に朝鮮より淺野石田方へ注進しけるの此比島津兵庫頭義弘其外各大明人と合  
 戦し勝利を得たりまかれの日本へ引取む事手間入へからず淺野石田朝鮮へ渡海に及はずと





の趣によりて淺野石田も藤堂も筑紫より伏見へかへるこれより後の天下の大名小名連々に家康公へ歸服おたてまつる

石田治部少輔三成の太閤秀吉の時より五奉行の其一人にて年來逆威を振ひ中惡き諸士を折く、讒言おけるにより慶長四年己亥春の比池田三左衛門尉輝政福島左衛門太夫正則細川越中守忠興淺野左京太夫幸長黒田甲斐守長政加藤肥後守清正加藤左馬助嘉明等石田を討殺して日比の鬱憤を散せんと相談し家康公へひそかにうかひければとも御同心なかりける中に石田大坂より忍て伏見へ來家康公を頼奉けれ、家康公御許容有て右の面々へ御異見有て石田をの奉行職をやめて先江州佐和山の居城へ遣はさる其時御送として三河守秀康を勢田まで指越されければ石田路次事故なく佐和山の城へ下着まけり其後石田逆心を巧み密に奥州會津の長尾景勝をかたらひ謀反を企め景勝上洛仕る間敷のよし風聲有に依て明る五年庚子の春家康公より御使者として伊奈圖書會津へ遣はされどかく罷上り子細を可言上其にて實否を可被糺と仰せ遣はさるといへとも景勝彌上洛申間敷由御請申により圖書伏見へ歸り其趣を申上ければおからひ有御出馬景勝可有御征伐之御評定あり  
同年六月十六日家康公大阪を御出有て伏見へ御着それより景勝追討のため關東へ御下向あり此時從奉る人々に

織田有樂 子息河内守 山名禪高 金森法印 同出雲守  
山岡道阿彌 羽柴越中守 子息興一郎 京極侍從 池田三左衛門

舍弟備中守	同吉左衛門	有馬法印	子息玄番頭	伊賀侍從
福島左衛門太夫	子息刑部少輔	舍弟掃部	淺野左京太夫	徳永式部卿法印
子息左馬助	蜂須賀長門守	黒田甲斐守	加藤左馬介	藤堂佐渡守
同宮内少輔	生駒讚岐守	田中兵部少輔	子息民部少輔	小出遠江守
中村式部少輔名代	中村彦左衛門	山内對馬守	堀尾帶刀	子息信濃守
一柳監物	津田長門守	同小平次	富田信濃守	古田兵部少輔
稻葉藏人	古田織部正	市橋下總守	九鬼長門守	桑山相摸守
龜井武藏守	寺澤志摩守	石川玄蕃頭	天野周防守	奥平藤兵衛
河村助左衛門	山城宮内少輔	佐藤三河守	佐久間河内守	石河伊豆守
赤井五郎	岡田助左衛門	丹羽勘助	中川半左衛門	三好爲三
大島雲八	長谷川甚兵衛	金松又四郎	三好新右衛門	舟越五郎右衛門
平野九左衛門	池田備後守	子息彌右衛門	佐々淡路守	本多若狹守
落合新八	森宗兵衛	中村又藏	野勢宗左衛門	清水小八郎
柘植平右衛門	佐久間久右衛門	舍弟源六	祖父江清齋	鈴木越中守
溝口源太郎	堀内權八	戸川肥後守	宇喜多左京亮	野間久左衛門
伊丹兵庫頭	村越兵庫頭	別所孫次郎	本田因幡守	松倉豊後守
神保長三郎	秋山右近	野尻彦太郎	千石少貳	分部左京亮



施樂院

水野河内守

佐々喜三郎

山岡修理

岡田勝五郎

箸尾半左衛門

大野修理亮

等都合五萬五千八百人ときこへし伏見の城の御留守に鳥居彦右衛門元忠松平主殿頭家忠内藤彌次右衛門家長松平五左衛門近正等殘し置給ふ家康公の白川表より會津へ可有御進發仙道口への佐竹義宣可向伊達信夫口への大崎少將政宗可向米澤口への最上出羽守義光可向と觸遣はざる又北國の大將として羽柴肥前守利勝越後津川口より會津へ可被發向同所の先手に堀久太郎を始として溝口伯耆守父子村上周防守父子并堀監物父子相從て出陣すへしと仰遣はざる各家康公の御下知を守關東へ御着を相待會津へ責入へしと合戦の用意あり去程に六月十八日家康公伏見を出御あり大津にて京極宰相御膳を献せらる其晩石部へ御着翌朝水口にて城主長束大藏正家御膳を献すへきよし兼て申上るに依て石部迄大藏父子御迎として參向し御禮を申上げ水口へ還る其夜戌の刻にいか、思召されけむ家康公俄に石部を出御有て水口邊を夜通しに過させ給ひ路次より長束方へ御使遣はされ内々御立寄なざるへきと思召しけれども御用有ていそき通らせ給ふの旨仰られ來國光の御脇指を下さる長束仰天し其より土山まで送り奉て水口へかへるこれより關の地藏に御一宿翌日四日市に御とまり御舟にめされ三州作の島にて田中兵部御膳を献す其次の日の吉田にて城主池田三左衛門尉御膳を献せられ其晩の白須賀に御とまり次の日濱松にて城主堀尾信濃守御膳を献す其晩中泉に御泊りあり次の日の中山にて山内對馬守晝の御膳を献す其夜の島田に御泊り其次の

日の駿府の二の丸にて城主中村式部少輔病氣に依て其家老横田内膳名代として御膳を献す御膳すきて式部籠輿に乗かゝれて御前へまいる家康公病体を御覽せられおはれませ給ふ其晩の清見寺に御泊り次の日沼津にて中村彦左衛門御膳を献す此所へ本多佐渡守正信大久保相摸守忠隣等江戸より御迎に參上すそれより鎌倉金澤御立寄なされ七月二日江戸城へ御着ありて頓て會津御進發の沙汰ありて軍法仰付らる

- 一 喧嘩口論かたく停止の上若違背の輩におひての理非を不論双方ともに誅罰すへし或の傍輩の思ひをなし或の知音の好みによりかたむの族はあるにおひての本人より可爲曲事旨急度可申付自然用捨せしむるにおひてのたどひ後日に相聞へ候ども可爲重科事
- 一 味方の地におひて放火并濫妨狼藉停止事付作毛取ちらし田畠の中に不可陣取事
- 一 敵地におひて男女猥に不可取事
- 一 先手へ不相斷物見に不可出事
- 一 先手をさし越たとひ高名をせしむるといふとも軍法背く上の可爲成敗事
- 一 子細なく他の備へ相交る輩あらいの武具馬具ともに是をとるへし然上其主人異儀に及の、どもに以て可爲曲事事
- 一 人數押の時脇道すへからざるよしかたく可申付若みたりに通るにおひての可爲曲事事
- 一 一時の使としていかやうの者指遣はすといふとも不可違背事
- 一 諸事奉行人指圖不可違背事



一持鑓の軍役の外たるの間長柄を指置持する事令停止但長柄之外持たするにおひての主人馬廻に一本可持事

一不可押買狼藉事

一小荷駄押事兼日軍勢に相交らざるやうに可申付若相交る族あらの其者可爲曲事但路次中右の方に付押通るへき事

一出陣中に馬を取はなさるやうに可申付事

一舟渡の儀他備に交らす一手越たるへし夫馬以下同前の事

一下知なくして不可陣拂事

右之條々若違背之輩於有之の忽可處罪科者也仍如件

慶長五年七月日

七月十三日榊原式部大輔康政を先手に仰付られ同十五日まで上方の諸軍勢各段々に出陣す奥州白川佐久の山蘆野大田原に陣をとり御一左右を相待會津へ攻入へしと仰付らる同十九日秀忠公江戸を出御有て宇都宮まで進發したまふ結城少將秀康下野守忠吉蒲生藤三郎秀行井伊兵部少輔直政本多中務少輔忠勝松平飛騨守同下總守森右近忠政千石越前守眞田伊豆守信次成田左衛門尉石川玄蕃允皆川日根野多賀谷山川水谷等供奉す同廿一日家康公江戸を御立ありて鳩谷に御泊廿二日に岩筑に御泊廿三日に古河に御泊廿四日小山へ御着かゝる處に鳥居彦右衛門方より注進ありけるの七月朔日石田治部少輔三成佐和山を出大阪

へ趣き増田右衛門尉長盛長束大藏少輔正家大谷刑部少輔吉隆等と談合し野心を企て安國寺瓊長老といひ合せ毛利中納言輝元筑前中納言秀秋等をかたらひ同意のともからを召あつめけれの安藝宰相秀元吉川駿河守元春同元康柳川侍從鍋島信濃守後藤大和守平戸法印高橋九郎有馬修理亮相良宮内少輔秋月三郎高橋主膳島津兵庫頭久留目藤四郎伊藤民部筑紫上野介對馬侍從堅田兵部少輔長宗我部土佐守等同意の勢都合九萬三千七百人大阪へ馳集る十二日十三日の比より伏見の城をせめんとて大坂より勢を上げ伏見の近邊に陣をとる伏見の御留守鳥居彦右衛門松平主殿頭内藤彌次右衛門等相談し籠城の用意懈らす本丸を彦右衛門大手の曲輪を主殿頭西の丸を彌次右衛門固めたり豊臣少將勝俊の兼てより家康公の仰によりて松の丸に有られけるか此時立のきて上洛せられ江州御領地の御代官深雄清十郎岩間兵庫石部小一郎等伏見へ來り籠城の望みありけれ彦右衛門指圖して松平五左衛門并清十郎甲賀の者どもを松の丸に籠らしむ奈古屋丸にも甲賀のものとも分て入置けり宇治の上林竹庵も年來家康公の御恩を蒙るにより同籠城す十四日の午の刻より筑前中納言秀秋備前中納言秀家島津兵庫頭増田右衛門尉長束大藏并毛利の家人等數萬の勢を率て伏見の城を取巻遠攻にせらる十七日増田右衛門尉方より彦右衛門方へ使者を遣し城を渡し關東へ下向におひての寄手より搆ひ有へからすと申けれ彦右衛門同心せず重て加様の事申越さるゝに於ての其使者の首を刎へしと返事えけり佐野肥前守の家康公の仰によりて大阪西の丸の御留守えけるか敵方より追立けれのちからなく伏見の城へ馳加る依之毛利輝元大阪西の丸に移



らる其比羽柴越中守忠興女房大坂の屋敷にありけるか越中守關東へ下向なれの内室を城中へ入置候へと三成方より申遣す處に留守の者ともさま／＼ことわりをいふといへとも三成同心せず二千餘人の兵を遣し是非取へきと申に依て内室の指圖によりて館に火をかけ内室及男子一人女子一人自害せらる并家老小笠原少齋河北石見等の留守の者とも或は自害し或燒死けり但稻富伊賀守の屋敷を出て立のきけり筑前中納言秀秋の家康公へ一味の志あるにより伏見の城へ入て寄手を防くへきと彦右衛門方へ申遣されけれども彦右衛門無心許思ひ許容せざるによりて心ならず寄手に加はれけるとなむ大津の城に京極宰相高次籠られけるか三成等方より人質を出され候へと申遣しけれども家康公へ志あるにより其返事なかりけるによりて吉川元康柳川侍從伊東民部久留目藤四郎筑紫上野介増田作左衛門堅田兵部南條中務石川掃部木下備中守高田小左衛門等大勢にて大津へ發向す大阪より弓鉄炮の物頭伏見大津の兩城へ分け遣す此等の趣七月廿四日小山の御陣所へ聞へけれの宇都宮へ御使を以て此由秀忠公へ仰遣はさる其上奥州へ向御先手の上方大名衆并榊原式部大輔等召かへされけれの皆小山の御陣所へ參向す此時上方大名衆に御振舞を被下山岡道阿彌岡江雪を御使として景勝を先御退治なさるへきか上方をまつめらるへきかと各如何被存之由御尋ありけれの先上方を御退治まかるへきよし福島左衛門太夫黒田甲斐守各一同に申されけれの堀尾信濃守山内對馬守内談し御前にて山内對馬守申されけれの海道筋面々居城をわけ申へく候間御人數を入をかせられ御上洛なされ候へと申けれの先上方を御退治なさるへきに相定り

福島を先手に仰付られ其外池田淺野黒田細川等の上方衆皆御先へつかはされ井伊兵部少輔直政本多中務少輔忠勝相添つかはさる家康公の小山に數日御逗留有て江戸へ還御まします秀忠公の宇都宮よりすくに木曾路をへて御上洛なさるへきとの御談合なり此時結城少將秀康を關東に御留守たるへきときこへけれの結城殿頻に上方へ供奉有度と望まれけれども御許容なけれの甚腹立ありてすくにさきたち發足あるへきなど沙汰あり家康公きこしめされ結城殿を召たまひ仰けるの年少き事なれの上洛せむとの志尤なり乍去其方を留守にと思ふおもむきあり此度供奉せる人々の妻子皆江戸にあり少將留守にありと思は、供奉の諸人心安かるへし若騒動すときかの妻子いかゝあるらんと思ひ、供奉の人々甚氣遣して勇みなかるへし其上景勝押へのためにの其方にゑく者なし若景勝出張すとも宇都宮邊にて是を遮り防く事あるへからす一人も城外へ出すへからす景勝兵を帥て利根川を越したりときかの其時軍勢を悉く皆いだし利根川にいたり景勝かあどを遮らぬ景勝必取て返すへし其時只一戰に勝負を決すへし此ために其方を留守とするなりと仰けれの少將則心解て忝と言上して退出せらる

去程に伏見の城をの寄手の大勢數日攻かこむといへとも城中堅固に持かゝへて防ぎ戦けれの輒く落へきとの見へさりけりかゝるところに寄手の中浮貝藤助といふもの松の丸に籠りし深雄清十郎か組の甲賀の者とも方へ矢文を射入て申つかはしけるの面々當城に籠るによりて甲賀に残し置く妻子をめしとりはりつけにかくへしと増田右衛門尉長東大藏相議せら



る其こゝろへあるへし若志をへんじ寄手と心をあはせ返り忠をするにおひての妻子親類をたすくるのみならず一廉の恩賞あるへしいそき城中をやきたつるてたてをいたさし其烟を相圖に寄手の諸軍一同に攻入乗りとるへしとありけれの甲賀の者とも大きに驚き騒ぎ反り忠仕へきのよしを矢文にて返事しけりかくて七月廿九日島津兵庫頭か手のものとも極樂橋より城中へ攻入むとす鳥居か郎等共防きたゝかふ島津手の者共少々うたれて引返す其日の夜半に兼て逆心をたくみし甲賀の者共松の丸に火をかけ、れ其烟を見て浮貝藤助等數輩城中へ乗り入筑前中納言つゝいて同勢となりて攻入けれの明る八月朔日の朝松の丸奈古屋丸たちまちにのりとられ兵火次第にさかなれ松平五左衛門此にて防ぎ戦ひ打死す松平主殿頭今の籠城これまで成とて大手の曲輪より三度まで切て出ついに打死しけり内藤彌次右衛門もうたれぬ岩間兵庫并上林竹庵も打死す鳥居彦右衛門の是までも猶本丸をかためふせきけれの寄手もまゝらくひかへて攻かゝらす火矢をあまた射懸けれの彦右衛門家人随分水を以て火矢を消すといへともかなひかたく月見の櫓へ火かゝりけれの彦右衛門打殘されたる兵どもを引具し打て出て寄手の中へかけ入て働きつゝに打死しけり

其比伊勢國安濃津城に富田信濃守在城し大坂の城にの古田兵部少輔楯籠岩手の城にの稻葉藏人籠り居て皆家康公の味方申けれの石田等相計り安藝宰相秀元吉川侍從安國寺長宗我部土佐守長束大藏等三萬餘騎にて伊勢路へ發向す細川越中守忠興父幽齋丹後國田邊の城に居て是亦關東への御方なるによりて小野木縫殿助丹波但馬の勢を帥て推寄て四方より是を取

卷けり石由治部少輔の浮田中納言小西攝津守島津兵庫頭相良宮内少輔高橋九郎高橋主膳秋月三郎熊谷内藏丞垣見和泉守川尻肥前福原右馬助木村宗左衛門岡傳藏丸毛三郎兵衛等相伴ひ美濃國へ出張し大垣の城へ移り居る石田か家人柏原に千人兵を指そへ瑞龍寺山に取出三箇所を構へ守らしむ岐阜の城にの中納言秀信籠城し三成に同心す其外犬山城長島の城今尾の城等皆三成一味の輩也

北國にての羽柴肥前守利勝關東へ一味にて三成方の山口玄蕃か籠れる加賀國大聖寺の城へ八月三日に推寄て攻落し明る四日城主玄蕃并子息右京亮已下五百人はかり打取て肥前守歸陣せらる

去間石田三成の美濃國大垣の城に有けれの近國所々并大坂の城下に居ける者共追々に馳來て三成に對面し一味の契約をなす爰に尾張の國の住人加々井彌八郎といふ者三成に逢て某の貴殿の恩深く蒙りたれ此たひ表むきの家康公の味方に參ると披露して關東へ下り路次處々の城主をかたらひ味方になし便よくの家康公の隙を窺ひ奉るへしと申けれの三成悦て誠に頼もしき申様也假令關東まで下向なくとも三河遠州の諸士を味方へ引入るにれひての内府上洛なりかたかるへし萬一其方不慮の事ありとも子息におひての日本の神も照覽あれ少も疎意あるへからすとして盃を出し三献強ひ三成座敷を立奥へ入刀を持出是の大閣より拜領の物也首途祝ふとて彌八郎に引にける加々井悦て盃を三度傾け暇乞して發足し三河國池鯉鮒まで下向す此所へ苅屋の城主水野和泉守出合て彌八郎を振舞けるか折節堀尾帶刀關東



より家康公の御内意を受けて上方の様子を可窺とて上りけるか是も池鯉鮒へ立寄て和泉守に  
參會し加々井と雜談し日すてに暮ぬ其砌加々井か奴僕ひそかに加々井をよひ立何とやらん  
事の体怪く候とさ、やきけれの加々井さての早我隠謀あらはれけるかと疑ひ己か馬を鹵路  
口にをき座敷へかへりけるか次の間屏風のうしろに積置ける膳部の木具ころびける音を聞  
て加々井不圖立て蠟燭を踏消し和泉守を三刀指て推伏せ床に腰をかけて居けるに帶刀走り  
かゝりて加々井を切けれの加々井のかれて鹵路口より出むとす帶刀音を揚て呼りけれの和  
泉守か家人共追かけて加々井を切殺す其奴僕をも打殺す和泉守か家人共夜中といひ俄の事  
なれの帶刀をも敵と心得てこれをさる帶刀味方なりと申けれとも暫くきゝわけさるにより  
て深手を蒙るゝかれとも味方分明なるによりて和泉守家人もつゝぬ  
かゝる處に福島左衛門太夫池田三左衛門細川越中守淺野左京太夫黒田甲斐守加藤左馬助等  
の上方先手の輩八月朔日江戸を發足同十四日尾張國清洲につく井伊兵部少輔本多中務少輔  
も同清洲に着陣し江戸よりの御出馬を奉待吉田城主池田三左衛門輝政の御縁者たるにより  
て何れも吉田の城へ人質を出し置く

八月十三日江戸より御使として村越茂助を清洲へつかひされ各へ御書を被下

其許模様承度候て以村越茂助申候御談合候而可被仰越候出馬の儀者油斷無之候可御心安  
候委細口上申候恐々謹言

八月十三日

又頃日常陸國主佐竹右京太夫義宣の敵にもあらず味方へも參らす水戸の城に引込罷あるに  
付て御使を被立事の子細を尋給ひけれとも分明の返事に不及ゆへ重て島田治兵衛を遣ひさ  
れ彌様子をきこしめされ人質を出すへきの旨仰遣ひされ其返事により御退治あるへきと仰  
られけれの義宣某御敵を可申意趣なしとかれとも大坂に人質を置候上の今亦人質を捧げ上  
方へ御供申におひての大坂に有之候人質を弄申より外の無御座候たとひ御出馬の跡にても  
當國を罷出妨をなし申へき覺悟全無之候由言上されけれの家康公其旨をきこしめし届られて  
佐竹御退治の沙汰に不及けり又此時奥州伊達の正宗出羽の國最上義光越後國堀久太郎等の  
家康公の御方にて其領地何れも景勝と境目なれの少々せり合たゝかふよしきこしめすによ  
りて皆本國に残しおかれ景勝の押へ仰つけらる

去程に村越茂取清洲へ到着し御書を各へ相渡し御口上の仰を宣其趣きの各それに在陣苦勞  
に思召候同くの一先手合の一戦し敵味方手されの證據をきつと見せられ候の、悦思召へく  
候若仕損せられ候の、跡の合戦の心安く可被存其一左右次第急き御出馬あるへきの者也茂  
助先此趣を井伊兵部本多中務に内談されけれの兩人ながら先手の衆御出馬を待かねらるゝ折  
節なれの此仰申渡しかたし暫く相待へしと留めけりされとも茂助所存の此儀はかりに御使  
に仰付らるゝ上の此御意を申渡さすして江戸へ歸參せの兩人相止らるゝといへどもとかふ  
の御返事難申と思ひ各列座の處へ不圖進出仰の旨有のまゝに演説しけれの加藤左馬助さき  
たつて此仰最に候今まで此合點無之事各油斷に候追付罷立手合可仕之旨申けれの満坐皆同



心して一様に御返事申上けり其後清洲に集れる人々先中納言秀信居城岐阜を可攻とて軍評定あり福島左衛門太夫細川越中守加藤左馬助京極侍從黒田甲斐守生駒讚岐守藤堂佐渡守田中兵部少輔等先陣として萩原尾越洲俣を渡り西美濃へかゝり岐阜へ推寄へし池田三左衛門淺野左京太夫并三河遠州駿河勢の先陣の押へとして北美濃へ向ひ川上河田の渡りより可被越と各申されければ三右衛門敵と打合すして押への人數に成候事如何のよし申されければ井伊兵部少輔本多中務少輔申けるの家康公秀忠公の御ためを思召されの御方の勝を本とせらるへき處自身の働を心懸らるゝ事御縁者に似合申さす我等兩人も押への人數に加り參るへしと有ければ三左衛門不及異議然らば先手の勢西美濃へ亂入におひて火の手を擧るる足へし其時川上河田の渡を可越との堅約也八月廿一日先陣の勢萩原を渡西美濃より出せる足輕どもを追拂ひ尾越の渡りを越大良近邊を放火し其夜の夜大良の堤にて夜を明し明れの廿二日の曉岐阜の近邊まで出張すかゝる處に北美濃に有ける押への人數池田三左衛門等ひかへたる河向へ敵方より岐阜の家老百々越前といふ者出張し鉄炮を放つ三左衛門相伴ひける一柳監物近所に知行有て此處案内者たるに依て新賀野の川下二俣の處へ一番に乗渡る是を見て堀尾信濃守手勢を下知して河を越し敵の後ろへ押廻し敵の頸數多打取る三河遠州駿河勢打交りて河を渡り横合にかけ合せ攻かゝる三左衛門手勢の河を越敵を擊敗りくび數多打取追撃して瑞龍寺口まで攻入り淺野左京太夫の川上を越て敵方木造左衛門佐と戦て敵敗軍す同日暮方に此註進西美濃洲俣へ聞へければ福島等の先陣是を聽て先手却て跡になりぬ

る事を腹立し其宵より各岐阜へ發向し明る廿三日曉岐阜の總構を攻大手の町口より福島左衛門太夫荒神洞の京極侍從也細川越中守山内對馬守等諸軍の淨土寺口より攻向ふ池田三左衛門の岐阜の山の後長良川の水の手より同本丸へ攻かゝる井伊兵部少輔本多中務少輔の惣奉行たり瑞龍寺の出丸に石田治部少輔方より岐阜の加勢として栢原と云者籠居けるを淺野左京太夫井伊兵部少輔本多中務少輔是を攻取りて栢原父子以下千餘人打とる此間に福島左衛門太夫細川越中守加藤左馬助の諸勢大手を攻破り本丸へ攻入處に池田三左衛門手より火を懸て旗を本丸へ投入て一番のりと名乗る後日に福島と池田と前後を争ひけるとときこへしかゝりければ城主中納言秀信の生捕れけるを池田三左衛門と好みある故種々懇望に依て身命を助けられ高野山へ逼塞とを聞へし此節岐阜の城の加勢として石田并島津か勢五千餘騎大垣を出張し郷戸川まで寄來と聞へしかの田中兵部少輔加藤左馬助藤堂佐渡守黒田甲斐守等急ぎ馳向て郷戸川をわたり敵をうち敗り首數多打取て大垣の町口まで追撃にし大垣の北に當る勝山に陣をとる爰におひて諸將各此趣を江戸へ註進す

同日長束大藏少輔毛利宰相等富田信濃守か籠れる伊勢國安濃津の城を急に攻ければ城中こらへかねて和睦し同二十五日に信濃守城を開け退き寄手城を請取をれより毛利宰相長束大藏等の大垣へ赴き石田治部少輔と一手になるこれより先筑前中納言秀秋も石田方より催促し津の城の寄手の中に加へけるにより勢州關地藏まで發向せられしか元來家康公へ志有るによりて關地藏より取て返し近江國高宮に在陣し家老稻葉佐渡守平岡石見守相計らひ竊に



使者を關東へ遣し黒田甲斐守岡の江雪山岡道阿彌などをたのみ家康公へ上方の様子を言上せらる石田も事の体怪く思けれの大谷刑部少輔を佐和山へ遣し秀秋を佐和山へ招きよせ生捕にせんとはかりけれとも中納言高宮に逗留せられけれの大谷方より平塚因幡戸田武藏兩人を使として高宮へ遣し中納言をねらひけれとも中納言病氣のよしにて兩人に對面なし數日をへて中納言高宮より栢原へ出張し陣をとる關東へ内通の体を顯はさす石田と一味の體也

去程に家康公のいまた江戸に御座有て秀忠公の宇都宮より直に東山道へ御進發御上洛あるへしと御評議有て本多佐渡守を江戸へめされ委細仰含められ宇都宮へつかひさる八月廿四日秀忠公宇都宮を御出御あり此時結城少將殿の關東御留守たるに依て宇都宮の町はつれの右の方の原へ唯一騎徒歩の供四五人の体にて御暇乞のため出迎奉らる秀忠公も出陣行列の中より御馬一騎にて乗向はせたまひ御對面有之則御進發也

かゝる處に先手の御方岐阜表にて勝利を得のよし江戸へ注進到來ありけれの則御書を各へ遣はさる其狀に曰

去廿二日之註進狀今廿六日午刻參着候其許川表相拘候處被及一戰數千人被討捕岐阜へ被追付之由誠心地能義共に候彌各被相談御行之吉左右待入候恐々謹言

八月廿六日

岐阜之儀早々被仰付處御手柄何共書中雖申盡存候中納言先中山道可押上由申付候我等者

從此口押可申候無聊爾様に御働專一候我等父子御待尤候恐々謹言

八月廿七日

關原始末記下

かくて九月朔日家康公江州御出馬有り村串與三左衛門酒井作右衛門御旗奉行たり御使番に安藤彦兵衛成瀬小吉米津清右衛門小栗又市牧助右衛門山本新吾右衛門横田甚右衛門初鹿野傳右衛門大久保助左衛門犬塚平右衛門服部權太夫阿部八右衛門城織部小笠原次右衛門鈴木友之助山上郷右衛門加藤喜左衛門島田次兵衛西尾藤兵衛保坂金右衛門眞田隠岐間宮左衛門中澤主税小栗忠左衛門也其日の神奈川に御泊りこれより加藤源太郎御使として先手の面々へ御書を遣はさる其狀に曰

態以加藤源太郎申候今月朔日至神奈川出馬申候中納言使罷歸候趣見承候樽井陣取尤候今迄之御手柄共難申盡存候此上者我等父子御待付候而御働尤候委細口上申候條不能具候恐々謹言

九月朔日

二日藤澤に御着三日小田原四日三島五日清見寺六日島田七日中泉八日白須賀九日岡十日熱田十一日清須十二日御逗留十三日岐阜へ御着先手の面々此處へ御迎に罷出られ御對面各軍



功を盡さるゝの旨仰わたされ御感不斜十四日赤坂へ御着岡山に御本陣をすへらる先手の輩  
の垂井に陣を取かゝる處に石田か兵大垣の城より出て池尻戸一色の藪にて少々鐵炮を放つ  
に依て中村式部有馬立蕃か手の者共出向ひ戦ひけり御方少々うたれて利あらず家康公岡山  
より御覽せられ御使番を被遣可引取之旨仰らるといへとも敵味方互にせり合引取かたかり  
けるを重て本多中務を遣はさる中務仰を承り急き馳向ひ敵を退け中村有馬か兵を事故なく  
引どらしむ晩に及て先手の衆召によりて岡山の御本陣へまいらる各御前へ召て仰渡さるゝ  
事あり此日京極宰相楯籠れる大津の城の寄手大勢かこみ急に攻けれの城中防戦といへとも  
終にこらへかたくして宰相寄手と和談して城を出て高野山へ退かる此城寄手の面々の前に  
見へたり

同日筑前中納言秀秋大勢を率し松尾山へ到着せらる脇坂中務朽木河内守小河左馬助も秀秋  
に伴ひ同所へ来る秀秋の兼てよりの存分のことく家康公へ反忠すへしとの内意也脇坂朽木  
小河も藤堂佐渡守を頼み御方にまいるへきの旨密に言上す石田等も無心許思ひけるにや各  
相談し瀧川豊前矢田半右衛門を使として秀秋へ四箇條の書物つかはす

- 一秀頼公十五に被爲成候迄の關白職并天下秀秋公へ可讓渡之事
- 一秀秋公上方爲御賂播磨國可相渡事

- 一於江州十萬石稻葉佐渡守に同十萬石平岡石見守に自秀頼公可被下之事
- 一於當座爲御印物金子三百枚稻葉に同三百枚平岡に可被下事

右の書物の奥に誓詞あり

九月十四日

安國寺 刑部少輔 治部少輔 大藏 小西 秀家

かくて石田治部少輔三成の其夜中に大垣の城を出て牧田通をへて不破關原へ出張し小關の  
宿の北の山際に陣を取る石田か家老島左近先手なり其左の山さばに織田小洞信高并大阪黃  
母衣衆段々にひかへたり島津兵庫頭同又八郎の石田か後ろに陣をとる其南の越前海道より  
關原の本道を限り宇喜多中納言小西攝津守大谷刑部少輔同大學平塚因幡守戸田武藏守等段  
々に陣を張る其西の方本道の南松尾山の下に筑前中納言并脇坂中務朽木河内守小河左馬助  
陣を取る南宮山の後ろに長束大藏少輔安國寺吉川長宗我部等陣をとる

明れの十五日寅の刻に御先手福島左衛門太夫方より使者として祖父江法齋御本陣へ參て石  
田大垣出て關原へ出陣の趣を注進す依是則家康公御出馬有て關原本道の南兩宮山の北のは  
つれに御本陣をすへさせたまふ御先手藤堂佐渡守本多中務少輔福島左衛門太夫等の本道の  
南の方に陣をとる松平下野守殿井伊兵部少輔田中兵部少輔細川越中守金森法印加藤左馬助  
黒田甲斐守竹中丹後守等の本道より北方に陣をとる池田三左衛門淺野左京大夫三河遠州駿  
河勢の御旗本の後陣として本道より北方に陣をとる是の南宮山の敵の御手充なるへきか堀  
尾信濃守の大垣の押に仰付られ其道筋に陣をとる

去程に同日の辰刻より合戦始て先陣福島左衛門太夫等の道筋を西向に馳かゝり京極侍從藤  
堂佐渡守の道より南へ打てかゝる松平下野守殿井伊兵部少輔本多中務少輔も先陣に進て攻



戦ふ田中兵部少輔細川越中守黒田甲斐守加藤左馬助金森法印等の二番勢にて山の手へ向ひ石田か陣へ打てかゝる下野守殿井伊兵部少輔一手に成て浮田島津か勢と相戦ひ下野守殿深入し高名し疵を蒙る敵こらへかねて伊勢路の方へ引のさけるを兵部少輔これを追懸けれ島津か兵とりてかへす此時兵部鉄炮にあたり疵を蒙る松倉豊後守も此時兵部少輔手に屬して高名さけり其外先手の諸軍我劣らしと相戦ふ其中に藤堂玄蕃頭島左近か男新吉と組打し玄蕃討れけれの玄蕃か小姓馳來て新吉を討取る古田織部正猪子内匠舟越五郎右衛門佐久間久右衛門同源吉等も敵陣へ馳入攻戦ふ小坂助六郎安孫子善十郎稻垣一左衛門兼松又四郎坪内喜太郎等も高名す伊丹兵庫村越兵庫河村助左衛門奥平藤兵衛等敵陣にかけ入討死す本多中務少輔の中筋より敵陣へかけ入る其男出雲守高名する處に筑前中納言勢俄に北向に備を立直し平岡石見守稻葉佐渡守を先手として大谷刑部少輔父子戸田武藏守平塚因幡守等か陣へ志し討てかゝる脇坂朽木小河も同く相續く刑部少輔等か勢暫く防き戦ふといへども忽打まけぬと聞て刑部少輔其場を不去切腹す因幡守武藏守等も爰を先途と相戦武藏守の織田河内守津田長門守とわたり合て武藏守うたれぬ石田已下の敵軍等筑前中納言のうら切に驚き騒ぎ進退度を失ひけるを見て御方の諸軍彌急に攻かゝりけれの敵こらへすして石田等を始として或の伊吹山へかゝり或の伊勢路を指て落て行長の刻に合戦始て午の刻に及て敵軍のこらす敗北す討る者八千餘人に及へり南宮山にひかへたる長束吉川長曾我部安國寺等の合戦に不及吉川の兼てより御方へ内通なれり先陣に在といへども不動石田敗軍行方不

知大谷自害すときこへけれり長束の陣を引のいて水口へ指て逃れ行き城中へ入兼て城下の町の者ともの人質を取て籠城の用意さけるか關原敗北すと聞て皆心替するに依て長束父子自害す安國寺の何地ともなく逐電す軍さ既に散しけれり寶檢山へ御上りありて御牀几に腰をかけさせられ御胃を持參れと仰有人皆怪み奉りける處に則御着ありて勝て胃の緒をさむるとい是也と仰らる此時先手の諸大將等御前へ參られ御對面あり本多中務少輔今日先手上方衆の働き無比類と挨拶申けれり福島等も中務人數のあつかひ兼て承及に越たりと言上す中務事外弱き敵に候つると申す此時下野守殿疵を蒙り參せらる手を負たりやと御尋ありかす手に候と御請申さる然る處に井伊兵部少輔腕を首にかけて參向す御牀几より御立なされ兵部疵の如何と驚せ給ひて御藥を下さる此時下野守殿にも御藥を進せらる兵部御前へ向ひ各へ會尺もなく今日の合戦我より先なる人あるましきと高聲に匂りけれり汝か行動今に始まらすと御機嫌快然たり本多出雲守血の付たる刀ぬきかけなから參上さけれり高名しけるやと仰らる此時山岡道阿彌申さけるの夜の明たる様に候御勝時さかるへきやと言上さけれり家康公きこしめし何時にても田土にての合戦の如此たるへし猶も心許なきの面々の妻子皆大阪にあり近日上洛し妻子を各へ相渡してこそ勝時を作るへしと仰せられけれり諸將各感涙を流し平伏すさて村越茂助を御使として松尾山筑前中納言の陣處へ遣はされ今日兼ての約束をたかへす軍忠を致され御満足の旨仰つかはさる中納言悦のあまり茂助に黄金百枚引出物せらる則茂助を案内者として中納言も御本陣へまいられ家老等十人許召具せらる脇坂



中務少輔朽木河内守小河左馬助も同く來て御目見申す家康公御牀几をおりさせ給ひて今日の勸祝着のよし仰られければ中納言芝の上に平伏して御禮を申さる脇坂朽木小河にも御詞有て早々石田か居城佐和山まで推つめられ候へと仰ければ中納言等畏りを申して退出せらる其後首實檢あり各其とる處の首を持參して其様子を言上す結城少將殿より付置る、使者も高名し御前へ出ければよくかせき候此事早く三河守に知せたく思召汝急き參るべきやと仰られければかす手を負候間路次急きかたしと言上しければ然らば汝の疵を養生すへしと仰られ別人を遣はさる實檢事畢て日既に暮ければ其夜の藤川の臺に大谷刑部少輔か陣取し小屋かけに御一宿あり井伊兵部少輔等御先手の今洲に陣を取大垣の城に石田出陣の跡に福原右馬助を始として筑紫土熊谷内藏允父子木村父子垣見和泉守相良左兵衛高橋秋月等籠城しけるに依て水野日向守勝成松平丹波守康長等に軍勢を指副られ今日より推寄攻圍む爰に相良高橋秋月の城中に在ながら竊に使者を井伊兵部少輔へ遣し今度の罪を於御赦免者反忠を仕るべきのよし言上しけるとを聞へし

明れの十六日正寶寺山に御陣居らる筑前中納言福島左衛門太夫池田三左衛門井伊兵部少輔の御先手石田治部少輔か居城佐和山を攻圍む治部少輔の關原敗軍の砌より伊吹山の方へ落ゆきけると風聞しければとも何地ともゆき方しらす此城に治部少輔か父隱岐守と兄木工助已下籠居て防戦けれども寄手大勢なれり事ともせず惣構を乗破り井伊兵部少輔の水の手よりせめいる筑前中納言の手の者共二の丸まで乗こみければ城中こらへかたくて夜に入て

木工助方より扱を請隱岐守木工助を始め一族共不殘自害いたすへし籠城の者共の命を助けられむと望ければ御許容あるに依て翌朝十七日隱岐守木工助等城に火を懸自害して失にけり同日の午刻永原に御陣を移し給田中兵部少輔を召て治部少輔佐和山の城へも來るに不及上の定て何地へか落行けむ汝の北近江に發向し方々捜し尋ぬへしと仰付らる田中承て則郎從等を召具しゆき向ふ同日近藤登之助伊奈圖書加藤源太郎三人をめして軍勢等若京都へ亂入狼藉する事も有へし汝等の先たちて逢坂へ赴き日岡に番所を立往來の人を改むへしと仰付らる此折節福島左衛門太夫より京都へ遣しける使者圖書か番所を通りける時不慮に口論し出し圖書か足輕杖にて彼使者を打ければ使者口惜く思ひけるにや其趣きを委細福島方へ申遣し其身の其場にて切腹せければ福島無本意思ひ様々に御訴詔を申歎きけるに依て難狀止思しめしけるにや圖書切腹仰付らる

十八日江州八幡山に御陣を移さる

十九日大垣籠城の中相良左兵衛高橋左近秋月長門三人兼て反忠可仕之旨井伊兵部少輔言上し御許容有ければ今日相良高橋秋月密に相談し垣見和泉守熊谷内藏允木村宗左衛門子息傳藏を打取て其頸を持せて寄手の方へ送りければ城の本人福原右馬助降參し城を渡す水野日向守松平丹波守是を請取て大垣落居す相良高橋秋月の今度の罪を御赦し有て本領を安堵し福原の後日に誅せらる

今日家康公草津に御着此處へ小西攝津守行長を關原の町人林藏主といふ者召捕て馳參る攝



津守の關原敗軍の後暫くあなたに忍ひけるか江州伊吹山の東糟賀部村にて林藏主に見付られのかれかたく思ひけれのみつから吾の小西攝津守也搦捕て内府の御感にあつかるへしと呼ひけれのまからいそれにて自害あるへしと勸むといへとも攝津守吾の吉利支丹宗旨也彼宗門に自害する事を戒む然るゆへに是まで落延たり雜人の手にかゝらむの無念なる故自名乗て汝に知らする也と云けれの彼者攝津守を馬にのせ關原の領主たるゆへ竹中丹後守に云と、け今日草津の御陣所まで参向す此由きこしめして攝津守を村越茂助に預けさせ給ふ林藏主に御褒美として黄金十枚被下

同日福島左衛門太夫池田三左衛門淺野左京太夫三人仰を承り上洛し禁中を警固し秀吉の北政所へも仰遣いさる旨あり洛中并洛外所々に福島池田淺野三人連判にて制札を立て狼藉を鎮めまむ又奥平美作守も洛中守護のために遣いさる萬事穿鑿のため板倉四郎右衛門加藤喜左衛門大久保十兵衛を奥平に指加らる

廿日草津を出御有て大津へ御陣を移さる此所に數日御逗留あり幾内近國の諸士各馳参て御目見を申す同日秀忠と草津へ御着去月下旬宇都宮を出御有て中山道を経て御進發ましく、けり今晚大津へ御越ありて又草津へ還御

廿一日毛利中納言輝元并増田右衛門尉長盛の石田三成と一味にて秀頼を守護し大坂城の西の丸に居られけれの是をも御退治あるへしとて先手の軍勢醍醐の邊まで發向する處に今日輝元并増田方より黒田甲斐守并伊兵部少輔を頼み和睦を請ふ此事數篇の御沙汰ありて御許

容ありけれの廿三日輝元の大坂を退て和州木津へ引のき増田の其居城郡山へ蟄居す是に依て井伊兵部少輔本多中務少輔福島左衛門太夫池田三左衛門淺野左京太夫藤堂佐渡守等大坂へ發向し西の丸を請取勤番す福島淺野黒田等本丸へ赴て秀頼に謁す

同日田中兵部少輔北近江にて石田治部少輔を搦め捕て兵部少輔自警固し大津へ召具して参向す石田去十五日敗軍の後戰場を逃れ伊吹山を越て草深く路嶮しき岩窟の中の堂にかくれてやふれたるつゝれを身に纏ひ米を腰に付鎌を指て樵夫の病に伏る体にて伏居たりけるを田中か家人尋搜して終に召捕けり大津の御陣へ参りけれの御小袖を下さる飢寒を救はせ給ひ本多上野介に預けられきひしく警固す石田折節腹中を煩けれの醫者に仰付られ養生を加ふめらる

同日京都にて安國寺を生虜にす關原敗軍の後安國寺密に京へ逃のほり鞍馬山にかくれけるか追手來るときいて鞍馬を忍出下京六條一向宗門端之坊か許に一宿まけるを奥平美作守聞付手の者に雜色を相副捕へに遣しける折節安國寺輿に乗て逃出むとする處に小姓人手にかけむよりいとは是を斬る安國寺頭に少し疵を蒙又輿へ顔を引入然る處に捕へに來れる者則生捕て大津の御陣所へ引具して参りけれの小西攝津守一所に村越茂助か宿に戒めおかれて番の者を付らる

廿五日秀忠公草津を出御ありて大津の御陣所へ御立寄家康公へ御對面まし、て其晚伏見に至て御着あり



同日増田右衛門尉死罪を御赦し有て所領役収せられて郡山の城を渡し高野山へ蟄居す  
廿七日家康公大阪御入城のため大津を出御有て狼谷越を伏見へかゝり過させ給ふ秀忠公路  
次へ出向はせ給ふ明日大坂へ進發せらるへしと仰出さる此時兼ての仰に依て藤の森通大名  
屋敷の焼迹の路筋にて酒井河内守重忠同舍弟備後守忠利御目見申處に御輿の際へ兩人を  
させられ仰に曰大津の在番として松平甲斐守大須賀出羽守暫く着置といへともいまた若き  
者なれは兩人是より大津へ赴き城を請取勤番すへしとの旨あり今晚家康公淀に御一宿まし  
くす

廿八日秀忠公伏見を出御有て大坂城へ入らせ給て二丸に御坐あり

同日家康公淀を出御ありて申刻大坂へ御着西の丸へ入御

廿九日攝家大臣諸公家并神官僧徒等盡く大坂へ參て家康公秀忠公へ拜謁す

十月朔日石田治部少輔三成小西攝津守行長安國寺瓊長老此間大津より大阪へ引渡され今日  
京へ遣され奥平美作守請取て三人ともに各車一兩（輪さ）つゝにのせ洛中引渡し四條河原にて  
三人共に斬罪せられ三條河原に首を梟らる

頃日毛利中納言輝元不義の罪をたゞされむため今月十六日秀忠公大坂より安藝の廣島へ御  
動座あるへきと沙汰ある處に輝元方より井伊兵部少輔を頼み様々陳し申されけるに依て今  
月五日事議定して輝元并息藤七郎身命を御赦免ありて領分十箇國の中長門周防兩國を下さ  
れ其餘の八箇國へ召上らる

此比石田の徒黨小野木縫殿助丹波國福地山の城に楯籠りけるを細川越中守忠興に仰付られ  
推寄攻落し小野木切腹す其頸を石田か頸と一所に三條河原に梟らる是より先家康公江戸御  
出馬已後出羽奥州越後の境目處々にて伊達政宗最上出羽守堀久太郎等景勝と數度せり合互  
に勝負ありけるか關原にて石田敗軍すと聞て景勝か軍勢皆會津へ引退く又筑紫にて黒田甲  
斐守父如水豊前の國より出張し豊後の大友と合戦し大友を擒りそれより熊谷半次郎か楯籠  
れる安喜城垣見和泉守か手の者とも籠れる富來城森壹岐守か居りける小倉の城悉皆攻落  
して其勢ひ九州に振ふ加藤主計頭清正肥後國熊本の城より出張し同國小西攝津守家人留守  
しける宇土の城を攻圍む事日久し關原にて攝津守敗軍すと聞へけれは城代小西隼人切腹し  
城を開て主計頭に渡す又其比島津か留守の者共主計頭か領内佐敷の城を攻けるか關原にて  
島津兵庫頭敗軍すと聞へけれは島津か兵皆本國へ引かへすかゝりけれは如水も主計頭も大  
坂へ參向し家康公秀忠公へ謁し奉る

十一月十六日秀忠公大坂より御上洛十八日御參内

今度石田か叛逆に與する輩悉く敗亡して關國并沒收せらるゝ所々あるによりて忠功の諸將  
に恩賞行はるへしと御沙汰有て家康公より御使として井伊兵部少輔本多中務少輔榊原式部  
大輔本多佐渡守大久保相摸守五人を御使として秀忠公へ遣はされ關東を御座所に定めらる  
へきか但上方に御座有て可然思召かと御尋あり秀忠公聞召ていまた若輩の事なれは如何様  
にも御仕置宜き様に大御所御計ひに不可過と御返事ありけれは家康公御機嫌能然らは關東



に御座あつて天下の政務を行はるへしとて國割被仰出

越前國

結城少將殿

尾張國

松平下野守

備前美作兩國

中納言豊臣秀秋

安藝備後兩國

福島左衛門大夫

播磨國

池田三左衛門

紀伊國

淺野左京大夫改號紀伊守

筑前國

黒田甲斐守改號筑前守

筑後國

田中兵部少輔改號筑後守

出雲隱岐兩國

堀尾帶刀

因幡伯耆兩國

中村一學式部少輔之子

豊前國并豊後杵筑

細川越中守

土佐國

山内對馬守

若狹國

京極宰相

丹後國

京極侍從

伊豫松山

加藤左馬助

同國今張

藤堂佐渡守

飛驒國

金森法印

因幡鳥取

池田備中守

丹波福地山

有馬玄蕃頭

美濃高洲

徳永法印

伊勢神戸

一柳監物

美濃高洲

徳永法印

其外羽柴肥前守に能登國并加賀の小松大聖寺を増し給はる能登國の前田孫四郎領知也小松の丹羽五郎左衛門領地大聖寺の山口玄蕃領知也今度此三人石田に與するゆへ皆沒收せられて肥前守に被下是より加賀能登越中三箇國悉皆肥前守領知せらる加藤主計頭此比まで肥後半國を領して熊本に在城えけるか今度小西攝津守か關所を下され肥後一國を領して改めて肥後守と號す

其比家康公へ南蠻國より捧る所の婆丹といふ鐵炮を秀忠公へ進せられければ朝夕の御自愛不斜此年の冬江戸増上寺住持存翁上人坂へ上り天下御一統の御祝儀を申上らる家康公西の丸におゐて存翁に御對面法門仰付らる秀忠公も御同座にて御聽聞あり法門過て家康公より蓮花王の眞壺を存翁に下さる拜受して退出せらる又此比石田か徒黨等沒收の物の中に茶壺數多ありければ御譜代の大名等に一箇つゝこれを下さる

慶長六年辛丑正月元日大名小名大坂にて家康公秀忠公兩御所へ拜禮し奉る

同年二月より三月上旬までの間御家人に恩賞行はる

近江國佐和山

井伊兵部少輔

伊勢國桑名

本多中務少輔

美濃國加納

奥平美作守

同國大垣

石川長門守

參河國岡崎

本多豊後守

同國吉良

本多縫殿助

同國吉田

松平玄蕃允

遠江國濱松

松原右馬允

同國懸川

松平隱岐守

同國横須賀

大須賀出羽守

駿河國田中

酒井備後守

同國府中

内藤三左衛門

同國興國寺

天野三郎兵衛

同國沼津

大久保次右衛門

上總國小多喜

本多出雲守

右皆舊領の上に加増を給はる事あり

其比兩御所關東へ御下向あるへき御暇乞のため秀頼より招請せらるゝに依て兩御所御同道にて本丸へ渡御あり饗應猿樂あり千疊敷の廣間を四間にまきり奥の間秀頼の母儀淀殿見物せらる其次の間に秀頼座せらる其次の間の家康公御座あり其次の間の秀忠公御座あり事畢て兩御所還御あり其後日秀頼西の丸へ至て家康公へ謁せらる秀忠公も御出逢あり此時秀



頼より鞍置馬を進せらる片桐市正長袴を着し庭上に立て馬を引けれの榊原式部大輔仰に依て出向て馬を請取て退く事畢て秀頼退出をれより二の丸へ至られけれの秀忠公も西の丸より還御有て二の丸にて秀頼へ御對面あり頓て秀頼本丸へかへらる

三月廿四日秀忠公大阪より伏見へ渡御あり

廿八日秀忠公權大納言に御昇進あり

廿九日秀忠公御參内

四月上旬秀忠公關東へ御下向あり

六月近江の國膳所の城を戸田左門一西に被下

七月上杉景勝御赦免を蒙り會津より上洛し不義の罪を陳謝し奉る八月其罪を議定有て景勝か會津領百萬石御改易有て奥州米澤にて三十萬(石脱歟)下さる會津をい蒲生藤三郎に下さる佐竹義宣も歳を経て御赦免有て常陸國八十萬石召上られて出羽の秋田にて廿萬石下さる島津兵庫頭ハ關原敗軍の後本國薩摩へ下りけるか兵庫頭か兄龍伯もとより家康公へ不義の志を不挾の旨本多佐渡守を頼み様々陳謝申すに依て年を経て御許容有て薩摩大隅兩國安堵の御朱印を龍伯に下さるこれに依て兵庫頭か子息忠恒を龍伯か養子として上洛御禮を申す浮田中納言秀家ハ關原敗軍の後島津を頼み薩摩に隠れ居けるか島津御赦免の後秀家も身命を御免有て八丈島へ遠流せらる

同年九月板倉四郎右衛門加藤喜左衛門を京都の所司代に仰つけらる

十月十二日家康公伏見を出御有て關東御下向十一月五日江戸城へ着御たまふ

夫漢家四百年之長高祖創業於垓下之大捷也唐室三百歲之久太宗開基於東都之會戰也恭惟東照大神君關原之勝一舉塵敵四海入掌雖誅滅頂羽之成功戮資擒克之雄武何以加焉

本朝古來出軍之多未有如此之盛也庚子凱歌以來至今六十年許既經 四葉重熙累洽之政治誠是

神君弧矢之威大利天下文教之風永播闔國之驗也

大君幕府若雖有欲知

神君武功之勤勞然年既久而慮向來無人之知此事若狹羽林粗述其所見聞且尋當初小説及耄耆之所傳言乃使林道春及春齋以纂記之爲上下卷號曰關原合戰始末記

明曆二年丙申二月十七日

右の酒井讚岐守所藏寫本也

右關原始末記二卷謄寫東京帝國大學藏本一校了

明治三十五年三月

近藤 圭造



慶長年中卜齋記序

曩者有板坂卜齋者起業於杏林、

東照神君以其善達方技每召侍其側因有命仕紀陽亞相賴宣卿復奉

大廟之命數得候

幼君是故家聲日盛術鳴海內曾奉陪

神君之日雖矢石鏖戰之地燕居遊獵之際未曾不扈從故以所其經歷親炙時輯錄之藏諸

其家殆將百年閱為其書年月事實往々有犬牙睽違者此迺叟隨師旅之間歲月之久或

追思後記者然焉今也得斯書以諸家史籍紀年紀事有錯誤者則以商量考定一歸正史

有明文者書以冠其文如其本文則未有加雌黃更互其文而止耳其書始為一卷今願三

卷蓋始則起慶長三年至關原戰伐之間中則逮

神君從關原屯軍於浪華之後終則載秀吉公之事蹟并

神君周流天下而皆寶錄也讀者夫徵焉

享保辛丑中冬

錦江信遍師惠謹叙

卜齋記叙(山川本)

上様紀州の太守にて被成御座候節板坂卜齋が覺書といふ書御納戸にあり其後江戸御城へ被爲入上様に御成被遊候以後權現様御一生の御事を世上に記傳へ候書物とも多く

有之候得共その實否慥ならず林大學頭へ御尋被遊候得共かど相知不申其外大名古き家々の舊記など召上られてたどひかるき書付にてもふるく慥成覺書ともを以て段々御吟味有之候是に仍て紀州御納戸に有し舊記の内をも御取寄被遊候もあり其内に卜齋が覺書も有之此覺書の古きものなれに證據にも成へきなれどもこの本のうづしなればもし卜齋自筆にてあたいめ候も有へきにやと御尋ありしに幸ひ彼卜齋が孫娘の御小性岩本内膳正が養母にて候よし内膳正養父の岩本次郎左衛門にて紀州和歌山侍にて候節二代目の卜齋が婿なり内膳正御本丸へ御供にて江戸に罷在候故内膳正へ御尋有之候所かの養母即卜齋自筆の覺書を所持いたし候由にて指上候内膳正養父の舊記など好て見候折節三代目卜齋幼少に候故内膳正養母彼卜齋自筆の覺書と持參て候よし依之御小納戸山本八郎右衛門に被仰付卜齋覺書年月前後の差別なく記候を考改め年月の次第に隨てその事を記又日の忘れ候年月の覺違有之分別引合改め候得迎御年譜尾州にて出候御書物黒田家覺書筑前の松平筑前守家にて候太田和泉守日記全部二冊是は由緒藤堂家覺書伊賀の藤堂和泉守家にて候島津家覺書薩摩松平薩摩守家にて候是等の御書物を寫し被成候其上ひらの御坊主成島道竹と申者學問も有之由手傳ひ被仰付校へ合され候處實事の違無之候其内少々不審なる事ども慶長四年龍伯振舞の御約束御座候事伏見御屋敷へ取掛候よし有之時中里大和守治少城の大手に居られ候半所と申たる事上杉の秋田佐竹の米澤新領の類にて候御座候得共右の御書物どもにて考合慥ならざるの分にいたし初の本の全部壹冊にて候しを上中下三冊に仕立指上られ候への上意に叶候哉外題を慶長年中板坂卜齋覺書と可仕よし被仰出其上八郎右衛門へ鏝拾枚御褒美に被下候此鏝は京都所司代松平伊賀守京部にて申付させ候て指道竹の御坊主より組頭格に御取立候て御書物預り御小性の下役のやうにて御書物など取扱



ひ能仕合に罷成候右慶長年中記出来候以後其由來を序文になり候様 上様御直に御草稿遊はし道竹へ被 仰付潤色仕伺ひ候處ひたと御直し被遊其上にて文言成就いたし則御納戸へ納り候慶長年中記の序文に罷成候其序文左に寫し置候

一我等寫させ置候此本の卜齋か自筆の覺書全部壹冊にて候其後右の慶長年中記上中下三冊の草稿を山本八郎右衛門拜領にて其有増を跋にふたゝめ跋も則左に寫し置候秘藏いたし所持候を我等も其節御小納戸相勤め仲間にて心安候ゆへ色々懇望いたし借り受引合候て年月の次第の件の肩に上ノ一上ノ二中ノ一中ノ二下ノ一下ノ二と申様に上中下三冊を別て年中記の次第の通りを書付いたし其外朱の書入或ひ直し候分又ハ張紙にて書加へ候分張紙の分皆今分注に書入圍を致し候則脇付附言朱書ハ皆年中記を寫したるにて候然れば卜齋覺書違ひ有之ハ格別の事卜齋より後仕取傳へ候處慥なる書物にて候其上御年譜創業記なども符合いたし候へば實録に紛れ無之候惣而書物の年を経候へば偽れるも實のやうに聞え實なるもあらぬ事によふに聞え心得違ふものにて候子細の世間の風俗も移り人々の氣象も變り候て今を以て古へを計り候故にて候萬事其初を忘れ候得ば段々に驕も長じ物と手重になり然るべき心掛はなく成てよからぬ不足心も出来るものに候箇様の實録を見候て古を以て今を考候はゞ左やうのたしなみとも成べきにて候かゝるためにもとかくの認めおき候ものなり

享保八年癸卯七月廿四日 佐野伊右衛門源恭政誌之

三本合目錄

(山川本)

○慶長年中卜齋記提頭

- 一 慶長四年家康公云々
- 二 大坂にては備前島
- 三 慶長五年正月天下
- 四 大坂西丸御殿
- 五 此節家康公を
- 六 去冬より北國陣
- 七 此節備前中納言殿
- 八 五月に成て景勝陣
- 九 六月十六日大坂御立
- 十 十八日石部へ
- 十一 總て家康公伏見へ
- 十二 十八日夜を込て
- 十三 十九日關地藏
- 十四 廿一日吉田へ

(黒川本)

○板坂卜齋日記一ウチ

- 一 慶長四年九月云々
- 二 大坂にては
- 三 慶長五年正月
- 四 大坂西の丸
- 五 去冬より北國陣
- 六 此節備前中納言殿
- 七 五月に成候て
- 八 六月十六日
- 九 十八日石部へ
- 十 十九日關
- 十一 廿四日市場
- 十二 廿一日に吉田へ
- 十三 廿二日島田
- 十四 廿三日駿河

(高島本)

○慶長年中記○別

- 一 慶長三年七月云々
- 二 慶長三年正月
- 三 雅樂帶刀式部
- 四 豊後橋北の詰
- 五 古城の家作
- 六 向島に御座候て
- 七 伏見小幡山
- 八 治部少輔佐和山へ
- 九 慶長四年家康公
- 十 大坂にては備前島
- 十一 慶長五年正月
- 十二 大坂西丸御殿
- 十三 此節は家康公を云々
- 十四 去冬より北國陣



十五	廿二日島田	廿四日	四月伊奈圖書
十六	廿三日駿河府中	廿五日	此節備前中納言殿
十七	廿四日三島	廿六日	五月に成て
十八	廿五日小田原	廿七日	御出陣御いとまこひ
十九	廿六日藤澤	廿八日	六月十六日大坂
二十	廿七日藤澤より	廿九日	十八日夜をこめて
廿一	廿八日鎌倉	晦日江戸	十九日關
廿二	廿九日神奈川	七月朔日より	廿日四日市
廿三	晦日江戸西丸へ	十九日秀忠公	廿二日島田
廿四	十九日秀忠公	同日の申之刻	廿三日駿河
廿五	同日申之刻	廿一日江戸御立	廿四日
廿六	廿日に大坂に	廿二日古河へ	廿五日
廿七	廿一日江戸	真田安房守下野	廿六日
廿八	廿二日古河へ	金森法印へ云々	廿七日
廿九	廿三日小山へ	廿三日小山	廿八日
三十	廿四日古田	廿四日古田	廿九日
三十一	細川越中守	廿四日内府公	

三十二	京橋に番三千人	細州越中守	晦日江戸
三十三	池田三左衛門	京橋に番三千人	七月朔日より
三十四	廿五日六日	此節上方	十九日秀忠公
三十五	廿六日津田	廿五日六日	廿日に大坂に
三十六	廿七日先手	廿六日津田	廿一日江戸
三十七	上方一篇に	廿七日先手の	廿二日古河
三十八	慶長三年正月十九日	上方一篇に	真田安房守下野
三十九	廿八日五つ時に	慶長三年四月	金森法印
四十	小田原の内迎に	廿八日五つ時	廿三日小山へ
四十一	廿九日先手衆の	廿九日先手の	廿四日古田織部正
四十二	晦日諸勢	晦日諸勢	京橋に番士三千人
四十三	八月朔日	八月朔日	池田三左衛門内義
四十四	二日	四月早朝に	此節上方より
四十五	三日	五日	廿五日六日雨降
四十六	四日早朝に	十日御機嫌能	廿六日津田
四十七	五日	廿八日正則	廿七日先手
四十八	六日江戸へ	廿九日	上方一へんに



四十九	七日	九月朔日西の丸	廿八日五つ時に
五十	八日	朔日晚	廿九日先手衆
五十一	九日	三日小田原	晦日諸勢
五十二	十日御機嫌能	四日三島	八月朔日
五十三	廿八日正則輝政より	五日清見寺	二日
五十四	朔日御出馬	八日白須賀	三日
五十五	廿九日八月小	九日岡崎	四日早朝に
五十六	九月朔日	十日熱田	五日
五十七	朔日晚神奈川	十一日清洲	六日江戸へ
五十九	三日小田原	十四日大柿より	八日
六十八	五日清見寺	岐阜より赤坂	九日
六十一	六日島田	かうつこまに	十日御機嫌能
六十二	七日中家	十五日小雨	廿八日正則
六十三	八日白須賀	御旗本大形	廿九日
六十四	九日岡崎	今日軍入亂れ	九月朔日西之丸
六十五	十日熱田	此日本多中務の	朔日晚
六十六	十一日清須	堀尾信濃守の	二日

五十八脱

六十七	十二日御逗留	此時毛利宰相	三日
六十八	十三日清須より	下野守殿御はかせ	四日三島
六十九	十四日赤坂へ	大谷刑部少輔の合戦	五日
七十	岐阜より赤坂迄の備	十七日佐和山の南	六日
七十一	岐阜より赤坂迄御人	十七日午の時に	七日
七十二	十五日小雨降	十七日に御先手	八日白須賀
七十三	御旗本大形	十八日朝佐和山	九日岡
七十四	翌日十五日朝	十九日何方の人	十日熱田
七十五	今日軍亂れ	十九日下野守殿も	十一日清須
七十六	此日本多中務大輔	廿日草津	十四日赤坂へ
七十七	此時毛利宰相	江州中の敵知行	かうつこまのに
七十八	下野殿御はやり	廿一日大津城へ	岐阜より
七十九	大谷刑部少輔の	備前中納言殿生死	十五日小雨ふり
八十	十六日佐和山の南	廿二日	御旗本大かた
八十一	十七日午の時に	廿三日河尻肥前守	翌日十五日朝
八十二	十八日朝和佐山	大津の城に被成御座	今日軍入亂れ
八十三	十九日何方の人	石田治部少輔を捕へ	此日本多中務の



八十四	十九日八幡山	安國寺の	堀尾信濃守の
八十五	廿日草津	家康公御陣の時	此時の毛利宰相
八十六	廿一日大津の城	十月日をは忘申候	下野守殿御はやり
八十七	備前中納言殿生死	十五日大津御立	大谷刑部少輔の
八十八	十二日	石田治部少輔小西	關ヶ原にて御膳
八十九	十三日河尻肥前守	廿六日大坂の	十七日午時に
九十	大津の城に	此己後ル一日	十六日には御先計
九十一	安國寺の毛利宰相殿	今度忠節仁	十八日朝佐和山
九十二	家康公御陣の時	十月末進藤	十九日いつかたの
九十三	十月日忘れ申候	兵庫頭合戦	廿日草津
九十四	廿五日大津御立	慶長四年の冬	小西攝津守關原
九十五	廿六日午ノ時	翌年御振廻	江州中御敵を
九十六	石田治部少輔小西	慶長七年に島津	廿一日大津
九十七	此以後十一月	家康公大坂の城に	備前中納言殿生死
九十八	今度忠節の仁	伊集院幸侃を	廿二日
九十九	十月末進藤	兵庫頭に	大津の城に
百	島津兵庫頭	進藤三左衛門	

百一	兵庫頭合戦に	進藤三左衛門何國の	石田治部少輔を捕
百二	慶長四年の冬	慶長三年七月に	島津兵庫頭の合戦
百三	翌年御振舞	慶長四年正月	兵庫頭合戦にまけ
百四	慶長七年に島津	雅樂頭帶刀	十月末進藤
百五	伊集院高竿を	豊後橋北の橋詰も	十月日忘る
百六	進藤三右衛門	古城の家作	廿五日大津
百七	三左衛門中納言殿へ	向島に御座候て	石田治部少輔小西
百八	進藤三右衛門何國の	治部少佐和山に	廿六日午時
百九	慶長三年七月に	治部少輔被搦候	此己後十一月
百十	慶長四年正月	文祿三年伏見	今度忠節仁なれば
百十一	雅樂頭帶刀	家康公名護屋に	佐竹義信も
百十二	豊後橋北の橋詰	景勝の此年	進藤三右衛門
百十三	古城家作りの間	鉄炮頭貳萬石	三右衛門中納言殿へ
百十四	向島に御座候て	御使番五百石	進藤三右衛門何國の
百十五	治部少佐和山へ	佐竹義宣も	慶長五年九月
百十六	桑島左近と申者	名護屋御在陣の内	慶長七年に島津
百十七	石治少と家康公の	伏見小幡山	家康公名護屋へ



百十八 文祿三年秀吉公 關ヶ原にて御膳  
 百十九 慶長元年秀頼公 慶長九年三月廿九日  
 百二十 文祿三年伏見向島に 慶長五年九月廿五日  
 百廿一 家康公名護屋へ 秀吉公御代  
 百廿二 景勝ハ此年出羽の國 秀吉公伏見より  
 百廿三 銃炮頭二萬石 正月朔日國持  
 百廿四 御使番五萬石 普請場へ出御  
 百廿五 佐竹義宣も 家康公伏見に  
 百廿六 名護屋御在陣の内に 家康公秀吉公  
 百廿七 伏見木幡山御城 計百廿六條終  
 百廿八 慶長九年二月廿九日  
 百廿九 慶長五年  
 百三十 秀吉公御代に  
 百卅一 正月朔日に  
 百卅二 普請場へ出御  
 百卅三 家康公伏見に  
 百卅四 家康公秀吉公  
 安藝國廣島へ  
 景勝ハ此年  
 名護屋御在陣  
 桑島左近と申もの  
 石治少と家康公  
 家康公伏見に  
 慶長四年冬島津  
 翌年御振舞  
 伊集院高干を  
 文祿三年秀吉公  
 文祿三年伏見向島  
 秀吉公御代に臺所  
 秀吉公伏見より  
 正月朔日に國持  
 普請場へ出御  
 慶長九年三月廿九日  
 總て家康公伏見へ

百卅五 御出陣の御暇乞に 銃炮頭二萬石  
 百卅六 計百卅五條終 御使番五萬石  
 百卅七 家康公秀吉公御全盛 計百卅七條終

齋藤幸成著武江年表卷二明曆元年乙未の條○十一月十二日醫師板坂卜齋卒  
淺草寺名醫王院に葬  
 修善院にあり卜齋ハ淺草砂利場の邊に文庫を建和漢  
 の書籍と收め諸人に繙しむこれを淺草文庫といふ

卜齋記上之卷

慶長四年家康公九月七日大坂秀頼へ九月九日の禮に御下り候大坂にての御宿備前に御座候  
 家康公九日御出仕の處を討可申巧み討手の太刀取土方河内守と定む大野修理其外番頭共  
 と沙汰候増田右衛門尉内證申上候由御出仕候へ共討申事成不申伏見に被召置候人數共召連  
 被下候へと御意にて平岩主計頭「罷下候伏見御城」○△を大將にして大番衆御家人不殘九日夜  
 にハ三河守殿御座候騷動候故城中西丸に槍二百本鐵炮二百人大手口に高屋左近舟入の方口  
 に水谷右京松の丸へ物頭衆舟入へも物頭を被遣即時に城御堅め候馬三疋一疋ハ鞍置一疋ハ  
 鞍置泥障さゝず一疋ハ轡計裸せなり



大坂にての備前島御座所の如何と申増田右衛門尉所へ假に移し十二日過て大坂城中に石田李頭(△木工頭)家を立退其身の堺へ被參候元來堺奉行李頭一萬石の身上にて候へども當座御座被成候に狭もなく候無程廿日計の内に政所京へ御上り李家の用心も如何と政所御家の禁中の南秀吉公京へ御上り時の御家也誰も不申候得共政所の御計ひ也政所の御座候所へ御移西丸と申曲輪にて候李家にの平岩主計頭移居申候

慶長五年正月天下諸侍出仕の禮被爲請候に御殿なく候迎去冬秀頼より廣間を作り被進候意心と申人奉行正月の禮被爲請候に禮頭中納言を始に朔日より五日迄奏者の本多中務石川左衛門太夫大澤三人なり日々に御禮始に中納言頭に宰相侍從諸大夫

大坂西丸御殿秀吉公御造らせ候へば夥敷御殿にて候二三月より天守爲御造候大形の藤堂和泉守奉行程なる体にて候

此節家康公を天下の家老と敬ひ申主人との不存日々諸大名出仕表へ出御候て御咄し御振廻杯の不出薄茶計にて出仕の衆も小半時も半時も御入候て大方の五ッ過より八ッ七ッ迄出仕衆不絶

去冬より北國陣と下々雜説申候相手の越中の中納言殿なり二月時分より北國陣の沙汰止み奥州陣と専沙汰仕候四月伊奈圖書と申御小性立の者を景勝へ御使に被遣候何と御受を被申上候や無程奥州御陣と申ならし候

此節備前中納言殿家老浮田左京亮戸川肥後守岡越前守花房志摩守四人申分出來四人の衆面

々屋敷に居候而の難叶とて高麗橋東北の角の浮田左京屋敷あり此處へ引罷り髪を剃内の者どもの大坂町屋の詰りくりに遣し屋敷に鐵炮鳴候の町中所々燒立候へと覺悟定り候此内扱人大谷刑部少輔榊原式部大輔津田小平次三人也式部大輔扱様おしきとて御氣色を蒙り關東へ追下し候刑部少小平次は此時の御内のものにてなく候への御構ひなし刑部少輔殊の外御懇にて折々御談合相手に被成候か此時節より御談合相手止み申候敵に成被申候も此時節よりの趣意と申候小山へも浮田左京戸川肥後守の御供被仕候岡越前守花房志摩守も罷下り度と様々申上候へ共思召有とて大坂に御殘置候四奉行御敵に成候時の兩人大和の郡山右衛門尉かもとへ附居られ候元來右衛門尉の家康公と下心能御座候故にて候

五月に成て景勝陣と一向用意此節日々大名小名出仕也  
六月十六日大坂御立十七日伏見に御逗留十七日に千疊敷の奥座敷へ出御御機嫌好四方を御詠め座敷に立せられ御壹人莞爾々々と御笑被成候鳥居彦右衛門其座に被居候始の御覽出しなく御座敷立廻らせられ候而御覽出し立せられ候の御意に此城の太閤日本の人數を集め石積に被成候自然の事出來候て鐵炮の玉に事をかき候は、本丸天守に金銀入置候取出し玉に鑄て打れよと御意其儘奥へ被爲入候

十八日石部へ長束大藏太輔被來鉄炮二百挺御儀に進上明朝水口にて御膳上ヶ可申と被申七ッ半の頃被來候て表に連もなく一人被居候夜に入五ッ頃被歸候長束歸られ道を二里半計も被參候のん敷(程)の間にて石部を出御御先へ槍二本長刀一御走衆廿人許挾箱二御跡に一町



許置て田上<sup>△ナシ</sup>權三郎一騎又半町程置て城和泉守一騎俄に出御ゆへ御供の騎馬もなし  
 總て家康公伏見へ從江戸御上被成候時槍二本長刀一弓一張挾箱二先へ引馬など、申もなし  
 御走衆と申候の當時の歩行の者の如にていなし 富永主膳 岡部小右衛門 松野茂左衛  
 門 柴田四郎兵衛 小倉嘉平<sup>(△嘉平治)後に惣兵衛</sup> 岩本仁左<sup>(△右)衛門</sup> 山下亦助 鏑<sup>(△鈴)木與</sup>  
 兵衛 河野金大夫 河野孫左衛門 か様の衆三十人計あり名護屋御陣關ヶ原御合戦の時迄  
 馬取道具持挾箱御乗物昇に至る迄皆々右<sup>(○△古)</sup>の侍信長甲賀を御破其時甲賀侍牢人して濱  
 松へ來り奉公申上候關ヶ原以後御合戦以後歩行衆被召置頭を付させられ候頭九人 松平豊  
 前守 松平志摩守 松平右馬助 柴田左近 阿部左馬助 原左近右衛門<sup>(○左五右衛門)</sup> 中山  
 左助 松平淡路守 松平若狹守<sup>一組に三十人宛此内若狹守ハ組の同心奥の女房衆へ文遣し御穿鑿の上御勘氣と蒙る</sup>  
 十八日夜を込て家康公石部を立せられ候か内袋<sup>(○△かうちふくろ)</sup>と申所に本多中務大輔宿り  
 表の町へ出て乗掛に乗候人の通し馬上の待れ候へと各被止候鐵炮頭 服部半藏 加藤九郎  
 次郎<sup>(△次郎九郎)</sup> 水野太郎作 酒井與九郎 阿部掃部 成瀬小吉 渡邊半藏<sup>(△彌之助)</sup> 此人  
 々鐵炮火繩に火を付其外騎馬の衆を中務下知して水口河原へ押出し曳とらくと聲を揃ひ  
 川の端に三町餘ひろかり一度にさつと渡り足をそろへ水口町中菟通り候  
 十九日關地藏  
 廿日四日市<sup>(△四日市場)</sup><sup>(創業記ニ廿日四日市場廿一日作島廿二日白須賀廿三日中泉廿四日島田廿五日清見)</sup>此所  
 より船に召供の者陸地を廻り候へと被仰出候悉陸地を吉田へ廻り奉待候御船に女中十餘

輩小性十人許にてサクの島に御宿り  
 廿一日に吉田へ着御是の岡崎の城田中兵部少<sup>(△大)</sup>輔を六ヶ敷思召ての御事にて候同日晩  
 に中泉へ着御  
 廿二日島田  
 廿三日駿河府中中村式部少輔煩を爲御見舞御立寄清見寺へ着御  
 廿四日三島  
 廿五日小田原  
 廿六日藤澤  
 廿七日藤澤より鎌倉爲御覽  
 廿八日鎌倉  
 廿九日神奈川  
 晦日江戸西丸へ着御<sup>(御年譜に六月とあり本文に晦日江戸着御と記すハ卜齋覺相違なり)</sup>七月朔日より江戸に被成御座候十五日十六  
 日の頃迄上方より奥へ通り候大名小名相摸國大磯より武藏國府中へ掛り岩附へ毎日ノ下  
 り被申候大磯府中より今日の誰々御通りと日々注進  
 十九日秀忠公江戸御立大門へ渡御是の景勝追討の御出陣  
 同日申之刻増田右衛門尉狀永井右近所へ來其狀に曰  
 一筆申入候今度於樽井大刑少兩日相煩石治少出陣之申分爰許難說申候猶追々可申入候恐



々謹言

七月十二日

増田右衛門尉

長盛

永井右近大夫殿

此狀を祐筆部屋にて右近披見候て否狀を越被申候可掛御目として御前へ持參上意に其狀を寫し先手へ遣候へと被仰出候により俄に百姓共に代官衆被申渡江戸より宇都宮まで一里飛脚を置候

廿日に大坂に被居候大小名 生駒雅樂頭 蜂須賀阿波守 徳善院 長束大藏 羽柴下總守

新庄駿河守 柘植大炊介 淺野彈正少 此外方々より雜説と申候又ハ雜説静り候との狀

來る何れも十二日十三日の狀刻付はなし此狀の分にて落着思召に叶はざるに依て何れも寫先手へ遣候得と日夜被遣候

廿一日江戸御立岩付へ渡御創業記ニ廿一日鳩谷廿二日江戸御立槍鐵炮弓御馬學校三要馬 岡江

雪○△江戸馬廻走衆其頭々 二十七山岡道阿彌馬 半入馬 廿許 如此有之候頭々と有之

儀ハ本文の槍鐵炮弓并小書の御旗等の頭々の儀にて二十七と有之ハ頭の員數にてハ無之七本の御旗と二十本の折掛と合て二十七本なるべき歟江雪馬走衆廿許と有之儀ハ江雪半入馬上走衆二

長刀一御跡小性衆百騎許其次に大番衆一組々々面々の馬印二行に組の馬上ハ跡へ岩附へ渡

御候てハ上方よりの飛脚も狀も不來其子細ハ濃州關ヶ原人數を置伊勢赤堀に織田常眞二十萬石に御敵に被爲成會狀飛脚は通し不申候天を飛候はんより外の地を步行候者ハなり候はずとの沙汰

廿二日古河へ渡御足利の小林十郎左衛門參上申上候ハ今日午の時眞田安房△阿波守佐野の近所○あきた犬伏より引返信州へ被越候と申上ル眞田子源五郎御供申候に松平淡路守と中山左助に御預け此兩人ハ御小性立にて候御立以後ハ古河の城に被爲置候城主ハ小笠原信濃守にて但信濃守ハ 秀忠公御先手此以後岩付高力權左衛門に御預け三年過て御免信州へ引籠り居候て病死眞田安房守下野犬伏と申所より引返し信州へ罷歸候上野國御領分なれば人數を連て通る事ハ不成左衛門佐と桑原△春原原△春原に作る以下同若狹佐藤軍兵衛四騎にて忍びやかに上野國赤城山△城の麓へ掛り夜を日に繼沼田へ行れけり安房守沼田へ行左衛門佐沼田町中燒可被申事も可有とて木村土佐と云家老を沼田へ被越候安房守沼田參着沼田ハ伊豆守領地なり沼田ハ譜代の所なれば百姓急き城へ參大殿頓て是へ御座候と申城中伊豆守ハ儀へ此由角と申候へば此由を聞て伊豆守ハ御供にて東にあり家康様近日下野へ可被成御座候に安房守殿御歸りハ不審なり留守居共へ申大手の門を打寄不可申と被申渡候門を固め候處へ桑原若狹參上と申安房守殿を御供申候と色々申候へ共城口へも寄不申と也安房守殿ハ不及力沼田の中に正覺寺と申淨土寺へ立寄此處へ石庵と申半俗參り伊豆守殿ハ如何と問候へば左衛門佐殿被申候ハ伊豆守殿ハ浮木に乗て風を待被居候と挨拶石庵濟ぬ挨拶と座を退く暫時休息候



て沼田を通らるゝとなり伊豆守殿行衛慥ならねば沼田騒動限りなし左衛門佐腹を立沼田の町へ火を掛可被罷通と安房守殿へ被申ければ時に因ての事たわけたる事と被申候晝夜の境ひもなく上田へ被行候伊豆守内儀の本多中務娘也赤城山の麓案内あらでい通ル事不成桑原若狭佐藤軍兵衛古きものにて物毎にあたりたるものなり此兩人故在所へ被歸候大篠と云所の町へ左衛門佐火を掛其あかりにて鳥井峠を被越しと也此所にて名ある百姓を三人左衛門佐殿被切申候大篠の「榊原石見かんばら」(かんばら石見)所領也隨意を百姓共申候に仍て左衛門佐腹立候て町を焼被申候沼田より大篠迄い十六里也安房守殿の人数は忍ひくゝに信州へ行(上田へ)安房守殿歸着以後三日四日五日に家中の侍共參着の由犬伏より日夜急沼田へも不被寄して馬も續申間敷と尋候へい沼田の譜代の地なれい地下人の此時と馳走申候地下人侍人馬を揃へ沼田より上田迄送届申候と也沼田より上田迄い山坂切所にて二十餘里と也

金森法印へ石田治部少輔より來候狀宮ひらき不申封の儘御前へ上らるゝ狀の子細い誰も不存

廿三日小山へ着御

廿四日古田織部島田治兵衛を佐竹右京大夫所へ人質出し候へとの御使廿六日に兩人歸て小田原の北條に對し堪忍なりかたき身にて當時家康公へ奉對何と異議可申上哉人質に進上可申(程の者い上方に置指當り人質に進上申)者一人も無御座候と申の由廿七日に古田織部を一人佐

竹へ被遣候織部の佐竹茶の湯の師にて間(△にて候)能故に重ねて被遣廿四日内府違(△目)ひ十三ヶ條(○ちひの條々として十三條云々)の書物上方より越候

細川越中守女房自害家内焼亡の由 家康公味方に被參候衆の妻子大坂屋敷に被居候を城中に長屋を作り不殘取集め候由

京橋に番三千人傳法川口に番衆五千人置候由

池田三左衛門内儀屋敷の外柵を振衆(○△番衆)三千人置候蒲生藤三郎内儀も同前の由

此節上方より來候飛脚狀をば三四寸四方なるを髪を結候内へ入て來の由又い編笠の緒の内より交て來候由此貳人誰より來候とも不覺

廿五日六日雨降此節 秀忠公宇都宮に御陣

廿六日津田小平次御前へ罷出候へば御機嫌能今度合戰勝候いんか何にても望候へ叶候いん今から約束を致候へと御意小平次申上候い御合戰御勝い思召の儘に可有御座候何も望可申儀い無御座候と申上候へい人として無望事い有間敷候望候へと御意左様に御座候い安國寺持申候肩衝を被下候へと申上候へい易き事と御意此年十一月末大坂御城へ安國寺關所道具上り候書籍の分い免長老學校へ御前にて被下小平次に約束の肩衝とて被下候小平次い小山にて當座の御挨拶に申上駈と覺も不仕に拜領と御前を立候て已後御次にて語り申候この肩衝い根本細川三(△幽カ)齋所持子細候て放し申候其後安國寺の處より小平次に渡り(小平次)所持を三齋所望黄金過分に返禮可有由に候へ共三齋と小平次間好く候ゆへい五百枚に



て候三齋満足<sup>△五百枚にて能候申三齋少き事小平次申候ハ五百枚候得ハ配にて中山と名を付秘藏せ</sup>  
 られ三齋隠居の時越中守へ出し被申候寛永三年四月より八月迄旱<sup>△旱にて</sup>家來の者續さ可  
 申体なくして諸道具を放し家來の者續き候やうに土井大炊頭へ訴候大炊頭肝煎にて酒井宮  
 内大輔所へ千八百枚に遣し候宮内大輔所持家來のものどもへ黄金配分の由或人小平次に申  
 候にハ拜領の肩衝他所へ遣し如何遣ひ物<sup>△遺物</sup>に被上候へと小平次に申候へば御事闕せ  
 られぬ御人へ上て<sup>候ハ</sup>不入事の由秀忠公家光公の御代也一門三人へ黄金分て出し候手前  
 に廿枚存命の茶代とて殘し置其身知行も五千石を<sup>○三千石</sup>跡目へ出し二千石隠居分迎殘し  
 死後に仕置よくいたされ候となり

廿七日先手の大將衆明日被來候へと被爲召候此時大將衆木連川より白澤迄に陣を取れ候不  
 殘小山へ被參候木連川より花澤迄七八里歟

上方一篇に敵に成細川越中守女房燒死出羽の國への直江山城守最上へ働山形一城に成候由  
 正宗越後國より堀丹後守後詰の由沙汰九州にてハ大友豊前の國にてハ黒田如水と對<sup>○戦</sup>  
 肥後の國にてハ加藤主計頭小西隼人と戦ひ沙汰候て御機嫌おもはしからぬ所へ中里<sup>○中山</sup>  
 大和守と申半俗鎧も武藏坊が指候七ツ道具彩色たる木にて作りたる指もの差一尺六寸<sup>五六</sup>も有  
 程の脇差赤き手拭にて鉢巻して御次へ參り大音にて中里大和守參上と申あけ候常々おとけ  
 ものにて候へば人々取合不申候へば武器にて御次に居候大音を被爲聞御前へ被召暫時御  
 語其うへ罷たち候輿に被乘大和守歸候所御覽じ御立候所へ取て返し僅一間の内にて畏り腰

の脇差を颯と拔振廻して今度石田治部少輔か首取脇差と申上御前へ指出其上脇指をさし被  
 爲立御覽候所にて二尺余り程ツ、三度つゝけて飛表へ出候殊之外御笑ひ被成御機嫌克被爲  
 成候大和守ハ七十余丈もちいゝ瘦かれ腰少し屈みたる半俗常に諸人たんはんと申候ひつる  
 隠れなき功の者根本は宇都宮殿家來一段と面白きものにて家康公<sup>御咄</sup>にも出て秀忠公  
 も御慈愛のもの也

慶長三年<sup>四カ</sup>正月十九日今夕家康公御屋舖へ治部大將にて取懸申の由沙汰にて俄の事なれば御  
 屋敷の角<sup>ノ</sup>に材木石棒などにて繩からけの矢倉を擧今や<sup>ノ</sup>と心掛候此時大和守本多三  
 彌と申談候は屋敷の内にて如何程の働いたし候共家へ火を掛られ煙の下にて果候ハハ口  
 惜事人數來り家へ火掛り候ハハ兩人蒐出し城の大手廣庭に治部腰を掛下知せらるべし家康  
 内のもの降參人と名乗候ハハ屋敷の様子を聞候爲に呼出し可被尋申候其時兩人の内壹人に  
 ても飛掛治部を指殺し可申と申定候へ共其夜不取懸翌日より世上の躰ハ常に變りたる事も  
 なし此節ハ屋敷表の長屋を造り候事ハ慮外也表を垣築地にして内に長屋を建候此騒動武藏  
 へ聞え御家人共馳上り藤の森の前井伊兵部少輔屋敷あり上りつき屋敷中に旗指ものにて三  
 日飭り候事ハ此時の事なり

廿八日五ツ時に三河守殿一番に小山へ御越其外不殘午の刻前に大將衆小山へ被致參上候小  
 山古城の内に庄屋居申候家を三河守殿廣間に御奥に三間四方計の假の御殿御造らせ此廣  
 間に大將衆御集り座敷の内四方の角に中座にて上意の仰出し本多中務同佐渡守兩人也三河



守殿の此時の番所の小屋へ御這入御座候大將衆白澤より木連川迄の七八里計白澤より小山迄の八九里あり十七八里の道を凌御越候へ共御振廻もなし薄茶にても不出大將衆福島左衛門大夫羽柴三左衛門淺野左京大夫此衆も馬に所持鎗一本挾箱一二ッ歩行者十人計馬印一にて參上被致候御意被承御廣間より其儘立て西を指て御上り候大將衆も十七八里を凌き參上候へい小山を御出候て。道い尋常の輕きもの、歩み候如く打またぎの馬にて旅籠飯を被給御上の大將衆坐を御立候て一時程過て福島に御用あり追掛呼返し候へと奥平(△松平)藤兵衛を被遣(本文如此あり黒田家の覺書に甲斐守小山立候處奥平藤兵衛と御使者にて甲斐守と途中より御呼返し御前におゐて御用共深更まで被仰御暇被下候刻御秘藏の御馬拜領仕早速罷立候となり卜齋書違ひ誤たりと相見え候に付右の)イ本ニ依レハ次條ハ此條へ接續セリ是ナルカ如シ)

小田原の内迄に追付候い呼返し候へと小田原迄往て不追付候い歸候へと上意追付不申候迎藤兵衛歸候後に承候へい福島殿被申上候い駿河より勢州迄の城に御譜代衆被遣御請取せ被成御上候へと被申上の由此時皆川山城守へ御直に被仰渡候いソナタの本地へ行人をも集め領地せられよと御意即座に皆川へ被越候小山より皆川へい二里餘あり一萬石の身上にて候ひつるが皆川四萬石余の身になられ候

廿九日先手衆の人数不殘引取打續ての雨に道あしくなり壁土をこねたる如くなる道を諸人通候に馬の(足)前エタの節迄とゞき候ゆるさ土の中を一足づゝ渡り候中い目も當られぬ躰也槍をバ五六本七八本旗竿を五七本を繩にてからげ二人三人宛して肩に荷ひて通る馬上のもの共雨に濡雨具も爾いとなり繩たる躰苦々敷分野なり押陣の時の天氣克槍鉄炮弓

旗共ひつめき家中思ひいの指ものひやかに候ひつる晦日諸勢大形引取

八月朔日 二日 三日

四日早朝に小山御立古河より舟に召江戸へ御歸(創業記に四日公小山と御立古河に御着五日古河より御舟にて六日江戸)栗橋の舟橋御切せ御供の衆江戸へ參候に舟橋いなし渡船小舟五六艘にて渡し候よろしき人の船に馬印を立て手前の荷物共渡しわけ候いぬ内にい他人への船を不渡小身のもの一騎合のもの共迷惑限りなし

五日 六日江戸へ御着 七日 八日 九日

十日御機嫌好料理の間へ午の時出御料理を可被遊と御意鶴を料理候へと鍋を掛火を燒候御前に本多中務某全(金)阿彌三人料理の、中務へ御馳走圍爐裏近所に御座被成候何方より來候やらん如何にも細に書候文を片表(○片よりて)御覽被成去朔日伏見落城候と誰ともなく被仰出候て西の方を御覽しはらと御泪を流させられ候へい中務御前を走出御次の間へ被遊全(金)阿彌も遊某も遊御殿中に中務殿御入候かど心に思ひ見申候か宿へ其儘退出と被存候此節村越茂助先手へ御使に被遣候日の不覺申候中務も上方へ遣され候是も日の覺不申候先手にての家康公御出馬と度々申上候に無御出馬劫の立替に被遊候と福島殊の外立腹輝政の何しに劫の立替可有と口論其座に本多中務井伊兵部少被居候何となくもてなしの由翌日爲御使村越茂助參着候福島茂助に對し無御出馬劫の立替に被遊候哉と被申ける茂助申候い御出馬有山敷にていなく候へ共各手出しなく故に無御出馬候手出しさへあらば急速に御



出馬にて候はんと申けれの福島扇をひろげ茂助が面を二三度仰ぎ御尤の御詮頼て手出しを  
仕注進可申上と被申候由福島と輝政口論の翌日なれば中務も兵部少も無勿躰口上と手に汗  
を握り候へ共取て不返卒爾なる御使の様に諸人の存候茂助一言も中務兵部少に不申候大事  
の御使に茂助を被爲越候茂助有跡に被申候事家康公人を能御見知候ての事と日本國中心あ  
る士のありかたき御「積り」(使)と申あへり中務五十五兵部四十

廿八日正則輝政より狀來る去る廿三日岐阜城攻落し首持せ進上候萩原を越候おこしをを歩行越に仕  
川を越陣取申候御出馬候へと被申越候首共芝口へ掛候へと御意

朔日御出馬

廿九日八月小

慶長年中卜齋記上之卷畢

慶長年中卜齋記中之卷

九月朔日西丸(此時の御隠居曲)出御座敷にて石川日向守今日西ふさかり大事の御合戦の御門出

如何と被申上候得ば御意に西ふさかりてあり今日明ケに參ると御挨拶にて出御

朔日晚神奈川

二日藤澤

三日小田原筑前中納言殿より使者永井右近所へ來候と被申上候へばせかれの申事實儀にて  
いなく候取あひ候と無用と御意加藤左衛門尉使者右近へ來犬山に罷在候御出馬奉待申の由  
何と歎御挨拶不存候

四日三島廣間へ渡御候て馬印の熱田へ持て行待候へと上意御馬印に奉行もなし御馬印持候

小人持て熱田へ行

五日清見寺

六日島田

七日中泉

八日白須賀先手より藤堂和泉守被來宵より夜半近き程被居歸られ候定て先手の御物語可有

と下々の推量筑前中納言殿使者來御前への不出よき御挨拶(會釋)と申候

九日岡崎

十日熱田此日西の海邊四五ヶ處焼る是の敵方九鬼大隅守燒候由岡崎より池鯉鮒へ行に煙見

ゆる熱田濱邊より五六町程先に大船一艘地の紫に白桐の頭の幕張たり九鬼大隅守船の由先

へ被遣候御馬印持もさんだかしたか橋にて御目見いたし候兎角の御意いなし(藤堂家の覺書に今日十日熱田迄御着陣明日佐渡守

參陣可仕旨御自筆の御書給る云々御書の趣と考る時十一月清瀆へ參りたる記すと符合す白瀆賀へ參りたりと記す卜齋の重説の誤りなるべし)

十一日清瀆

十二日御逗留夜に入藤堂和泉守被來夜半に歸らる少し風を引せられ候藥御服用御快氣



十三日清須より諸人武具にて岐阜中納言殿家老百々越前守家へ着御岐阜よりなからへ御かゝりなからの渡りを越せられ候大垣(△○大梯)に備前中納言殿小西攝津守石田治部少輔福原右馬助其外籠城ゆへ道を御廻り候

十四日赤坂へ着御岐阜を夜明に御立被成候へハ銃炮衆使番衆ハ赤坂へ夜中に着伊勢の内かうつこま<sup>こま</sup>と云所に長束大藏大輔龍造寺に備陣を取旗髓に見ゆる赤坂より二里計りの由赤坂丸山に御陣大垣の方へ御馬印扇御紋の旗七本白地二田町折掛(△、みの折掛)廿本被爲立候大垣より人數出白旗を五十本計立並べ足輕取合あり駿河中村式部少輔馬上蒐合堤に鉄炮かけて待候處へ馳蒐ヶ馬上廿四輩討れ申候不入取合とて本多中務を上に被遣候て揚候先手大將衆を召候五人六人つゝ參上被致候早く被參候衆ハ小屋の椽にて具足を脱着物羽織にて御前へ參上候二番めの刀計扳置具足羽織三番めの具足を着し腰當にて刀を切刃<sup>きりば</sup>に具足羽織にて出られ候明日こうつこまへの御手遣又ハ御逗留とも諸侍ハ申候明日早朝に丸山立せられ候前日に大將衆へ御合戦と被仰渡候哉本多上野其外古き功者衆一圓不存候早朝に女房二人御供おおららおおるるいい兩人を召て具足持て參候へと御意御前に御小姓二人居申候が御具足出候を見て宿へ支度に急歸る御次の間に宗圓と申茶湯坊主伺公仕候女房衆御具足を取出し候へば宗圓を御覽し坊主來て手傳候へと御意常に被爲召候小袖の上に胴計召黒廣袖の羽織にどの口の塗笠を召出御下々端々ハ不存もの數多にて出御ハ何方へと尋候へば敵の方へと申ならはし御旗鎗も鉄炮の衆も御跡より蒐走大形は樽井にて御人數揃ひ申候十四日に大垣より家康公

御上り歟と人を出し候二度目の人數通候葵の旗も通候歟下野守上り候由申候ひつる歟下野にても候ハんや三度目に人を出し候其者髓に家康公御上着と申候由日暮六ッ過に大垣外の小屋十計りも焼亡此時備前中納言殿小西攝津守石田治部少輔大垣を出て關ヶ原へ被參候由子細ハ筑前中納言殿謀叛と風聞候仕置いたすべきとて被出候由是を先手衆ハ不存人數を押候關ヶ原近くまで福島備を押分て通り候由福島の人數も大垣より來候人數とハ不知よし岐阜より赤坂迄の備の内へ小荷駄不可入と御法度諸勢備の内間<sup>あひたる</sup>ある處にてハ小荷駄本道へ出候備押付次第小荷駄ハ道の兩脇田へおろす多勢なればなりこうつこま<sup>こま</sup>の陣を取備も十五日に敗軍の由赤旗白地に黒段々

岐阜より赤坂迄御人數夜半より翌日午の過迄續き候  
十五日小雨降山間なれば霧深くして五十間先の見えが霧あかれハ百間も百五十間先も僅に見ゆる歟と思へば其儘霧下りて敵の旗少し計見ゆる事も有歟と思へハ其儘みえず家康公御馬立させられ候所と治部小西攝津守備前中納言殿大谷刑部少輔陣場とハ其間一里計り也鉄炮の音ハ霧の中にて夥し御馬廻り若もの共勇吾も吾(○人)もと馬を乘廻し御備爾と不定時野々村四郎右衛門と申もの家康公御馬へ馬を乘掛申候御腹立候て刀を抜御拂被成候へば野々村にハ御刀あたらず御刀被爲拔候に驚きて野々村走逃けれハ御腹立のあまり御側の者門奈(△門名)長三郎と申御小性立のもの、指物を筒の際より切せられ候へ共身にあたらず眞實に被爲切候ハたまる事にハ有間敷か威しに被遊候故なり後日野々村にたゝらせられ候



事もなし寛仁大度の御こゝろなればなり長三郎も御前相違なきなり

御旗本大形備御立候時関の聲夥敷御旗本の若衆敵味方の勝負如何と申あへり又時の聲あぐ

る合時の音歟と申あへる所に又関の聲を上ル三度なり此内勝負の不知先へ小栗又市米津

(△攝津)清右衛門兩人物見の御使被遺候米津清右衛門可然首を持參仕御合戦御勝と申上候

御合戦の次第の太田和泉守記録にあり又市の首もとらず清右衛門の首を「取らず」(取候得)

共御前にて申上候体へ又市申上候振流石に物馴たる武士と人々申あへり(御合戦の次第ハ太田和

有之に付和泉守作と云關ヶ原記の  
内十五日の御合戦の次第を左に記)

(○此條なし)翌日十五日朝垂井の南三岡か鼻と云山に安藝宰相吉川駿河守長曾我部土佐守長

東大藏安國寺等二萬計弓鐵炮先に備へ段々に居陣なり此口押の手として羽柴三左衛門淺野

左京太夫駿河衆遠江衆指向られ「内府公人數備られ」(△内府公赤坂と拂曉に立せられ野神と關

り魚鱗鶴翼の御陣取其朝霧深く降て雨もとはふり物の色めも見えわかず漸巳之刻計に空も

晴けに見えわたる時に酒井左衛門祖父江法齋森勘ヶ由物見に罷出御敵も出合頭に相戦心走

の功名あり御敵治部少輔島津兵庫頭小西攝津守旗頭に見せ藤小(△子)川を越し不破の關屋

より北野の原小關村を出て南辰巳に向て人數を備へ大谷刑部少輔備前中納言平塚因幡戸田

武藏戸田内記石原峠々々御陣なり爰を引下ろし谷川を越し關ヶ原北野へ人數を繰出す西北

の山手を後ろに當同十五日辰巳へ向て輕卒を出し御先陣羽柴左衛門大夫羽柴越中守黒田甲

斐守井伊兵部少輔本多中務大輔大野修理亮蘆毛馬の太く逞敷に白き切割のさしもの差道筋

を西向に各一同に嚙と被懸たり御敵もかゝり合押つ押れつ思ひの勝負あり引の引付突

倒し頭を搔切時に甲智(△早智)七右衛門と名乗大野修理亮此もの、頭を取大將軍の御目に掛

られ御褒美不斜福島刑部少輔同伯耆守頭を取持上覽に備へ一々御詞を加へらる辱き御諛共

候ひき左の道より南藤堂佐渡守京極侍從西向にかゝり合引に退者をバ追掛く頭を討是に

北の、原小關村備の内より輕卒を繰出す石川伊豆守追掛よき武者突伏頭を取大將軍の御目

に掛一番首の高名なりと御感に預り候なり敵身方押合鐵炮放ち矢さけびの聲天を響かし地

を動し黒煙り立日中も暗夜と成敵も身方も入合鞆をかたむけ(△干戈)を拔持おつ、まくり

つ攻戦切先より火炎をふらし日本國二ツに分て爰を詮度と生便敷戰數ヶ度の勦此節なり係

處に織田有樂子息河内守古田織部正猪子内匠助舟越五郎右衛門佐久間久右衛門弟佐久間源

六七八人見合一同に嚙と乗込割立突伏突倒し駈通り思ひ思ひの功名あり然ル處に津田長門守

戸田武藏に渡り合散々に伐戦ふ又織田河内守戸田武藏と暫戦ひ終武藏を切伏首を取給ふ織

田有樂父子古田織部正勦高名無比類戸田武藏の内に鶴見金左衛門とて勇士あり是の物毎に

手柄の仁にて候なりテト無骨に候ひつれ共武藏久敷抱置れ候き此度諸方へ切て廻り枕を並

て討死筈を合候也金森法印子息出雲守田中兵部少輔此等の衆北の山(△山手)を石田治部少輔

島津兵庫頭に向て掛られたり是又押ッ押れつ戦て御敵も掛り合掛れ退のけの引付火花を

散し鏑を割相戦ふ事夥敷様躰なり大谷刑部少輔備前中納言平塚因幡戸田内記備の口へ西向

にかゝり合たる人もあり口々の事なれの中々一々記得す伊丹兵庫村越兵庫河村助左衛門與



平藤兵衛乘込突落され下り立て正花白(△必死あり)に「相戦ひ四人宗兵衛」△相戦ひ四人ともに枕をならべて討死也可兵衛佐左衛門太郎兵衛谷利兵衛此等の人人々掛入て面もふらず割入て切崩し爰かしこへ込入て思ひくの高名也去程に藤堂玄蕃頭島左近總領の新吉と組打なり新吉玄蕃を押ふせ頭をかき切玄蕃が小性又おり合新吉を討留候也島左近行方不知子供打死候なり々様色々様々思々戦央筑前中納言脇坂中務朽木河内小川土佐赤座久兵衛御忠節として手々に反覆候なり如此多人數後陣より嘯と後切候間不得堪瀾と崩れたり爰に松平下野守先を争ひ亂入切戦候て數ヶ所の御疵蒙り給ふ未御若年の御身にて東國西國分目の膚を合せ組打の御高名天下分目の御合戦に都鄙の御名譽當家の眉目後胤の龜鑑たるへき義に候なり井伊兵部少輔御伴申諸共に切てかゝり相戦て疵を蒙る無比類働なり大谷刑部少輔の馬上にて腹を切る去程に平塚因幡かたこな。たへ差向ひ切て廻る事變噲が噺に不異然るに小川左馬介内に櫻井多兵衛と云ものあり平塚因幡にわたり合散々に切戦て平塚を突伏首を取名譽の高名手柄なり戸田内記是亦諸方へ切て懸り切廻て打死なり扱島津兵庫頭眞丸に成て切抜たり本田中務大輔中筋へ切て入切崩し御敵鋒先に堪へ不得藤川へ逃下伊吹を指て駈上り敗北の追打其員を不知南宮表の人数思ひく散く敗軍にて候なり倍數十人の首を内府家康公御實檢被成諸卒暫らく人馬の息を被休其後佐和山へ御人数被遣内府公御鬱憤を被散其夜山中大谷刑部少輔居陣の小屋に御陣を居させられ井伊兵部少輔御先手「今洲口々」(今洲御)陣とらせ御馬廻前後左右に段々に御陣取候なり

今日軍入亂島津兵庫頭馬に乗步行立の者二百計り兵庫頭を真中にして退きしを井伊兵部見掛是非兵庫頭と組候はんと乗廻りく仕ける時五間計協にて鐵炮にてねらひ候を見懸候へ共折を得てと思ひ候内に鐵炮に當り兵庫頭を遁し候と兵部語り被申候兵部を打候者島津内の者と岡本半助の名を慥に覺え語申候二ツ玉にて打申候由(島津家の覺書に兵部と鐵炮にて打候者兵部と打落して川上四郎兵衛と名乗たる云)此日本多中務大輔の馬に鐵炮中り下り立石に腰を掛居申候處兵部家來木俣清左衛門と申者馬にて通候を馬を御借候に借し不申候由中務の雜兵押合四百に不足人数と申候能者共の美濃守 秀忠公の御供に參候ゆる小性共計りにて天下分目の御合戦の先を致されしとなり堀尾信濃守の大垣の押に被爲置候が御合戦と聞て關ヶ原へ蒐付被申候旗を二ツに分夫に馬上を添大方の早道程に急がれる馬上三百計りも可有候哉小雨のふり霧の深し人馬の息煙りの如くにて旗の少し見え候得共馬上の物具指ものの一圓見えず轡の音馬の足音計り聞え候旗黒地折掛の上に白き分銅あり鎗鐵炮弓持の歩行の音て見えず御本陣へ遠々と備を立る信濃守參候時の合戦の過候

此時毛利宰相吉川の左りの山の峰に備を立て居申候備立並べたる其間一里(△一里半)計其上山の麓を御先手の人数も家康公も御通被成候山の峰より麓の道まで差渡し百間程も可有歟如何にも近く見え候

下野殿御はやり候へ共馬の口に取付放し不申候に餘りにせかせられ候如何可致と兵部へ問



候へば武士の子を用心△よちにしてして何に歟可成放候て討死ならば其分よと被申候故馬の口を放し候へば自身御働高名を遊し其身も少し手を負せられしなり下野殿の兵部筆なり下野殿貳拾壹歳なり

大谷刑部少輔の合戦負に成て馬上にて腹を被切候と和泉守記録にあり刑部煩にて盲目なれば合戦場へ乗物にて出負に成たらば申候へと五助と申侍に被申渡合戦負歟と再三被尋候五助未と申必定負の時に御合戦御負と申候處乗物より半身出掛り首を被爲打候となり兼日五助に被申渡し首を打なば隠し候へと約束五助首を隠し其身も討死いたし候此五助の關東浪人馬乘にて刑部少馬屋別當少身なる者其上新參者三十餘なる者なり東西入亂たる合戦討死の者其の死骸多き事無限御合戦過候へば無程日も暮ぬ。△陣屋に家康公一夜御宿被成候刑部少輔討死せられ候哉其夜の慥に不知刑部少家來の者生残りたるもの語り候五助との岡部小右衛門富永主膳井田六兵衛杯知音にて常々寄合て語り候が如何にも靜に物和なるよき者と被申候なり其程主人の用に立申候

十六日佐和山の南野ナミと云村東の山に野陣如何にも輕き小屋二間に四間計りの藁葺垣根も藁にていたし入口に戸もなし入口の脇に窓中れんじ半分の疊此疊の佐和山の町より取て來半分の疊のなき處の藁を敷候小屋の外に芝原かた下り此所に疊三十疊計敷其上に御目見の奉公人三十人計入替出替り草履取ら面々の後に置候御番衆杯連壹人もなし勿論鎗弓鐵炮杯の一圓なし長柄御旗指何方に居申候哉と尋候へば御本陣近き所の御旗本衆宿を取申候故

三十町も四十町も有所に在々に家有次第思ひくゝに宿の由御供の諸人の佐和山領の百姓の家に宿り野陣かけたるもの一人もなし十町十五町廿町計りの所に御旗本衆百姓の家ある所へ宿り申候

十七日午の時に佐和山の城へ取掛候人數を御覽のため出御候て御機嫌の殘所なく能被成御座候創業記に十六日佐和山の城へ押寄座候即落城一説に十六日攻詰十七日拔御小屋より佐和山見え候處迄十町計御歩行にて被爲拾候白き御小袖を御召候立せられ御覽の傷のスッハリを下りて右の方の佐和山左りの方の武佐左りの道少し高し其際を用水流上下の海道也多勢ゆゑ十六日に通る事ならず十七日小荷駄無際限來候恐候て扣通り不申候處に小荷駄馬とも不殘通り候へと御直に御意荷付馬三十疋計通り次に野陣小屋道具付候馬三疋來る此小屋道具付候の誰がぞと御尋被成候恐候て不申上馬を扣居候に問候へと頻りに御意御側衆參候て尋候への阿部左馬介此時貳千石○三小荷駄と申候其を聞届ヶさせられ今時の若き者は程の陣へ小屋道具沙汰の限と御腹立昔のもののか様にいなきにと御腹立是に恐れて小荷駄通り兼候を御覽し通し候へと再三の御意際限なく小荷駄通り候内に小屋道具付候馬十三疋同印にて通候を御覽し是に誰ぞと御腹立の上御尋候への渡邊忠右衛門三千石小荷駄と申候を被爲聞兎角の御意なし昔の者ともと證據に被仰出候の渡邊忠右衛門や水野左近三千石にて候兎角の御意なくわにくゝと被遊候を御供の衆忍ひくゝに笑ひ候を御覽し佐和山へ引掛候を猶も御覽可被成體に御座候ひつるに小屋道具の馬を改させられ候故御歸被成候いつも何事を御意の時の御側の衆常く忍ひくゝに



笑申候ひつれと御叱りも不被成候十六日に御先手六萬計其次御旗本際限なし小荷駄とも關ヶ原より佐和山迄參り候

十八日朝佐和山の城渡し可申由申來言上申候へん彦坂小刑部村越茂助請取候へと上意小刑部は佐和山町に居候茂助の御使に參候茂助佐和山へ參付ぬ程の内に天守の上ノ重より火見之候小刑部の大代官にて候へは佐和山の町に居候へん以來迄仕置の心掛佐和山の城に石田奎治部兄天守にて焼死長谷川右兵衛も佐和山の城に籠り候か内々御味方仕候首尾にて後に御前へ出式部と名を申候知行の一萬石奎も一萬石佐和山に落城以後金銀の少しもなし治部貯不候よし

十九日何方の人にて候哉可然武器(△武者)甲の不着黒き具足鹿毛の馬に乗て金箔おし候サイツチノ指物にて御先へ被參候衆と前後打交通り候先へ被參候衆の先手の大名衆の使番にても可有歟と心を付候人もなし家康公御乗物の内にて間廿町も可有に金箔のサイ槌光るを御覽し改候へと御意にて改候へば落人も成敗仕り候へと御意にて道の側にて討捨申候

十九日八幡山此日下野殿も八幡御通り候家康公より先なり

廿日草津(創業記に十七日御休息十八日八幡十九日草津)小西攝津守を關ヶ原林藏主搦取て進上すると和泉守記録にあり慶長六年の秋某城和泉守父子と同道木曾路へ掛り江戸へ下り關ヶ原庄屋所に宿を借城和泉守古き人にて候へん亭主を呼出し去年合戦の時如何と問候へん亭主六十餘の入道なり其時地下の人共落人の事を如何にも委しく物語いたし候小西殿をい當所の地下人草津へ

同道申候か如何と被尋けれの小西殿を御供申候の某にて候と夜も長く候其節の事委細語り候へとかたらせ候際限もなき落人にて候某の在處の年寄にて候へば落人を剝取侍を輕しめ申事不可有大形にいたし候へと在所の百姓共に下知仕候子細の本多上野介殿御舎弟備前中納言殿に御奉公若此人杯むさと賤しめ候へん後日に在所の類に可罷成やと内存にて落人強くいたし候事無用と申候近所の山にてそこ成人來候へと御申候御方御座候不入拙者へ御用と被仰候のんよりの何方へ成共忍び御落候へと申ければ是非共近く來候へと御申候達て不入御事と申候得共近く來候へ頼候のんと御申候近くへ參り何の御用と申ければ吾の小西攝津守なり内府へ連て行褒美を取と御申候沙汰の限り無勿躰御事少し成共早く落させられ候へと申ければ我等の自害するも易けれ共根本吉利支丹なり吉利支丹の法に自害せざと様々被仰候在所の百姓も聞候儘さらば御供申へしとて我宿へ御供申家康公様御本陣へ小西殿を御供申に自然道にて人に奪れ候ての如何可有と存竹中丹後守殿家老を呼右之段々小西殿御前にて語り丹後守家老と申談小西殿を地下の馬にのせ申丹後守家老と某御供申草津へ參り村越茂助殿御宿へ小西殿御供申角と申入れ此方へ通し候へと人を御出し小西殿を茂助殿施宿へ入申候茂助殿にても左而巳騒きたる體にもなく言れ用ケ間敷之申候茂助殿旅亭にて小西殿へ繩を掛申候某と丹後守家老の道中心易御供申候繩杯御掛り候のんとは一圓不被存候御褒美に黄金十枚被下候丹後守にも何とか御誼も候のん歟と内々奉存候が重ねて何の御誼もなく御座候と語申候本多上野弟後は本多安房守と申候北國肥前守家老に成



申候此人の事を庄屋内心に存落人を強く改め不申候

江州中御敵を致し候衆の知行所を悉焼申候秀頼公知行所の焼不申候所々の法度制札に羽柴左衛門大夫羽柴三左衛門淺野左京大夫と有古き大名も御供被申候得共三人に被仰付候廿一日大津の城へ渡御城中家共の敵攻候火矢の用心に屋根をまくり候へば南の門脇の長屋に被成御座候道中の所々にて御扶持被下候が大津町中焼拂小屋もなし苅田を諸人仕瀨田の近邊より三井寺あたり迄田を苅取此節の先手の諸大名諸侍醍醐山科邊夜の六七萬人陣を取大坂に輝元居城なり京へ通り候山科に關を御居むさと京へ罷通り候事御法度にて關守三人被仰付候伊奈圖書近藤登之助加藤源太郎なり此關被仰付候日を忘申候福島左衛門大夫家中歴々の者京へ參候迎關所を通り候通す間敷と口論關奉行福島のもの杖にて打申候福島内の者名を忘れ口論いたしたる日忘れ申候福島聞付切腹申付其身大津へ參上訴申に付て何れの者と名を指れ候へと被仰候得の伊奈圖書と被申候ゆゑ切腹被仰付候圖書の景勝へ御使に被遣候故其名世上に隠れなし此時分迄家康公を御主との大名衆も不被存天下の御家老と敬ひ申迄に候御主の秀頼公と被心得候諸人下々迄御家老と心得御主との不存候

備前中納言殿生死知れず田中筑後守西尾豊後守に被仰付伊吹山邊江州北郡不殘尋候得共知れず

廿二日

廿三日河尻肥前守首來る膳所の海濱に御掛させ髪を剃入道に成たる首なり札に河尻肥前と

あり

大津の城に被成御座南の方に多門作り五十間計りも可有歟下の水堀石垣一重御覽被成候に鐵炮の玉を通し候跡一ツあり此多門作計にても五七日も城を可持事なり古の名城をい何れも當時に合せてい如何にも魚相なり石垣坏もなし城主よけれの能もなき城も名城に成如何に要害能ても主とかなければと獨言に御意御請申者もなし御側に御小性衆五六人なり大津の城三ノ丸の堀の鐵炮にて打崩しコマイ計りなり二ノ丸に松の丸殿御家あり火矢の用心に屋根をまくり鐵炮の音に女房衆驚き日夜泣悲候事夥し殊の外城のよりに成候由にて松ノ丸殿を京へ移し申候由大津の城を攻候を京の町人共提重箱水風呂爲持三井寺觀音堂にて恐しけもなく日夜見物申候なり十六日に城を落し(○△渡し) (創業記に十四日の所に此) 京極宰相殿に高野へ御越十六日寅卯辰の時に關ヶ原合戦に負たる下々無實際大津へ來り候今日持候への運を開申候に殘多き京極殿御仕合と申あへり京極殿の城にて切腹と定め渡申事有間敷と御申候得とも家老に伊與守と申もの腰拔にて右の如くに候と沙汰あり

立花家中古きものに尋候の、大津へ攻掛候月日可存候 日忘れ候

石田治部少輔を捕來る由田中兵部少輔に被仰付近江國北の郡を草を分候如く尋候へ共在處知れず或夜兵部少輔宿所の前を夜に入一人通申候番の者何ものと改候への臺所の水汲と答らるゝの由水汲にても何者にても通し候事有間敷と番の者寄合捕候へば折ふし小雨降暗き闇の夜なり捕候て火を點し見候得ば治部少なり出立の綾の茶の小袖に裏の淺黄笠を被り



腰篋をして端折れ候脇指計なり取て見候へば名物の吉光を指被申候由大津へ同道申候本多上野に御預け此節治部の腹中瀉下候て食も左のみ不進晝夜寐て御入候由本多中務見廻に被參治少へ御逢候時畏り兩の手を突治部少輔殿御分別御違其體に被爲成候と被申候へ共治部少何の挨拶もなく寐て被居候由上野内の著番を致し候者語り候（創業記に廿三日石田治少と江北に捕一説に石田を廿二日田中兵部少輔捕之小西を十九日糟加部村にて關ヶ原町人捕之）安國寺の毛利宰相殿騎馬と一ツに十六日に摺針を笠を被り黒き羽織にて通候由沙汰あり其後十日計りも行方不知京なる雜色とも御奉公の手立に京近き在所方々何となく尋廻り候に鞍馬寺の月性院に忍んで被居けるか尋廻て候を聞て乗物に乘京を指て被出候由跡より人々追掛候を聞て六條本願寺西の門跡屋敷へ乗物かき居候やらんかき捨候歟不體乗もの掻も手前の者歟人足か疔と不知小性壹人附申候強く被追掛乗物より御出候へと申既に乗物より被出候處を右の方より小性立寄一刀に首と思ひ切候へば刀の乗もの屋根に當り首にていなく安國寺の右の頬先を少し切候大津へ同道して參候を村越茂助に御預ヶ大津の矢倉に小西と安國寺を置申候小西の座敷真中に首がねをはめられ番の者と咄す安國寺の脇に障子を立て其中に置申候某參候へば無面目候此仕合いと被申候小西の首がねの扣直にて寐起（アマリ）不自由に候迎も存命候いん身にていなければ共一日も存命候内の身の安きやうに首がねの扣を鍍（くわく）んと番の衆へ口説御申候番衆申候町中燒鍛冶屋壹人もなく候と申候へば京へ御申遣候い（唯今の御威勢にてハ即時に出來可申候ならぬ）事の有間敷と被申候番衆（被申候ハ京へ人遣し

候事ハ法度さあ（いさつ）申候番衆（ハ）若林和泉守富永主膳鑄木（〇鈴木）與兵衛岩本仁左衛門小倉惣兵衛山本又助此並の衆十餘輩此衆組頭なく候ゆゑ自から茂助に携りさながら組の内の様に候ひける家康公御陣の時小屋道具（ハ御もたせし）幕も御持せなく候を自然入とも可有哉と全阿彌隠し候て爲持幕串も菰に包み馬一疋につけて萬一御覽不被成様にと念を入奉行を添申候幕奉行と申者一人も無御座候へば得御意候事の成不申若入申時幕の爲持て來られぬ歟と御意も可有歟との心掛なり十月日を忘れ申候秀忠公眞田を御捨木曾路を日夜御急御上り大津にて御對面候今度合戦に勝候萬一負候ハ吊合戦すべしと人數を揃へ上て能候いんに道を急候迎まはらに被上候と御機嫌あしく榊原式部大輔の御機嫌あしきを承り御前へも不出直に旗を立人數を連て伏見へ通り候秀忠公伏見石川掃部介二萬石家へ渡御掃部の犬山ノ城主木曾の御代官敵にて候故逐電行方知れず後切腹被仰付候（創業記に秀忠公二十三日草津迄御着一説に廿三日伏見の城へ御入）廿五日大津御立淀迄（創業記に廿六日淀廿七日大坂入御なり或説に廿七日公大津へ御出淀御着廿八日大坂西の丸に入給ひ秀忠公廿七日大坂へ入城なり一説に秀忠公廿八日大坂二ノ丸に入給ふ）廿六日午ノ時大坂へ着御秀忠公も午の時過に着御家康公直に秀頼公へ御對面西丸へ御歸着秀忠公ハ千疊敷のある御殿へ渡御石田治部少輔小西攝津守安國寺三人首かねをはめ乗物に乘せ柴田左近七百石松平淡路守五百石奉行手前の者計にて外々の不被仰付候



此以後十一月西國大名衆へ知行割(創業記に知行割の事十月末にあり)

此度忠節の仁なれの福島殿へ安藝備後兩國被遣候御使に本多中務大輔井伊兵部少輔兩人を被遣候兩國被遣候を若不足に被存候ていと兩人も間の取申出して如何と様子を見合御意の通り兩人被申候得ば思の外機嫌克過分に奉存と被申兩人大悦

十月末進藤三右衛門と申侍一人大坂にて本多上野介所へ何方より共なく來り備前中納言殿色々様々御尋被成候最後迄附居候者なり被達上聞候へと申候證據は何ぞと尋候へば鳥飼國次と申名物の脇差御指候百姓共取候を慥に見申候被仰付尋候へ、出可申候由に。(△付彦坂小刑部日向半兵衛に被仰付三右衛門案内仕伊吹山の麓在々所々不殘三日尋候へ共脇指なし三

右衛門致し方を失ひ如何にも破れかゝりたる小屋へ這入見ければ女一人在て外に人なし女麻を結て居申候オゴケの内に脇指の様成もの立てあり取て見ければ國次なり金具もはづし鞘計りなり女に亭主を尋候へば十日計以前果候由申候此由小刑部半兵衛に申兩人三右衛門を連て大坂へ還脇指の御前へ上申候三右衛門の本多上野介に被爲預置候三右衛門の中納言殿に新參の奉公人如何にも輕き歩行者の者よりの少しあかりたるものらし、

島津兵庫頭の合戦に負伊勢路へ掛り伊賀の國を経て和泉國へ出住吉の浦より舟に乗白地に黒十文字ある旗を立尼崎の方へ來る立花左近合戦に負大坂より舟にて國へ下る横より十文字の旗の舟來るを立花見て加藤左馬介船歟と思ひ候へば島津兵庫頭合戦に負國へ下る同道可申由使を被越候同道候て筑後國堺迄同道の由肥前六ヶ敷候國へ行候事成間敷候薩摩より

筑後へ可然と色々被申候得とも薩摩への行ぬとなり肥前と筑後の堺大河あり舟はなし何と舟を求むべき川を越かね思煩ひ候に山伏一人來り川の步行渡りあり瀬を敷可申と案内する無相違大河を步行にて越候川を越て山伏を尋候へとも山伏の不見所の者に色々尋候に此所には根本山伏のなき所と申候其後も色々様々尋候得共山伏のなしと立花殿御語り候兵庫頭合戦に負け國へ被下候を國の堺に置薩摩へ寄ぬとなり關ヶ原にて討死もせず被下候の末代家の瑾となん中將も父なれ共中將伏見へ參上の時子細申上候て兵庫頭と和融此時迄龍伯も存生なり三年目に兵庫頭を本國へ入何事も構せ不申脇に置申となり

慶長四年の冬島津龍伯と家康公知人に御成被成度と被思召候へ共其節の大名附合なし法度にいななく候へ共自から通法なり江戸御扶持人に流竿と申目クスシあり根元薩摩の者也召御土せ流竿に御尋被成候の龍伯とい知人歟と御意未一禮不申候由申上候伊集院高竿(島津覺書に幸侃とあり)とて家老大名あり知人歟と御尋候への知人の由申候使に參り候へと被仰付樽二白鳥小袖を添被遣候。(○△への過分と申御禮に參上夫より高干と折々被仰通候)頓て龍伯も御禮に被參進物ムリヤウ(△無量)十卷朝鮮馬一疋アチ家康公路次の外へ迎に出御同道數寄屋へ御連立半時計御咄菓子も薄茶も不出御家中衆小性をも御次へ不參龍伯御歸候又路次の外迄御送り始て御對面に進物の披露もなし。(△龍伯祐乘坊と申すしと御門迄同道にて候つる家康公)龍伯迎に出御祐乘坊を御覽被成候得共兎角の無御意ゆゑ門外より祐乘坊へ被歸候馬の島津駿とて御秘藏にて關ヶ原へも召駿府迄も十年餘被爲召候



翌年御振舞可申上と冬より御約束申上らる御殿を立又舞臺の様成座敷を立被申候秀吉公をも可申請と御成御門被立候か秀吉公不被爲成御他界候への唐門を開き被申入候（島津家覺書に流竿と云者と以て兼て被仰出龍伯伏見の宅におひて御膳と上る云々）古風にて殊勝と人々申候詩歌の會執行御相伴に近衛左大臣殿鹿苑承兌學校三要友賢大明人手前の者なり春三月なり歌の左大臣殿三人の詩家康公詩の三要代りて被作候と申候終日被成御座候古風なる家にて候間年月日時詩歌をも書候て薩摩にの持候人も可有候家康公書齋を好せられ南禪寺三長老東福寺哲長老外記局郎水無瀬中納言妙壽院學校兌長老など常々被成御咄候故學問御好殊之外文字御鍛鍊と心得不案内にて詩歌の會の儀式有と承り候根本詩作歌連歌の御嫌ひにて論語中庸史記漢書六韜三略貞觀政要和本の延喜式東鑑也其外色々大明にての高祖寛仁大度を御褒め唐の太宗魏徵を御褒張良韓信太公望文王武王周公日本にての頼朝を常々御咄被成候

慶長年中卜齋記中之卷終

慶長年中卜齋記下之卷

慶長七年に島津中將伏見へ被致參上候合戰御勝。翌年其年に可致參上候へ其中將の龍伯の爲にの甥にて兵庫頭實子なり龍伯に無實子して養子也兵庫頭關ヶ原合戰御敵成ゆへに申分被仕に付て遲參也御暇被下候時御訴訟御座候叶候様にと一向奉頼（頼）と老中へ懇望被申候子細を被尋候時備前中納言殿吾等國へ拘置申候命を御助被下候へと御詫言被申上候達上聞被爲

上候へと御意にて無程中納言殿御上り本多上野介に被仰付駿河國久能へ被遣候久能にの山本帶刀と申て古老の者被爲置候翌年に中納言殿を伊豆國下田近き所へ被遣候便次第八丈島へ可被遣爲なり中納言殿御息二人男子乳母一人下田近き所に一年計留（逗留）在此時津浪に御逢名物共御失ひ關ヶ原より一身にて薩摩へ御越候か薩摩に御座候時何として御取寄候か色々名物とも候ひつる。（薩摩に御座候時）中納言殿内方の加賀大納言殿息女也秀吉公御肝煎也此時利家の御果候へ其後の肥前守大聖寺を攻忠節の人に候故備前中納言殿内方の加賀へ被遣候中納言殿一人の進藤三右衛門計ひにて薩摩へ下し申事に候へ共御息二人の何として御下り候哉子細を承り候の儘に知可申「候但」△事に候へ共此時分の物毎大にてせわしなくもなき時知らぬものも多し代にて候へ中納言殿薩摩へ行かれ候なと申者も有又家康公御仕置云々家康公御仕置の大ひに御座候てせわしなく細成事なし中納言殿の正保年中迄は存命の由嫡子の死去と八丈より來候者の語り候治部少輔刑少小西子供の男子御成敗被仰付女房息女にの一間無御搆家康公大坂の城へ御移り御敵被仕候人々の女房娘に大坂に被居候哉京に被居候哉爾と存不申時代にて候關ヶ原へ御敵（△大敵）被申候郡持衆も知行不被下計にて居住にの圓御搆ひなし家康公將軍に被爲成候時御敵被仕候郡持衆堀川へ出見物其身も隠れられず人も咎候事もなしいつ始りいつ終る事もなし御寛仁の御仕置なり伊集院高竿（○幸佩）を島津中將茶ノ湯に呼成敗被致候俄の事にて家康公も殊之外御不審被遊候高竿子供五人薩摩にて領分に立籠り家康公扱に山口勘兵衛を二度伊奈圖書を一度薩摩へ被遣候其刻治部少と取合に成候落着の薩摩のもの可存候（伊集院成敗の根元ハ治部計のこ後に人々申あへり）兵庫頭にの殊



之外御懇情にて借金有由被爲開濟して可被遣由借金七百枚有之由御濟候て被遣候慶長五年大坂御立の頃伏見松の丸をば兵庫頭に御預け候いんと沙汰候ひつるか御預けなく若狭少將殿へ御預け少將殿の武田萬千代殿眞なり伏見の城六ヶ敷沙汰出來候て少將殿の松の丸をあけて若狭國へ被引退亂後に萬千代殿御内の何と被爲成候哉委不知

進藤三右衛門中納言殿を退け申次第駿河府中鷲の森近所小幡孫市亭にて振舞仕城和泉守市橋下總守西尾豊後守遠藤但馬進藤三右衛門某同座城和泉守被申出候の備前中納言殿合戦に御負候て以後の事三右語り被申候へ備前の供人(○△)正眞の供人にて候各も御聞候へと被申候時に三右衛門語被申候様の合戦に負伊吹山に小木六七本藤葛のまつはりたる隱家の様成所あり此所へ中納言殿を隠し置供の者七人合て八人具足の脱捨刀も捨肌帷子一ツにて九月中旬山中寒候に屈み居候に地下の人共あそこ爰に五三人ツ、落人剝取べき爲に立廻り候中納言殿水を呑度と被仰候水を汲可申物いなし三右衛門谷へ下候へば水の有共汲べきものもなし何と致可申と見廻しければ人を討刀を拭候やらん紙二三枚ヅ、澤山にあり紙を集水をしめし候に中納言殿御座候所にて人音致しけり此時害申候哉御座候所へ參り害せられて如何と思ひ煩候名ある大將の憂目に被爲逢候に如何成及生害候共と思ひ直し紙に濕したる水を手持谷より上りて見れば中納言殿壹人御座して六人の何方へ參候やらん不見此時脇差失申候郷人取申候紙に濕したる水を參らせ其頃吾等の達者健にあり落させ候へと申肩掛申とや角と致候へば日暮通夜手モモスナを引又の背に負力を添申候に歩行付させられねば成間

に敷候捨候へと度く被仰候捨候へと被仰候時の背負申候前日半日と一夜と翌日迄御供申候へば山を旋り谷を越え歩行候へば兼て道の不存候へば昨日の合戦場へ出候此時の力もなく腰も抜無途方食の昨朝の儘餓候事無限候されども達者に健に候へば御手を引又の肩に掛脊に負一向に行ければ近江の國北の郡へ出候得日暮申候去る在所へ出隣も遠き家の後へ參内の體を聞ければ火もあり(人音もいたしせごの戸口としてあり此内へ物申さん)ければ此邊の備前中納言殿御行方御改にて田中筑後殿西尾豊後殿所の代官より強き御穿鑿にて候落人にて御座候いゝ不入事御申候いんより何方へも被爲落候へと返答す御亭主に逢申度候少の程御出給はり候へと申候へば兎角御目に掛り候事成間敷候被爲落候へと再三再四々五度申候是非出で給候へと達て申候へば亭主出候忍びやかに備前中納言殿を御供申(○△)候いかしても(るしても)大御所様へ(くし申)御褒美に預り候いん共其身次第と申候へば無勿體事一刻も早く何方へ成とも退せられ候へと申候亭主へ取附三日食に饑帷子カッ一ツにて寒く一足も他所へ行候事不成兎にも角にも其方へ任せ候と申候へば亭主聞分て脊戸なる牛の部屋へ入糖にて埋め亭主の内へ入夜更人静りて粥を持來り少し與ゆる猶と好み候へ共三日饑て壹度に食すれば腹中に當る御堪忍候へと申内へ歸り鳥(△)鳴過に又粥を少し與ゆる夜明候いん前に亭主脊戸口を明け内へ入深く御忍び候へ百姓仕候者(△)召(ひ候者)も存候へば成不申候朝の食の晝夕飯の夜に入夫婦の者入物に入如何にも忍びやかに與ゆる汁もなし此家に二日居候中く顯れ候が増と窮屈迷惑と亭主へ申候へば御願れ候いゝ御身の爲に宜しからん吾等



一族どもい如何程強き御成敗に逢可申哉御堪忍被遊候へと申上候三日目に諸道具にて家を取巻此家内に備前中納言殿を隠置候と物頭たるへき者家内へ三人計一人わらんじなから床の上へ被上候亭主納戸へ這入刀を取出し膝の下に横たへ百姓迎御侮り草鞋ながら居處へ御上り候納戸へも御這入中納言殿御座候か家(内さし候へ三人ながら外へ出家)を取巻候者も皆退候豊後守殿をなたの者にて候納戸より覗き見申候顔を三人ながら能見知候と語被申けれ豊州も笑ひ一座の衆も左も可有事亭主の心ある一籠の者と何れも被申候へ共江州にての在所い何方も亭主の名も聞れ不申候

三右衛門中納言殿へ申上候い大坂へ參上可申候御狀被遊候へと申四寸四方程なる紙に狀被遊候を編笠の緒に纏付て二日に大坂へ行着中納言殿御屋敷御臺所へ這入候への流石に大名の御臺所人も多く夥敷御臺所へ這入候へ共御合戦勝負の沙汰する人もなし新參者の殊に誰をと申傳へ候いん人も不知一日朝より臺所の庭に立休らひ候へ共改候ものもなし臺所より奥へ參り候所に番の者あり其人を頼み御局に御目に掛り度と呼出し給候へと申候への無程局出會れ候編笠の緒へ纏交候御狀を取出しひろけ見せ候へは一見せられ奥へ這入黄金貳拾五枚持て出三右衛門に渡され金を受取首に掛夜通大津迄走着候此時大御所様の大津の城に先手衆の醍醐山科邊に陣取三右衛門大津海邊へ出船にて參候いん歟陸を可參歟と思案仕ける内に黄金能程あり是を元にして世渡候とも成へし中納言殿御座候所へ參りても若失させ給ひ候所へ參りてい如何可有と思ひ候への先へ二足跡へ三足退程也兎角中納言殿新參の

吾等を頼み思召候いんに船にてい海上も不知思ひ切て陸地を歩み其日參着候への中納言殿無爲にて御座被成候亭主に黄金貳拾枚出し五枚の手に持翌朝中納言殿を駄賃馬に乗申編笠を着せ申大津醍醐を通り過し伏見京橋にて川船に乗せ申(大坂へ下着船と)大坂天満にて「黄金を替へ」(黄金一枚にてかり)此人を薩摩へ御供申あなへ無事に御着候い御狀を取て戻り候へと約束し黄金二枚中納言殿へ渡爲持申候生付の大名にて候へは黄金一枚い如何程の用を調候事も御存不被爲成候薩摩へおくり申船主の御狀を持上り候へと約束の通り船主大坂へ來り御自筆の御狀也二枚の黄金い江州より大坂迄御供申候路錢に遣ひ餘る所の我身に持候て中納言殿御行末慥に承届候て其上本多上野介所へ出備前中納言殿最期まで添申候ものと罷出候に證據被尋候時鳥飼國次の事を申候也大御所様伊勢の國にて在處不殘被下候と被仰出知行の高御意なく是にて可有心得也三年過て中納言殿を三右衛門薩摩へ下し申候事を諸人も存候時代高事大ひに候への三右衛門大坂にて中納言殿臺所の庭に一日立休らひ候へ共改候者もなし奥へ參候口の番衆も局を呼出し用所を調候事はかの行申候事天下大小名共に同事此頃は屋敷より下々出入札もなし目付と申事もなくて諸國治り上下楽しみ商人百姓もそれくりに楽しみ申候なり

進藤(近藤ト云説アリ)三右衛門何國の者と御問せ候への伊勢の者と申候伊勢三右衛門在所を一圓知行にとらせよと御意五千石壹萬石有ても可被下候と御意候への拜領仕候を仕合あしくわつか五カ五百石の地然も惡所と三右衛門語り候夫より時く御城へ出申候此節の御目見杯



と申詞のなし何れも役もなく居候伏見以後駿河迄奉公仕候其子孫今にあり  
慶長三年七月に西國の侍の伏見東國の侍の大坂につめ秀頼公を守立可申と御遺言の由家康  
公へ諸大名集候所へ家康公出御此時日本の諸大名今日始て半分主程に敬候諸人の中にて増  
田右衛門尉徳善院兩使御意の通りを手を付畏り主の如くに敬被申上候五人の御家老五人の  
奉行も此時定り候此日の座上の毛利宰相也振廻出酒宴景勝義宣(△義信)政宗三人の中直しも  
此日も秀忠公の勝手に御座候一日間を置候て加賀大納言利家の亭へ右の衆御集り靈社上卷  
の起請文御書候事

慶長四年正月十九日の夜家康公御屋敷へ石治部發頭よてして攻入候いと沙汰出來候に騷動屋  
敷角々に材木取集め矢倉構へ屋敷中にて今夜打果さんと心掛候へ共攻入事なし翌日に何  
の沙汰もなし其外伏見中藤森六地藏油掛江戸町に人數物頭敷多宿を借居候へは屋敷への責  
入候へ共後詰如何と貴入候の由也此事關東へ聞え御家人大方伏見へ日夜急上る藤森兵部  
少輔屋敷を旗指物にて三日誦るも此事(○此時の事)本多中務井伊兵部柳原式部大輔平岩主計  
頭石川左衛門大夫牧野右馬允本多豊後守鳥居右京(○左京)亮本多佐渡守鐵炮頭酒井作右衛門  
渡邊半藏水野左近松平和泉守酒井宮内大輔内藤豊前守加藤喜助安藤彦兵衛成瀬吉右衛門戸  
田三郎左衛門久野民部少輔渡邊彌之助大番頭松平大隅守松平石見守使番鈴木友之助横田甚  
右衛門小栗又市小栗忠藏戸田又太夫小笠原治右衛門河野庄左衛門本多三彌米倉六郎右衛門  
米津清右衛門此外大久保治右衛門西尾小左衛門阿部善右衛門矢代越中守三枝平右衛門城織

部助永井右近牧野半右衛門山口勘兵衛遠山勘右衛門戸田左門三宅彌次兵衛壹人當千の者と  
も此外算へかたし伏見藤森に家中人數持大番頭物頭使番の六地藏油掛馬廻りの屋敷の内長  
屋に人數四千被爲置候御用心家康公を退治の敵に成べき人なし(○にて候)然れ共屋敷に御座  
候ての用心も如何と生駒雅樂頭入道堀尾帶刀中村式部少輔日々參上天下の御仕置御談合の  
御使を被申候此時の日本國中へ觸流の五人の家老江戸内大臣加賀大納言安藝中納言會津中  
納言備前中納言連判の御狀に淺野彈正増田右衛門尉石田治部少輔徳善院長東大藏大輔五人  
を奉行と申連判狀家老五人奉行五人の狀諸國へ被遣候家老連判の内へ隆景判を被致候事も  
あり此節朝鮮の人數引取候へと徳善(○永)法印を肥前の國へ使に被遣五人の家老五人の奉  
行の狀なり無程朝鮮に被爲置候人數日本へ被歸候加藤主計頭小西攝津守黒田甲斐守淺野左  
京大夫加藤左馬介脇坂中務蜂須賀阿波守藤堂佐渡守福原右馬介太田小源吾等なり(此條三本  
多し今山川  
本に隨ふ)  
雅樂頭帶刀式部御屋敷用心も六ヶ敷候向島古城へ御移り可然と申二月始より古城御作事  
豊後橋北の橋詰より直木島迄の川の耳(○端カ)に柳原式部人數小屋を掛豊後西の橋詰より  
小倉橋迄の御旗本衆堤の北方(なかた)に小屋を掛け豊後橋より古城へ入候大手の口の北の方に本多  
中務井伊兵部家を作り家來のもの共置候  
古城の家作りの間家康公本屋敷に被成御座候歟と存候へに夜中に路次口裏門坏より忍ひや  
かに歩行にて川耳へ出御屋敷より川耳迄の下り坂にて坂の下平地坂も三十間計平地六十



間計川耳へ被爲下片町あり片町の内西の方へ二町計行江戸町と申所の南の果に小濱與三次  
 (△與三次郎)と申船大將居申候其所より小舟に召て向島堤へ忍ひ上らせられ候御供の御小性  
 三人か五人にの不過向島に御座被成候振に番衆も存候への夜中に又本屋敷へ御歸大方の  
 一夜の内に二度充あなた此方と被通候小性衆も寐入候への目明候者一人にても二人にても  
 御供いたし候此日數凡五十日計一夜向島か本屋敷に御座候事もあり「家康公總てものを被  
 爲隠候」△家康公總て物を隠させられぬ御人 御武略の御達者ゆゑなり向島御作事出來し御移大小  
 名日々出仕橋の上人の通絶る間もなし三河守殿の豊後橋の西北の角に施藥院あり主の御家  
 の夥敷と施藥院の小家と被爲替御移候是の向島へ御用の爲なり此節高麗陣七人衆治部少輔  
 御成敗奉願候秀吉公へ幾度ともなくさへられ申候 加藤主計頭 黒田甲斐守 細川越中  
 守 脇坂中務 福島左衛門大夫 淺野左京大夫 加藤左馬介  
 右の衆達て訴被申候堪忍候へと色々御宥め候各被申候の御前をも討申巧みを仕候徒者は  
 非と被申の由家康公被仰候の治部少仕置氣に入見るもイヤなら天下の事にいはせ申  
 間敷候秀吉公御在世なら被申上候事難成候のん傍輩として傍輩を殺し秀頼公幼君にて候  
 への天下の仕置ならずと數度御扱候て各も心ならずの堪忍此時治部少の大坂に被居候際  
 ひ濟治部少伏見へ被上候大雨にて候治部少跡に加藤主計頭黒田甲斐守兩人多勢にて鐵炮計  
 兩大將の分三千人有之由是の若仰の取扱變りて道にて治部少を踏つぶせと被仰越候の  
 の心掛と申候治部少西丸(○丸山)の向の曲輪の屋敷へ參着十餘日過佐和山へ引退て天下の仕

置に構申間敷と兼てよりの儀に付佐和山へ引退候道中も心もどなく候の佐和山より人數  
 三千人瀬田へ呼置被申候へ勢田迄の三河守に送らせ候のんと被仰遣三河守殿如何にも人少  
 にて御送り候勢田にて暇乞の時三河守殿へ刀を進上す三河守殿も可然脇指被遣候由治部少  
 進上の刀の當時越後(○越前)守殿にあり佐和山へ引退候謀叛の事其前よりの事なれとも彌と  
 後日に知れ申候

向島に御座候ての如何伏見の城明候御移可然と三奉行頻りに被申候大谷刑部少内々の使肝  
 煎雅樂頭帶刀式部少輔表の使御合點被成四月六日伏見の城へ御移り(創業記に閏三月十三日午の  
 時伏見の城御移りあり)  
 鎗五十本御持せ御先へ小性其外の詰衆五十餘輩步行にて御供御乗物鎗二本長刀一狹箱二御  
 跡に三河守殿馬に御乗白キ袴袴にて供の衆二十人計御連候伏見に被居候御家人のいつにて  
 も罷出御目に可掛と此日の左のみ誰も御供にも不罷出候

治部少佐和山へ被退候以後家康公伏見の城より御使に柴田左近を被遣候佐和山へ御使參着  
 申を聞左近に似合候家中の者の家へ落着行水杯いたし申候治部被參御太儀にて御出と被申  
 辨當を爲持參り候とて振舞を出し被申候城より爲持らるゝの由後刻御出候へ可申談と被申  
 其後風呂も焼せ候由呼に使參り好亭主振舞殘所なく候由翌日左近の日の出に佐和山を出候  
 のんといたし候所に治部少暇乞に被參對談過治部少罷歸候迎表へ被出候を門送りいたし候  
 時是の葛籠なり乗掛に御付させ候へとて澁紙包み青き細引にて念を入からげたるを給り候  
 宿りへ着明させ見けれの念入たる小袖五ツ好拵の脇差一腰あり百貫と折紙あり此頃百貫の



脇差も稀に小袖五ツ杯音信もなき時節なり其頃の百貫當時の千貫よりも増目成へし本阿彌折紙添候事殊の外稀なり當時の如く上使など、申事も奉書杯と申事も一圓なし慶長四五年頃の事能覺え候者の右之通りと可申候此頃の心に重し容の大形なり當時の沙汰もなきにや桑島左近と申者治部少輔強く被構候者城織部内府様へ奉公に出し候治部少より織部所へ使桑島左近御扶持被爲放候様にと被申越候織部返事に序を以可申上候と返事其後又治部少より兩度御捨（○捨來）桑島深く構申候御執成頼申候由織部返事に桑島事吾等肝煎奉公に出し候又御扶持御放候へと難申上候其方より直に被仰遣候へと返事申候重て治部少より何の沙汰もなし秀吉公御全盛の時なれ共家康公を重んじ被申事是にて知申候桑島左近越後浪人

（左ノ一ヶ條此間に書入在之候左近儀付書加へ候ものご相見え越後浪人にて景虎の感懐を所持に候源一郎ハ元の名成歟）  
今日敵於八幡相働候處無比類走廻感入候謹言

六月一

景虎判

桑島源一郎殿

石治少と家康公の御屋敷道を隔隣りなり垣築地を御築せ候時境目の普請を仕候迎治部少下々四五十出候に此方の垣築地を築候者よりイサカイを仕出し治部少の下々を敲き追散し候築地つき候者の五百人なり治部少輔より阿部善右衛門所へ迷惑仕候御穿鑿被仰付被下候へと被申越候處家康公へ善右衛門申上候得の如何様のもの其方次第可申付と御意の由其段返答に申遣候へ治部少輔より普請奉行を被仰付被下候へと被申越候返事に奉行の十餘輩

あり何れの者と御指圖候へと申遣し御意に治部少輔より斷六ヶ敷候間奉行の者の普請場へ出候にて宿に居候へと被仰付餘の普請奉行を被仰付候治部少輔より何れの者と御指候へと御返事を承り重ねての奉行の名を不存候へば何とも申こされず候  
文祿三年秀吉公山城國伏見指月を假（假初）のとくに城構追日次第に結構に石垣御殿天守出來聚樂に伊勢より駿河迄の諸城主秀次公へ被遣候て東國北國西國の大名皆々伏見へ移り家作り夥し春

慶長元年。秀頼公二歳（創業記に文祿二年八月秀吉筑紫より歸洛秀頼誕生に依て也さあり然れバ文祿三年に秀頼二歳歟）上洛日本大小名裝束にて馬乗伏見より京迄拾間に一騎口取二人侍一人小者一人ツ、なり伏見城より京島津龍伯舊宅迄八十八町あり秀頼公御先へ二行に乗その跡に長持三百段（純子唐織の覆ひ次に左の方柄迄延付の長刀五拾右の方熨斗付の鎗五十鐵炮五十何れも猩々緋の羽織大小金のノシ付犬に唐織着せ引繩紅鳥さし竿何れも十五より内の者思ひく）の出立五十餘輩馬三疋鞍置大總土佐駒其次見せ釣輿一挺次に釣輿に秀頼公乳母に抱れ供の女房衆釣輿に三十一御供の騎馬諸大名の子供十より内何も裝束馬共の土佐駒五歳の小兒の馬に乗候事ならず馬の側に抱れ此跡左の方家康公家來の諸大夫十五騎（大五郎）利家の家來諸大夫十壹騎家康公利家の東福寺門前迄京より迎に出御家康公の大きな黄の紋付候青染の道服赤き裏の袴を召利家の黒き縹子の道服袴兩人ながら馬上にて高く御咄諸大夫裝束を着したるを供に連御通り五條の橋より女中悉く乗物より下りて歩行にて秀頼公を乳母懷き洛中見物の衆に御見せの爲なり島津舊宅迄此



間拾八九町計り歟秀吉公三條迄迎に出御秀吉公の十日計り先へ上洛家康公利家同事なり伏見より京迄兩方あらく／＼と垣をして家々の幕を打三百間二百五十間二百間八十間も身上に依て大名辻固メの人を置見物人の辻固の幕を上げて見候見物人も心安き事なり此年參内大きな車に秀吉公秀頼公利家女壹人以上四人同車其跡に家康公網代の車井伊侍從サウカイ持内大臣に任せられしなり利家も輿大納言に被任候兵部少輔被申候の秀吉公黒裝束の侍従と被仰出候得共黒裝束の侍從のサウカイ不持となり禁中にて用心もあり赤き裝束にて供仕候由なり日本大名「高家の輿大夫」(△公家、輿諸大夫)の歩行島津舊宅より禁中迄の間五町計なれり也十日計過御歸りの如何にも忍びやかに御歸りを道通の者の存候外に誰も不知秀吉公のねに重く軽く(重々輕々)定めなき御人なれりなり

文祿三年伏見向島に城を御取立指月の城より川に橋を掛けて被仰出候城も大方構の出來御殿の未タ也四年の八月大雨洪水城へ宇治川の水のり候故御止指月の城に天守御上御殿作り夥し是は朝鮮より使の來る由異國へ外聞と朝鮮より遊撃將軍來の聞之有し來候り馬揃見物させ候りんと被仰出候故諸大名用意多勢なれり人數の置所を請取草津石山大津坂本家康公人數の五千鞍馬八瀬木舟嵯峨西ノ岳其外所々方々人々請取の所より人數を所々より一備く／＼押出し伏見へ乗入候へとの御意なり遊撃見物所の大佛山門と御定馬に鎧かけ馬面馬上の大小金のし付何れも鎧冑と被仰出候遊撃も來り七月十八日馬揃と定候に諸勢の近日請取候所へ參候りん杯と申候折柄七月十二日夜半大地震大佛を金佛に被成候も動れ損し伏見

天守も上ノ二重動り落し御殿棟木飛破風の作り物狐格子落て裏表へ見通し諸大名家々御成門も損し大手の二階門をも動り崩し一庵法師と申番衆も死家康公屋敷の二階の長屋潰れ加々爪隼人も死伏見中にて家長屋潰れ死人の數不知歴々の一庵と加々爪と二人なり地震にて御殿天守諸大名の家共崩損し秀吉公以外の外御腹立遊撃も夜中に伏見を逃去候子細あるべき事なり其段の不知

家康公名護屋へ御立候文祿元年二月二日江戸城出御安藝國廣島へ御着町屋に御座候二階へ御上り町中の人の通を御覽しける時景勝家來横田大學と申者傍輩貳人と連立町を通る夫なるの大學歟と自身御尋被成候誰なるらんと上を見れり家康公也畏り候へは用あらり通り候へさして用なくの上り候へと御意傍輩二人を返し大學御前へ參上申候へり景勝へ物を申候歟と御意景勝へ(△○物)申候事の不能成と申上候得り直江山城守に物を申候かと御意直江に物語も仕候と申上候得り明日此所の出口にて景勝と利家と自戰必定と聞候不入事と申候へと被仰付候直江に御意の通申候へは過分に奉存候旨横田を召連御禮に參上景勝も可致參上と直江被申上の時分も可有候必無用と御意にて景勝は不致參上候子細の秀吉公御意にて一番景勝二番利家三番家康公と道中御通り候に廣島廣き所なれり三大將一所へ御着廣島を立候時利家一番と被心掛候先陣被仰付候に利家先陣なれり口惜き事と景勝腹立必定打果候りんと覺悟被致候を家康公被爲聞候て押陣の事なれり前後の争ひ止けると大學申候此大學の此時廿八歳會津守氏の家老の子守氏死去の後浪人駿河へ參一年御奉公申候に會津に



兄候て爰許正宗に被取詰候のん體下り候へど人を越候(次條に接續すへき歟)  
 家康公へ御奉公申上候下る間敷と返事を申候へい又人を越下り候へと申越候得とも下る間  
 敷と使を返候を家康公被爲聞其使を大學に御知せなく江尻に一日御留め置大學を召候て國  
 より呼に越候に何迎下り候のぬと御意大學申上候の去年御奉公に罷出何の御用にも立不申  
 候罷下る間敷候會津の何と罷成へきとも少しも構無御座候と申上ければ重て是非下り申間  
 敷歟と御意是非下り申まじと申上候へい御意に其存分にて候の、下り候へ思ふ子細ありと  
 御意大學申上候の御意承り候て其上御受可申上と申候へは一度沼田を限りて奥州へ働候の  
 ん其時手を合せ候へと御意大學長り候と申上ければ御馬一疋鞍置鐵炮拾挺路錢被下會津へ  
 下り候程もなきに明日働き掛られ候と聞之有時に道二里隔り大學舅二里隔り大學兄其真中  
 に大學陣を取兩方へ明日一所と前日申定候に何と致し候やらん兩方なから手ぬるくしてか  
 人數も來らず川端に陣を取居候手勢八百計にて構候所へ駈散し候のんとや思はれけん正  
 宗馬上三千騎計にて早道程に乗つれ下知して掛り候川へ馬を乗入申者もあり大勢に候へは  
 川へ馬を乗入ぬ者もあり鐵炮五六十挺放かけ候へい馬上共退き重て掛らす正宗の方に鐵炮  
 二十挺(△計も)あらひ負へきに馬を早道程に乗來候へい歩の者は壹人も續かず候此通りを  
 大學物語候川の所をも語り舅や兄の居所をも語られ候へ共忘れ候上野大僧正よく御存知候  
 ひつる大學會津へ下り候の天正十八年なり。  
 景勝の此年出羽の國にて三十萬石と被仰出秋田拜領秋田城之介の常陸國にて當時の  
△常陸國所替被仰

付候秋田のむかし繩六萬石を常陸にて當時の云々六萬石仕合惡し出羽の國一國にても秀吉公御代にの廿萬石と申候下々  
 にて申候には最上殿は正宗より大名と申候此時は萬事物事に大あらめせわしなき事いなし  
 景勝小身になられ候故諸侍浪人仕候大學も浪人仕駿河へ參候と城和泉守兩度申上候へ共入  
 ぬと御意將軍様へ遣可申かと申上ければ駿河に入ぬを將軍にも入間敷と御意大學に何とし  
 て不被召置候不審と拙者申候へい存當たる事御座候先年沼田を限り奥州へ御働候のん手  
 を合せ候の、△手と合候へい御意候つるに景勝へ御取懸の時分狀にても上候へい今の便りに成可申を狀をも指上不申候古昔身上も  
 宜敷候つる小田原滅亡以後奥も亡候浪人仕一騎合に成候得の景勝小身家康公數萬の人數に  
 て御取掛り候に侍たるもの、狀を上申事可有か景勝も小身に御成生て候へば人にも逢候と  
 被申候しなり子細を被申上候の、聞召分も御座有間敷にもなき名譽の御人にて候へ共下情  
 上に通せずとい此事かと大學申候大坂御陣の時大僧正へ大學の居候かと御尋僧正御申候の  
 出羽へ下り居候と被仰上候由横田大學事柳生但馬正宗へ尋被申候へば仙道にて人の知りた  
 る者一萬石計にて堪忍いたし候の、はしきものと被仰の由大學事の小幡一作尾畑勘兵衛も  
 被存候大學へ吾等申候の紀州へ身上有付候半歟隠れもなき覺の人とい承り候覺の場如何  
 と問候へば大學申候の千五百又の千七八百の大將に成度々合戰勝負の其時の仕合他所の城  
 をも攻落人に取手の城にて被攻候事もあり一代の内に鎗を突高名杯の不仕候若き時歩行軍  
 の時歩行の者を馬上にて鎗付手前の歩行の者に首を取と申先へ參候ひつる是も今思へば不  
 入とを仕たると後悔一代手に掛て是を覺と申候のん事不存候由被申候



鉄炮頭二萬石三萬石大垣の伊藤長門の八萬石弓頭大島雲八の三萬石か様にさまゝ知行被下候故足輕いなし

御使番五萬石千石二千石三千石太田小源吾の四萬石福原右馬助の七萬石何れも御使番なり佐竹義宣もいつもの如く伏見へ詰常陸國主たりしが關ヶ原合戦三年過て出羽米澤邊三十萬石と被仰出候へ共地なくして十八萬石なり俄に小身に被成候戸澤右京も本地佐竹へ渡候へば常陸へ所替秋田同前なり

名護屋御在陣の内に家康公家中の人足利家の陣場にて水を汲候何方の者と申候に下臈なれば答惡敷候やらん利家の内の下人敲き候由此方の家中衆夫を聞不取敢大方利家の陣所家中衆の小屋へ取詰候大勢にて候得ば利家の内衆も武具着せぬ計にて鉄炮に火を挟み候らん用意夥敷事に候服部半藏はだぬき菟廻候へ共此方の衆一圓不聞本多中務行て引取被申の由中務不被參ば大なる戦ひ出來可申體家康公子細を被爲聞御笑ひ候て御座候由喧嘩と可申哉夥しき稀なる事と人々申あへり

伏見木幡(△小幡)山御城出口西大寺(△大手)石田治部少輔屋敷北の角淺野彈正長束大藏北松の丸出口德善院南(△南東)増田右衛門尉口々各當番二の丸御門番御取立の衆堀尾帶刀田中兵部蜂須賀阿波守小野木縫殿助土方河内守此並の衆十五日替に御番勤る本丸の指て番衆も不入此口にて城中あづまる

關ヶ原にて御膳仕立候所の外なり御座敷より三十間計りあり芝<sup>原</sup>山のなて下りたる所自然

御覽<sup>○ちされぬ</sup>被成所を細竹を渡し上に澁紙一枚張「其下に□」<sup>△其外に鍋ニツ火を燒候料理敷物もなし如何にも手輕なり今時の三千石計りの知行取野陣に居候ても是より増し可申候「三人前の辨當一ツなり」<sup>△水汲小桶ニツ湯をわかし候にやくわん一ツ三人前の辨當一ツ也水は下の谷より汲候</sup></sup>

慶長九年三月廿九日に家康公從江戸伏見へ着御西國北國五畿内の諸大名御迎に。(△追分へ)被出奉待候雨降候へ松の木の下へ立寄人もあり思ひく被立休所へ鎗二本長刀一狹箱二歩行者二十余輩御乗物も雨の用心に包み廻し馬上十余騎家中の道具もなし本多上野介にても候らんかと皆被心得下々に尋候へ大御所様と申により諸人蒐走り追分を伏見へ下る町にて追付候へは達御耳御乗物を御止上の雨具を取乗物の戸を被爲明諸大名へ是迄遠く迎に御出と御禮被仰候て伏見へ御通被成候偕も輕き事と諸大名被驚候由御供の衆も伏見近く候ゆゑ人々下々を先へ通し候總て江戸へ御下り被成候時御殿出御の時御跡へ馬上百騎も七八十騎もあり馬に沓打候時の御跡へ下り「御跡に」<sup>△御泊に着御の時ハ馬上七八騎五六騎も有御跡ハ御供の馬云々御供の馬上五十騎又ハ廿騎十騎連立馬上にて思ひくの咄して通る道の能所にてハ數騎の馬立道あしき所にてハ左なし御乗物の跡十騎計過てハ扇拍子にて小歌を「唄ハ酒あるハ」<sup>△唄ハ歌の拍子いかにさし咄し笑行候さいへに酒あれハ取出し云々</sup>取出し盃なし馬の柄杓にて吞又ハ小竹筒の口より直にも吞其内上戸を尋候て先か跡か知れ不申候へハ片手綱にて馬を早道に乗片手に小竹筒を持先へ參候へハ尋不逢跡かとして半分路程に乗酒を吞せ候へんとて尋廻る成瀬隼人上戸なれハ切々の事也三島へ着御箱根へ御通りの時の小荷駄下々の夜中に通り馬上も悉御先へ參箱根。(にて</sup>



御膳の御番御小性二人御先へ參奉待候三島御立の跡に馬上也なし御上りの時も小田原より三島へ御越の時の右同前江戸御立の時も御隠居曲輪の下にて馬上下八十騎もあり沓打替候逆跡へ下り候夫を御存候て芝の出口品川の「出口」(△入口出口)川崎の入口出口には三人五人つゝ通り道の耳へ出御目見馬に乗御供に參候へ共是も沓一足限なれ品川へ着御の時御供の馬上下十騎の内也御殿へ御先へ參侍十五六人廿人も御小性衆も十人餘りも御先へ居候かやうにても目付と申事もなし押の者と申もの一人も無御座候悉皆御主にてなく知行被下置遊はせて御置候と御供の馬上共御殿にて寄合物語いたし候誰に恐可申哉大御所様の外に恐れ可申者の一人もなしと申あへり年寄衆に逢候ても小膝を直す眞似の様に不斷り被仕候

慶長五年<sup>六年</sup>九月十五日晝過て表へ出御御機嫌克色々様々の御咄し堀尾帶刀大島雲八入道猪子内匠船越五郎右衛門御前にあり船越申上候の去年の今日御合戦の日も雨降候か今日も雨降候と申上る家康公御機嫌克御笑被遊候船越猪子申候の田中か人衆敵に逢三町余敗軍仕候か誰返し候へと下知仕休も見え不申候に引返敵を追崩し申候事田中か勢の働見事にて御座候つると申候へ家康公被仰候の間近く金森法印か吹貫を立備候敵と心得て馬を不寄法印か手と知たら先へ押立法印居候處へ馬を寄候の敵一人も洩す間敷事を法印か備を不知故と御摺揆總て家康公弓矢の御咄杯曾て不被成御人にて御座候會手によりて弓矢嘯被成候所へ脇より何卒存たる者申候へは無御構何となく御咄も被爲止候夫を御小性衆上様

毛嫌ひを被遊候と申候鶏を合せ候に向鳥を見て一方の鶏退候夫を下々にて毛嫌ひと申候帶刀の三州池鯉鮒にて加々野井彌八か爲に疵を蒙り濱松に「居(り岡野)信濃守」(△居息信濃守)の御供被申候大島雲八の濃州關の主美濃にて御味方仕り關ヶ原への不能出

秀吉公御代に臺所の衆朝の日の出に「參り臺杯集め」<sup>△臺所の前に鐘あり云々</sup>其鐘を撞せ料理人遣候荒子など集め帳に付七ツ半程に臺所の隙を明ヶ鐘撞候所へ集り人数帳に合せ臺所を外よりさし扉に鎖をオロシ宿へ歸る男の壹人もなし表唐門へ入楊貴妃の間と申御殿其次に虎の間其次に千疊敷此に三間に九間有座にて<sup>△座敷にて日夜御咄之所と申候御番とてハ一人もなし御咄衆も三番にて人数ハ云々</sup>人数廿一人余の由家康公御咄頭三日に壹度ツ、御出二の丸迄の刀持一人草履取一人なり本丸唐門に黄母衣の衆二人門の下に番爰にて脇差を置無刀なり引出しの箱あり其重に其人々の名書付ありて草履雪踏下駄あり入候時に自身取出し歸に元の重へ御入候となり小性十人本丸と西丸との間の二階門上に二人計番の日の二時計居て宿へ歸の由總て人を御遣ひなく候御咄の時料理出候時茶の湯坊主人計りあり其内三人歟五人給仕を仕候由御膳の掛盤家康公へも掛盤御飯の鉢も同事相伴衆への通の鉢平膳利家も家康公同組の御咄の衆なれとも平膳秀吉公と家康公御膳少しも違ひ不申候由御雜談の時も家康公と被仰候よし秀吉公伏見より京へ御上りの時は奉行衆御咄の衆合て五拾人の内廿町程御先へ朱柄虎ノ皮抛鞘鎗二拾ツ、眞直に立て持遠くよりも上の御成と見ゆるなり御供の衆袴道服御跡に押もなし下々も二百人程のなし大方百人計り歟東福寺前を御通り候への御供の衆内の者の竹田



通又竹田御通なれの東福寺前御供の騎馬際限なし見渡しの道なれの御乗物にて御通り候に竹田通りは騎馬間近く見ゆれと下馬はせず總して秀吉公小身なる侍の不被爲持姫路衆と申「拾萬石」(△千石)より内の侍三四百石の衆二百余騎程も可有か一所に屋敷片付居候て番も普請もせられずなり

正月朔日に國持其外大小名出家薬師町人迄も御禮申上附たる者の不殘出申候一年十二月不出來年正月出る毎年朔日に一度宛外に不出

普請場へ出御候へども其帳場へも不出自然居合たる者は掛御目候此節目見といふ詞のなし駿河御代迄も目見と申詞のなし近年出來たるなり

家康公伏見に御詰候時の下々へ扶持を澤山被下千石より下の諸奉公人の馬不可持人多不可置物の入物と被仰出千石取候ても馬を持ぬ人もあり五百石にて馬を持人もあり扶持方の内にて内の者を賄ひ町屋を借て居候者の宿賃迄も小身なる者のあり伏見の御城なれの馬に乗間もなし二千石も(△千石)二百石も侍の一人役と被思召候御積りか不入ふうたい少も費の御嫌ひ可入所にて金の五百枚千枚銀子の二三千貫(目)の事の不被厭せ候

家康公秀吉公御全盛の時御召仕候者(小性共に)小袖を被下候御前に罷在候者の呉服屋榮仁茶屋四郎次郎杯に「小袖壹ツ敷」(△誰に小袖一ツニツカ云々)羽織を添て爲取候へと被仰付候呉服屋所より小袖の如何様のを仕立可申候哉袖の行丈の何程綿を如何程入可申と問に越候時存候如くに好み候常の小袖よりの五割一倍も物入候一年中に小袖少きの九ツ多きの十四五被

下候者あり(其身)小身なるの小袖の不入小袖の入目程金を越候へと申請取候呉服(△御服)屋は勘定の時に小袖と書金を渡し候とい不申候年々の事に候へば小袖に物の入候様に好み小袖をも取金をも取候か様の事世上に小袖廣まり天正の末文祿年中よりの事なれば日本の衣裳結構に成候事家康公より始り申候か様の事の一圓御存知不被成候家康公シワキ御人と世上にて申候へ共根元御氣の大き成ゆゑにや小袖の結構に成たる事秀頼公より始り小袖結構に成たる時節關ヶ原の御合戦に御勝其年の暮に諸大名小袖を進上被申候其年より翌年に結構に成たり年を経候程彌増に能成候諸士の下々町人迄小袖を着候も御代長久の故なり

御出陣の御暇乞に秀頼公三歳(創業記に秀頼誕生文祿二年とあり然る時慶長五年に八歳の積りなり)表立關の前迄御出家康公表へ出御御逢被成候正宗(△政家)脇指ならしはかたつき茶入茶壺茶を詰黄金二萬枚米二萬石被進候御供に増田右衛門長束大藏大輔大野修理の由御禮にも御出(在)不被成候日の忘れ申候金銀配分御供の衆へ被下候  
慶長年中卜齋記下之卷 大尾

○山川本

辛丑之歳奉

釣命撰板坂卜齋之書於 公館既成反 命乃以 特恩賜鐔拾枚次有 命使錦江歸眞作之



叙已成奉進又有所乞得拜此草稿者也不改其稿以貽子孫惟夫此書出ト齋之庫中世所未知者也故書之以接其後云

○高島本

慶長年中記三冊とはかりにて上中下とも天地ともなし松平能登守家の本なり當時林大學頭ハ能登守養弟にて病身まうしたて當能登守を養子して御奏者を勤大學頭ハ熊藏とて厄介とし能登守家に在所寛政四年思召をもつて林家へ養子被仰付此書林家にも無之のゆゑ實家より借寫の由也

○帙之裏書

此本板坂ト齋覺書一覽可仕之旨享保九年辰十一月八日依 上意同役各書寫之松平能登守此頃御老中

于時寛政七乙卯年正月借寫之

小幡當八寄

板坂ト齋翁ハ東照公に隨侍せし醫官なり故に其記事ハ史家の信憑するものなれハ印行を謀りしに校讎に際して偶二三の異本を得たり即黒川真頼氏藏の板坂ト齋日記上下二卷なり一うちして百廿六條とす大野廣城氏の手寫本にて其鱒魚殘篇五十卷の第九に收むるもの也また山川健次郎氏の藏する舊好文堂本慶長年中ト齋記ハ上中下三卷なり假に提頭を以て區分すれの百卅五條に分つ錦江信徧氏と佐野恭政氏の兩叙あり佐野氏の

叙頗る斯書の來由を悉すまた高島氏柳亭種彦藏慶長年中記三冊ハ篇中○を附して條別すると百卅七條なり其目次前に列擧する如し件數の多寡前後其文の伸縮斯如しと雖もこれを通讀すれハ彼此大異なし其同書たる論を俟ず而て黒山の二本致同く高本ひとり趣異なり今山川本に據て印に附し旁ら黒高二本を以て補正す其○ハ黒本△ハ高本なり行文中差謬枚擧すへからす大体に係らざるものハ今是を省く 甫喜山景雄謹校

ト齋覺書與書云(致道館之藏書印アリ)

鳳岡橋先生文集に板坂ト齋碑銘あり其序の略をつまみ記す事左のとし 老醫板坂ト齋如春叟ハ其先宗慎次ハ宗徳江州坂本に住す宗徳の子維順洛に遷る法印に任す後越中國に到り兵亂に遭て甲州に住す東照神祖書を賜ふて饋藥を謝し給ふ將軍義昭及北條氏政其技を賞す其子宗高幼にして南禪寺東禪院の僧となる信玄召て甲州にて還俗醫師となりト齋と號す天正中小田原の役神祖に従ひ東都に宅地を賜ふ叟ハ其子也天正戊寅甲州に生る如春と號し後に亦ト齋と號す辛卯年神祖に拜謁す慶長庚子關原の役軍に従ひ及旅行放鷹扈從近侍せざる事なし後紀伊家に屬せらる致仕し江戸淺草に住す明曆乙未十二月十二日卒す

此書我自刊我本を以て底本となし旁らト齋覺書を以て校訂を加へたり其文中イと記號あるハ即此覺書なり

明治三十五年六月

近藤圭造



信綱記

從四位下侍從兼伊豆守源姓松平氏信綱公者從大樹家光公至

家綱公之幕下二代之執權職也御生涯之勤勞不可勝計也此一軸雖相似狂言綺語 御一生之間頓智頓佐之事共的然承之且又於諸方存之慥<sup>ま</sup>語傳 承事而已大概書記之爲 御當家御相傳指上之者

聞書

一前公方樣(家光公)御灸點被遊時節藁みこ御用也近邊無之物にて遅々にをよひ候時信綱公其儘御次之御床疊者裏薦を切綻してみこを取収て被差上之由也

一前公方樣(家光公)御代御二九廊下橋哉覽被仰付之時をりのこうはい御好被遊候何程位とも被爲好にくき時信綱公其儘扇子をひらき壹間宛疊入御心に被爲叶候所を以てこうはいを御定被成也御頓作成儀と諸人感入申也

一前公方樣(家光公)年北野にて御鹿狩之時惣せこの衆所の方へ出御候得而上意有之節草深野中にて方角辨がたく信綱公にむかひ如何可仕哉と御番頭衆被仰候へは折節初冬の日中なれば日を後に負て被出よと御挨拶有之尤之儀と輒く出集て偕も信綱公御頓智也といつ

れも被感入たる御沙汰也

一前公方樣(家光公)あさふ筋へ御鷹野に被爲成折節溜池の中に鳥を追立よと上意有之時礫に打へき石土くれも無之いつれもいか致へきと御供之衆中被申候へは信綱公御下知にてちかき町屋のみせ棚に商賣の蛤可有之候之間取よせ礫に被用候へと有之て悉礫をうちすまし諸人感入申由也商人に價を被下也

一前公方樣(家光公)之御代朝鮮國より來朝之馬藝可被遊上覽之旨被仰出也やよすかし八丁之地を馬場に相定跡先のさかひに違土居を築立候様にと御普請奉行衆へ被仰付之處日數無之遠所より土を持運築立候事叶かたく龍の口堀端を堀候而築立可申御老中へ被相窺候處信綱公被仰候の左候の其跡目にかゝりよろしかる間敷候間和田倉之内に御材木積置候是を以組立其上に木舞をかき壁土にて塗是を附候は二日三日之内の芝も惡敷成間鋪候之由奉行之衆へ被仰述候此土居早速見事に出來候て諸人感入候也

一前公方樣(家光公)御代二丸御庭之内に大石有之御鷹野へ被爲成候日還御前に此石を屏之外へ出させ御庭之掃除等可申付之旨阿部氏重次公へ被仰付候處大石にて小人數を以挽出事成兼俄人足招集事成かたく旁以不及分別とて信綱公へ何とぞ御了簡被成被下候へと御願候御手前へ被仰付候儀私申付指出候様に可被爲思召處如何と御挨拶有之候への拙者不及力候之間御手前を頼入之由言上可仕旨返々御申候へは然は此石を除候は何を禮物に可被成哉と被仰候何成とも御望次第可仕と御狂言之上則其石之際に大あなを堀せ人數手間



不入墜入埋隠候其跡之掃除迄令出來候頓作之御下知之由何も御評判也還御以後被遊上覽哉否是ハ伊豆守を頼たると相見て候と上意にて重次左様之旨御請被仰上候其石于今御庭土中に有之由也

一先御代(家光公)御本丸御臺所より出火之時當番之御方々御供又ハ爲御用御奥深くかけ入給を信綱公御見懸候て深く御入出る時道に御迷ひ可有之候間所々の疊をばね返し置目印に可然と御指圖有之はや御殿々々へ火移急速右之御方に歸出る時件之目印無之におゐての中へ出かたきとて御頓智之程いづれも被感也

右出御之時上意にハ富士見御藏に入置たる名物の御道具共日本之寶也無燒失様に取出可申と信綱公江被仰付候御藏より取出し西之御丸へ運行時宰領を御附被遣候へと脇より申されハ不及其儀候何者に成とも持せ遣せ日本之内にさへ有之は能候と信綱公御下知有之終一色も無紛失ゆへ後日に何も奉感也

一御本丸の西御丸にて歎御能被仰付候時俄屏を掛させ可然所御好被遊候へ共早速不相調處信綱公奉之則所々方々御櫓疊土戸をばつさせ立並裏より絞下にまて屋根覆を仕候へハ白壁之塀當座に出來有會同前にて上様(家光公)御褒美被遊諸人奉感之由也

一前公方様(家光公)御前江御老中不殘被召出被仰出候旨趣は吉利支丹宗門御代々御制禁被成と候へ共至于今無斷絶候間自今以後杖をつかせ候へと被仰出候何も兎角之御挨拶無御座處信綱公御尤成上意候由御請被仰上皆々退去有之と只今上意何とも合點不參候へとも

伊豆殿御合點と相見候之間何も御前罷在候由被仰候信綱公私も御同前御座候へ共只今迄ハ宗門ころひ候へは御助被成自今以後ハころはせずして被遂御成敗候は御法度可相立かと被思召杖をつかせ候へと被仰出候と奉察候由被仰候得は此儀尤も何も御感之由也

一前御代(家光公)之時娘を縁組仕たる親訴訟に出於評定所申上趣ハ聳之年を媒僞を申而十五に罷成候私娘を三十五之男へ申定候歳一倍迄て不苦候へとも一倍之上にて御座候間娘遣し申事罷成間敷と申候得者信綱公聞召借者歳一倍之増にてハ堪忍可仕かと被仰候へハ中々と合點仕候左候は五年過候而祝立仕候へと被仰候惣座中アツト申候而一同に感入訴訟人も兎角之御返答不申上候而退散仕也

一前御代(家光公)於増上寺萬部之御法事信綱公御奉行之時聽衆裏門より出入御作法にて讀經之内日晝にをよみ聽聞之者入替也或時門外迄詰懸人數餘り夥敷故門を開き入る時必倒臥怪我死人も可有御座も如何可仕哉と御番衆信綱公へ被相窺之處左候者今日者聽衆何も町口表門より出入筈之由群集之者共へ被申聞候へと御下知にて諸人承之跡より段々に表門のかたへ退行也半至て裏門を押ひらき聽衆被入也付而少も混亂無之表門元來不入故追々裏門立歸出入輒也依之頓速之御下知諸人感之其後之萬部より御經一卷切に聽衆入替人數計升被仰付是又信綱公始也

一前公方様(家光公)日光山御成之時御進發前御供中へ被相觸儀酒井氏忠勝公奉之觸狀早速相調之儀何共難成候今日を指延候事不成候得共可仕様無之候兎角御手前不可過御了簡之由



信綱公へ御頼候付而御辭退成かたう候而仕見可申とて御供之書付數多に切放御祐筆衆大勢を以相認早速出來校合迄仕候間被遣候へと有之忠勝公不大形御悦喜之由候事

一前公方様家光公御代慶安二年己丑六月廿一日之曉於江戸大地震御城郭大名小名之營作井民屋等に至迄悉及大破依之日光山御宮御寶塔如何と被思召次飛脚を以可承之旨被仰出候時信綱公於御前御山御崩申者候然り於無左の破損御座有間敷旨被仰上候故何と致候而左様に申候と上意之由信綱公重而言上念を入造立仕候へは不損物と相見古之大地震にも御天守井塔などの敗壞不仕候御寶塔之御地形の如形念を入爲築立申候條破損の御座有間鋪と再相輪様如何と御意被成處をれの遣見分不仕候間御請の難申上之由被仰上候其後日光山より御宮御廟塔聊別條無御座所々の石垣等崩れ申候由相輪様七八寸ゆかみ申候と申來候最前頓作之御挨拶悉首尾相調申候

一禁裏御普請有之時御座之間之天井縁を白木と塗木との御入目過分違候付而爲塗候へと信綱公被仰候へは奉行人申候の天子の御頭之上への漆を不上物と承候由御挨拶在之左候者御冠のいかと被仰候實もと有之而塗縁に被成たるよし申習候事

一上様家光公蛤を御好物にて被召上候具之内に砂有之候間御料理人衆悉御心に候へ共不及力儀と被申候時信綱公被爲聞砂無之様に安き事と蛤を取籠て網之内に入海中に地をばなれつるし置候は砂有之間敷と被仰候早速其通に被申附候へのすな少も無之由誰も可申候事ながら平生之人不及儀と申習候事

一前公方様家光公あやがし野へ御鹿狩に被爲成候時至彼所御馬上也同勢御後ちかく鳴動相聞といへとも防かたき所被爲御見返何も折敷候へと再返体上意早速折鋪靜申候諸御馬立場迄被爲成以後御目付御使番の者とも馬を引付御側に罷有候へと被爲召候處御近邊に在合不被申此儀信綱公に被仰付候處其儀迄御座有間鋪同何と様にも下知罷成様に申付置候由被仰上候へは疊之上との違候間召寄置候へと再返上意有之處信綱公再三同前之御請にて少々御氣色も不宜御近邊之御供之衆も笑止に相見申由候然處御目通間二町餘程御先に御狩場之境に白幡赤幡二本間を隔立之候其幡動搖之様に相見候亦白を入替鎮り申様に可申付候旨信綱公被召出被仰付候畏而奉之六拾間程歩行有之御腰より采鏢を抜き手に持御前之方に向有御一禮而扱御先之旗にむかひ采鏢を一振過て又御前之方に向御一禮被成扱簾の方へむかひ二三返采鏢を被爲振候への如何にも鎮候て兩方より赤白に簾入替悉鎮り相見ゆる也それより御前に御歸御一禮有之候へは又御跡之人數をも下知いたせよと依上意御跡之方へ信綱公御越候其時井伊掃部頭被召出唯今之伊豆守様躰を見候哉と被成御意候掃部殿御請に第一名將之御つかひ立からと申其身之働と申奉感之由被仰候間公方様家光公御喜也供奉之衆中掃部殿御挨拶さすか也信綱公之御働感情不淺之由也  
一前公方様家光公増上寺に被爲成候於御休殿伊豆守被召出破損之所修復申付候へと被仰出候畏之旨御請被仰上候破損之所御供之衆中見付不申候處信綱公早速に御請の不審也といつれも申候御堂之軒瓦之損候所日影にて被遊上覽候物と後日推量仕候信綱公もとくに御



見付被成候と相見之候其儘上意を御通し被成候御目も心も被爲働候御事といつれも感入候由増上寺出家衆直談を承候仁之物語を聞書載申候也

一前御代(家光)有町人女房を離別仕候處無程其町向頼之町人妻に召置候其以後元之夫之宿の前に張文を仕候其趣の此者に意趣有之間火を付可申との文言也相續(談)及兩三度候付て大屋左右之隣五人組申候は其方儀終不届成事惡儀等も無之候へ共かやうの張文の町之迷惑候間宿を替候へと大屋申候此者申候の何方より可有意趣覺無之事候間宿替申間敷候と達而申候依之大屋評定所へ訴訟に罷出候店借之者も被召出遂御僉議候此者何に而も子細は無之かと信綱公御尋被成候數年店を借置申候へ共終惡事も無御座候近き比女房を去申候其女を向合の扇屋妻によひ取之由申候得者信綱公被仰候の右之張文の此者自身仕たると思召候扱々智謀深き者哉無左かと頻に被仰懸候へは名譽成御意と彼者驚白狀仕候付而左候の、向之扇屋其前を拂候へと被仰付候忝御事等人の不及申大屋近隣之者共迄恐悦仕候由承傳候也

一前御代(家光)極月晦日雪降出元日御出仕之前鐵御門より内御玄關迄道通之雪明爲掃除成兼可申候如何可仕ととり／＼より／＼申候然處信綱公被爲聞道幅に筵をかかせ置降溜たる雪を筵儘運取新敷筵を敷替候へと御下知に而悉事調申由也

一御私領之百姓名主等有時信綱公御前へ罷出候時分被仰出候の昔より申傳候蓬萊之島成鬼之持たる寶のかくれ蓑かたれ笠打出の小槌延命小袋と申事有之候わけを存知候哉と御尋被成候へはその詞の承傳候へとも其わけの不存候由申上候扱の秘事にて候へ共御相傳可被成とて縦は雨降候時など諸人農業に不出時節近隣之者にもかくれ蓑笠を着し田畠耕事也打出の小槌といふ也如此候人にかくれ忍候而かせき候への富貴に成寶の心にまかせ有徳にて渡世いたさん命も長からん事延命小袋也此教おろそかに不致候而耕作に精を可出事第一也かせくに貧慕をひつかすと申由被仰聞候いつれも謹而奉感也いつれの時歎信綱公紅葉山御宮へ御參詣之時高野故道入申候の神前の革踏皮を御召候事いかと申候へは儲者革類者神前へ憚候哉と御返答有之候への尤と被申上候其時神前に在之管絃之太鼓を指さし是のいかにと被仰候への兎角之御挨拶無之故御笑被成之由也

一前公方様(家光)御鷹野に爲成御膳場におゐて最早御膳出申前へ御鷹匠衆より雲雀を被差上候阿部氏重次公被披露之處はやく焼せ上候へと被仰付急速之儀にて重次を始羽を取串ニサシ自身御焼候所へ信綱公御出是の角と御聞則御手傳有之候側にへぎ有之を取候而串之鏝と成被爲焼候故始より御焼候衆のよりはやく焼出來御上被成候遅く御取付早く成候の鏝にて御手熱く無之故にて候最前よりそれに居合候衆其智不出故如此候かろき事なから萬端諸人に勝たる御知惠候由重次公御咄を被承候御方之物語也

一酒上戸の衆と信綱公御同座にて御咄之興之上伊豆守殿萬端一つとしておろか成儀無御座候御酒を不參故上戸を御嫌被成候是計の御疵之由申候有御方御申候へは御手前にも眞實左様思召者御誓言にて承度と信綱公御挨拶被成候へは中々誓言も安き様に御申候左あら



は以神文御手前之子息を皆々上戸にいたし度歟下戸に仕たきか是を承度と信綱公被仰候へは眞實の下戸に仕度と御一笑有之由也

一前公方様(家光公)御代於京都濟下宗寺號の何と御覽其寺の住持遷化之遺跡一老二老之間相讓之由被申置候處後任之裁判に先達而寺閣及大破候檀方に合力に不可叶之間當寺へ重物茶入釜を代替令修復成就之上可及後住沙汰之間寺中相談半一老二老諍論有之而於京都評定之落着無之江戸へ參上寺社奉行所へ訴之每度及對決不相濟右之旨趣被達上聞之處伊豆守可承之旨被仰出候付而以或日評定所へ出座兩僧罷出初中後次第一々言上双方之證文共差出之信綱公御聞公事之是非の不被宣之各之師匠の道心有之哉と御尋之處中々得道經釋超過之僧にて御座候由被申上候其時信綱公其方兩人の大き成うそつきにて候由被仰候へは不存寄御意にて候不逮覺悟之由御挨拶被申候信綱公曰師匠得道超過之由被申候へ共左もあらは糞粘瓶も貯ましきに先條之茶入釜財寶有之の更に道得之僧との被申間敷と被仰懸候其時兩僧被申候のつれづれなど、申假名双紙に記置候趣御覽被成たると相見え候吉田兼好の捨身の者也我宗之立儀の在家繁昌之頃に相交愚癡の無知之衆生爲濟度構堂塔伽藍威儀正而一切衆生致崇敬候様に仕事專要にて候此段の御存知不被成儀と兩僧演說也矣<sup>本</sup>列座之評定衆伊豆殿御返答も成間敷候兼好か言葉を被仰述不入儀と少々笑止に相見候處聊無動轉躰にて其方などの祖師を第一崇敬かと御尋有之御尋迄も無之釋迦達磨代々祖師之教不守して何事をか崇可申哉と御返答被申上候とき必かと信綱公被仰候へは不及御

疑候由御挨拶有之然者本來無一物との祖師之面目にての無之哉衆生濟度のため財寶か入間敷候いかにと被仰懸候へは兩僧一言之不及返答候依之先住之遺職三老に可相讓之旨御裁判也さて最前之茶入釜之事双方落着無之ものの中よりとれと世話にまかせ公儀へ指上候様にと被仰付候後日に兩僧寺社奉行衆迄訴訟拙僧共へ跡目不被仰付候の御尤之御吟にて候重寶を被召上候へは寺退轉仕候間被下置候様にと達而詫言にて被下候也右之品々列座候御方何も感入安藤右京進殿後日に吉良殿に御語被成候由にて吉良殿御直談を承たる仁之物語にて承之書載候也

一前公方様(家光公)之御代有時御數奇道具之御藏へ信綱公坊主衆を被召連御道具取出し退出候節御道具入候家之符を付て出時硯筆印判も無之坊主衆如何可仕と被申候へは其儘白紙にて符を付其符之端を切持歸候て重て出候時持出して引合候へと即座に信綱公被仰候不依大小事御頓智之程何も感入申由承及候事

一先御代(家光公)殺害人東叡山に掛入たるを公儀より御出候へと頻御斷雖有之御承引無之付て大僧正へ信綱公被仰候の加様成重罪の者を御成敗の諸人之爲成間御出可然候於無御承引の自今以後日光山東叡山兩所にて惡人有之て欠落などの時公儀へ御斷有之と云とも一切構申間敷候問その御心得被成候へと被仰候道理至極故無滯御返し有之也

一先御代(家光公)之時浪人之由にて少々學問など仕たる者と相見え其者信綱公は天下之御仕置御爲も可罷成儀を工夫仕たる由訴之被遂御直談之處先一々條者公方様(家光公)毎日之御



成に五町拾町先をも往行御止め被成候或急用或及月迫用所等を相達候者并諸商人數多人  
 民迷恐不可有際限候御眼前はかりを御拂被成候は大き成御慈悲にも可罷成候由言上之信  
 綱公被仰候者闇夜に幽成燈をえて用を達する時亦それより蠟燭などを以て物を見る時は  
 不悅哉彼之者尤之御事と御挨拶申上候又それより白晝の猶よからん歎中ノ之儀と御請  
 申上る時あかれとも日天の光大き成恩徳なれ最前之燈を得てよろこぶ程にも諸人不思議  
 也公方様(家光公)之御恩と云へ往古亂世之時は天下之諸人起居動靜安き事片時も無之時節  
 有之由に候當御代權現様以來天下安穩に被爲治世上帶劔を解安泰に送日事歴然也日天の  
 光を輝す御惠と同前也此儀を存付る者無之公方様(家光公)久々御不例御養生のため方々被  
 爲成候へは御氣色御快然之御事も御養生に被爲成候御事候は面々何程の迷惑用所を闕と  
 も聊不可苦候又御眼前はかり往行を御止被成候事尤之様に雖有之天子公方より以下  
 國主城主平士其品々に應メ證罰有之作法なれば縦五町十町御先を通る者乗打等仕候お  
 ての死罪に不行して不叶事遠き所を防と言も人を不亡ため也大人の道ノ小人之心に不可  
 及故如此申候と信綱公被仰候へは扱々御意之段々承之奉感之由にて畏入候又彼者申上候  
 者金銀鍮を以て用を調事何之無益事百兩千兩をも手の内に持様に紙札を以て用を調金銀ノ  
 土藏文庫に納置可然と申上候信綱公被仰候のそれノ人を殺す基也金銀を似する事六ヶ敷  
 細工道具も入忍かたき事なれとも稍すれにせ金の者有之而被行罪科候紙札をにせ候事  
 輒からん常往惡人誅罰之隙も有之間敷候是又申所御取上可被成儀に無之と被仰候への中

ノ凡人之知謀に不及事と奉感退去仕也

一當御代(家綱公)於東叡山大猷院様御一周忌萬部御執行之時讀經終出家衆退散之時主人ノ小  
 者を見付小者は主人を不見出混亂之躰信綱公御覽下口より先へ長く筵を敷候へと御下  
 知有之て供之者兩方へわかれ罷在見申候故面々主從見付やすく少も込相不申御頓知之御  
 下知いづれも奉感也

一明曆三年丁酉正月十八日十九日御城中諸大名之屋敷御旗本并町中家屋悉炎上公方様  
(家綱公)西之御丸に被爲移御座候翌日於殿中向御老中去御方被仰候の今度の大火事只事な  
 らず火事とはかり思召候の各御油斷にて候急度箱根碓氷小佛峠へ人數等被指遣可然之由  
 也信綱公御挨拶此火事何ヶ度も出來可申間何も火之用心第一に被成候へと被仰候御詞も  
 不違毎度之出火其外別條無之故最前被仰立候御方ノ可爲御後悔歎

一同十九日御城炎上江戸中蜂火最中之時御譜代大名へ信綱公被仰渡候の火事之様子により  
 公方(家綱公)様いづれの御殿に歎可被爲成候間惣御曲輪之外をこノと御差圖にて被遣置  
 候元より西丸御座所と相定候へ共爲自然可爲御警固候無其品と被仰渡候儀深き御知謀と  
 奉唱事共也

一同大火事之翌日關東中在々所々に被相觸候今度於江戸大火事出來御城迄致燒失候へ共少  
 も別條無之候加様之時節幾度も出來申物に候聊不致氣遣當作無油斷仕付候様にと御使  
 小十人組之與頭衆被遣誠に民間致安堵農業無懈怠相勵之由也



一同大火事之翌日從水戸黃門公御老中へ被逐御内談度々儀有之由にて御招請旨趣の今度之火事之體無御心元被思召儀也然者紀伊殿尾張殿は國元も遠方にて吾等の領分近候間以隱密少々人數を召寄指置可申間自然御用之時節被仰付候様に何も江相心得給候へど中納言様被仰候參上之御方々何も可然奉存候其旨乍去今日者伊豆守殿中に相詰不被參候間明日被召寄右之通に仰聞候様にと御挨拶之由に候次之日信綱公入來右之趣御出言被成候處此儀昨日何も可然と被申上候事一向合點不參候由被仰達候付而頼房公是の何たるおもひくにて左様に御申候哉御手前一人各別之挨拶之由被仰候へは今度之火事天災にて自今以後幾度も出火可仕候天下に氣遣成義聊無御座候第一諸色拂底高直にて諸民之迷惑此時候何とぞ江戸之人數減少之御仕置可然候處御隱密にて御人數被召寄候とも其隱御座有間敷候左候の、宇都宮古河岩付忍笠間土浦小田原などそれく聞及次第如何様子細有之候と忍々に人數召寄候の、江戸店住諸人難成様可有御座候御事さへ欠不申候の、御當地に被差置候衆をも御居城へ被遣御尤之由信綱公被仰候付而右之御發企被爲相止候其以後御當地御詰番之諸大名御暇被遣候故遠國波濤迄悉安堵其上江戸甘潤無殘所御仕置之由長崎御奉行衆などより信綱公へ委細申來候也

一御城内御普請場へ何も御老中御出御見分之時草履取も不被召連所也折節雨後にて杖のさき穢申候故納所無御座何も御もてあつかひ被成候處信綱公杖の頭より袴之帶に被爲結御腰に被爲納候それを御覽に而何も其通に被成候かろき事ながら御心の働を龜井伊豫守殿御感候而御家來共へ御物語被成候由候龜井能登守殿御普請之御手傳被成候付而伊豫守殿其場に御在合被成候也

一先年江戸旗籠町之下水道水遣三筋在之所を地築を惜み二筋塞き一筋に仕度旨其所之名主を始罷出候而信綱公へ申上候への鼻を塞候へと被仰候に付任御意塞申候片鼻宛手を放させ兩方の手を放たる時之息のつきり如何と御尋候への右之者共奉感止訴訟大雨供水之時水咄自由自在成事年月を重申程感入候て其通に仕候由其所之者共信綱公御遠行以後申出候由御物語被成候御方有之候而承書載之申也

御一門之御方より書記來

一信綱公比及十二三歳與大河内休心翁常同寢七之間之室翁示之以諸般之心操公欲目覺臥以三角木枕故應其動靜速矣寒夜更耐而老眼巨睡小水頻數而起臥不時翁傷之晝日勤仕之勞而竊出便利然公不敢意共起而開闔戸隨之覆衣衾安之實如事大人也自幼年忠孝蓋深矣踏險而不危矣不繼父之遺跡自立身大祿重職門葉繁榮矣最雖有命亦是由教乎休心翁觀人的然當時觀察時勢之士七人浮沉而不外一也觀公之幼稚勇智而質直故教以忠孝之道蓋以此道爲護保之神也公生質之美而祖翁之教誨染心而不忘也教與習兩遇亦奇哉

一信綱公忠節之志趣今說其一二曰其比有知之人觀察之曰有于此近臣緩柔而克仕故不害身信綱公勤仕如走刃上傍人危之雖然長保之漸次立身矣實難測知之人也是以想之大猷院殿御幼



君之時信綱少年也名曰長四郎有病患而時々朝或日遠御座候君有鳥銃之遊火虛熄而玉不出是藥之込惡乎御筒傍被爲投置矣折節筒口向尊體依之信綱見之急走蹴去御筒否火内徹玉放出矣察此心奉君誠實亦無他其時之執權青山伯耆守在座感嘆之且夫自幼弱之氣象異他三四才之比有賓客來則走出好遇之九才而始仕大猷院殿或時於執事之側飯之君召拋擲膳具而走

信綱公御一生之覺書信綱記所載

一慶長元年丙申十月廿九日信綱公御出生 同六年爲右衛門太夫政綱公猶子稱松平氏長四郎  
一慶長九曆甲辰七月十七日將軍家家光公御誕生 同月廿五日信綱公始而被召出御奉公也于時九才三人扶持御拜領其以後二人扶持爲增如矣  
一元和六年庚申御領知五百石御拜領御齡廿五才  
一同九年癸亥二百石御加增都合八百石此節御番頭 同曆將軍宣下之御上洛此節被叙從五位下御年齡廿八  
寬永元年甲子千貳百石御加增都合貳千石此以後二年余御病氣寅夏中御本復御上洛被遂供奉也

一同四年下卯正月五日八千石御加增都合壹萬石御行年三十一

一同七曆庚午五千石御加增都合壹萬五千石御齡三十五才

一同九歲壬申十一月十八日上意伊豆守事宿老並御奉公可仕之旨被仰出也御行年三十七

一同拾年癸酉四月十九日

猿樂 支配 稻葉丹後守 御數奇屋方 松平伊豆守 御腰物方 阿部豐後守  
舞々 支配 太田備中守 職人 堀田加賀守 職人 三浦志摩守

右之通去十六日被仰出候へとも今日酒井雅樂頭於本屋敷上意之趣酒井讚岐守被申渡之

一同曆五月五日壹萬五千石御加增都合三萬石武州忍城被仰付之 此節阿部豐後守堀田加賀守兩人事松平伊豆守並御老中被仰付之 同月十六日江州水口江爲上使松平伊豆守井上筑後守柳生但馬守被遣之 御殿塲所見分且亦來年甲戌就御上洛自江戶京都迄海道筋御殿見分同廿日江戶御發足京大坂奈良堺迄御巡見至七月上旬御皈着

同年十二月十四日若年寄衆六人被仰付之  
御同役 松平伊豆守 阿部豐後守 堀田加賀守 三浦志摩守 太田備中守 阿部對馬守

一寬永拾年癸酉十一月房州佐貫江忍之御上使子細者 駿河大納言殿御配所之地爲御見分被遣之御供之者共奉推察之

一同拾一季甲戌六月廿日爲御上洛江城被遊出御也



同月廿六日駿府至御城裏被遊入御翌廿七日彼地御滯座也當曆暮春之比ヨリ信綱公御前不快未爲懸御詞故以御使被仰付之旨趣者今般供奉之御番頭組頭物頭等支配之諸勢共召具自分之馬驗爲持之御天守之下双方ヨリ人數ヲ押出兩方江乘違可備上覽之旨依上意被廻信綱公御下知即刻首尾相調御機嫌不斜信綱御前江被召出早速無滯所前後次第悉御感之上御盃御頂戴御追日御出頭也 同八月朔日於京都被仰出之

六人之內三人四品轉任也 松平伊豆守 阿部豐後守 堀田加賀守

一同拾二歲乙亥十月廿九日伊豆守豐後守加賀守御番頭赦免御加判等被仰付之

御同職五人 土井大炊頭 酒井讚岐守 松平伊豆守 阿部豐後守 堀田加賀守

右五人之内一人宛一月番御用可承之旨同年十一月十五日被仰出之 于時御齡四十

一同歲同月同日若年寄役御小性組御番頭共被仰付之

御同職六人 土井遠江守 酒井備後守 三浦志摩守 太田備中守 阿部對馬守

朽木民部少輔

一寬永拾二年乙亥十二月駿河ヨリ注進有之一昨廿九日子剋駿河町中ヨリ火事出來北條出羽守屋敷江相移御天守御殿炎上之由次飛脚至來依之爲御使兼松彌五左衛門被遣之翌三日爲上使信綱公發足也

一同拾三歲丙子十二月十二日朝鮮國之信使日光山就社參信綱公被仰付同十六日江戸御發足子細者於彼地方端作法以下相計可申付之旨上意也

一同拾四年丁丑十月十三日被仰出同十六日信綱公宅江被爲成御饗應悉相調御機嫌不斜被遊還御也

一同拾四曆丁丑十月九州肥前國高來郡島原領松倉長門守拜知也肥後國天草寺澤兵庫頭領地於彼兩所吉利支丹宗門等催一揆依令峰起急速爲上使板倉內膳正石谷十藏雖被遣之同十一月廿八日御兩使松平伊豆守信綱公戶田左門氏鐵公被仰付之同十二月三日進發寅正月四日肥前國有馬里到着此地古城之跡儀致普請令惡黨等籠居也萬端諸軍勢江御下知有之段々達台聽無殘所儀共爲如思召之由每度以上使傳上意之旨御感之餘再三御書判之御內書伊豆守信綱公江被成下之御書判者宰相官以上被成下之禮法也凶徒等事同曆二月廿一日丑刻以三千之人數倉夜討令放火雖討出兼日其儀法依被仰付之味方備聊不騷動因茲敵悉討負引退也其首數二百餘生捕七八人同廿七日暨廿八日惣責未上刻計落城勝鬨被執行也寄手大名諸勢等追々退散以後信綱公氏鐵公兩將者三月八日彼地御發足島原城富岡城唐津城長崎大村平戶城 博多福岡城所々方々御巡見四月三日至豐前國小倉御到着二十有日逗留四月廿一日御出船五月十一日寬江戶御飯着達上聽撰吉日可致御目見之旨依上意同十三日御登城也御退去以後自御側衆奉書到來及日暮平川口通二之御丸江可罷出旨依上意御出仕及深更迄彼地之樣子被聞召翌日鍋島信濃守榊原飛驒守以次飛脚被召登二月廿七日軍法破却之御穿鑿暨數度信濃守閉門飛驒守被爲追込也 御行年四十三

寬永拾五年戊寅十一月七日 土井大炊頭 酒井讚岐守



右御兩殿御役被成御赦免之旨被仰出也

一同曆同月同日被仰出之 此御三人御老中役

松平伊豆守 阿部豐後守 阿部對馬守

右三人執權役被仰付之上豐後守對馬守一類之好對伊豆寺隔心疎意兩人於一味仕者御赦免被成間敷之旨以御誓言被仰出之萬端宜樣可相勤之旨上意也信綱公強而雖被辭之重々御懇之上意之由信綱公被仰談也

一寬永十六年己卯正月五日 三萬石御加增都合六萬石河越江所替被仰付之其上前歲寅之収納<sub>元</sub>御拜領也

一同拾八年辛巳日光山興院御廟塔御建立也 御奉行 松平右衛門太夫 秋元但馬守

右御塔者御尊體御土葬之上二建之因爰御地形築立申内可被爲付置之旨被仰出信綱公爲上使同五月十二日江戸御發足御立飯之處御寶塔笠石山谷ヨリ三佛堂之前迄爲挽出之可有歸參之旨亦其以後御塔之地盤石居之迄可致見分之旨且亦少々御好之品に有之而四十余日御逗留其間暨兩度以上使御菓子肴御拜領令蒙御懇之上意也 六月廿三日阿部氏忠秋公爲交替登山翌廿四日信綱公日光山御發足也

一同拾九年壬午八月三日若君樣始而之御誕生日也因茲伊豆守爲亭主御祝儀之御膳等可指上之旨被仰出於二丸御殿御饗應御茶被献之御能躍興行有之而被奉賀之御機嫌不斜御父子御盃御頂戴之上信綱公御差料之一文字之御腰物是者惣領可相讓之旨上意并伯耆肩衝御拜領

且亦甲斐守輝綱公左文字御腰物御頂戴也

一寬永二拾年癸未九月京都江爲御上使 酒井讚岐守忠勝公松平伊豆守信綱公御兩使被仰付之同月十六日江戸御發足同晦日京着也菅宮樣就御即位御名代也同十月三日御讓位先帝院御所江行幸也忠勝公信綱公供奉依之烏帽子素襖着之士卒三十人被召具也 同廿一日御即位也御兩使紫宸殿江祇候有之而被遂拜禮 同廿三日從 禁裏 兩使江賜官爵忠勝少將信綱侍從(此儀被相窺江戸江以後拜任也) 禁裏 仙洞 女院御所ヨリ次々御振舞天盃御頂戴之上從 仙洞打(折々)枝御拜領<sub>勅作御齋也</sub>從 禁裏一文字御太刀從 仙洞大原眞光御太刀從 女院御所御視箱時服等御拜領也于時御齡四十八

一正保四年丁亥七月五日壹萬五千石御加增常陸府中武州之内羽生於兩所御拜領都合七萬五千石 御行年五十二

一慶安二曆己丑八月下旬比俄信綱公兩膝御疹御行步不相叶依之湯治之御暇被遣之同九月八日江戸御發走同十日於熱海御着御在湯中每日以次飛脚病躰被遊御尋其上爲御上使小出越中守殿被遣之至初冬御立猪之餅以次飛脚御頂戴也阿部豐後守忠秋江御手自被下之伊豆守所江可差遣之旨上意之趣奉書到來也

一萬治三曆庚子六月十八日於大坂御城中御鐵炮御玉藥倉之上江雷火落懸燒矣御天守聊破損御殿御櫓多門數ヶ所大破多門引橋碎并詰置所之鐵炮玉等所々方々江飛散玉造口之御米藏山里丸之御櫓多門小屋共右悉潰損且亦土岐山城守怪我岩城伊豫守少々過家來二拾人山城



守家來四五人相果小笠原土佐守家來四十餘人過於御城外御役人屋敷與力同心町大略損町屋千四百八軒破損二三人死人有之保科彈正忠安部攝津守屋敷潰内藤帶刀本多豐前守中根日向守其外大御番衆小屋少々破損之由 右之通同月廿三日次飛脚を以注進有之付而先破損之樣牀委細爲可被聞召爲御使島田久太郎被仰付及晚刻阿部豐後守宅江久太郎招之右之趣被傳之也其後爲上使信綱公被仰付同七月十八日江戸御進發八月朔日大坂到着被明御隙同十一日京都江御越也 女院御所江及兩三度御出仕之處年來天下之御仕置悔被思召之儀兼而執權中江被相達度被思召折節爲幸儀與有之而其旨趣十一ヶ條女司右衛門佐持出演說之則信綱則一々被遂尊答右衛門佐兎角之無挨拶感情深厚也御簾中間近伺公故 仙洞樣女院樣可被聞召上之其座祇候之面々感歎一同也其以後從 女院御所樣御馳走彌增也於五箇庄陰元禪師之寺地被遂御見分公用相調飯府之時從 女院御所樣御屏風一雙并御召下之御衣三時服五其外品々從 新院御所樣金入五卷從 女三宮樣 女五宮樣御衣服御拜領就中從 仙洞樣御詠吟 震翰之

御懷紙御頂戴也 御齡六十五歲

御懷紙之寫 詠松有歡聲和歌

風ふけはそらにはまらぬ白雪のりちにまらふる松のこゑかな

一明曆二年丙申七月五日爲上使河越江御越也子細者武州仙波東照宮御造營悉成就依上遷宮御名代之御參詣也翌六日束帶御裝束帶被遂御勤仕也

一寛文二年壬寅正月十八日夜信綱公御持病再發諸醫雖被盡療斷無効驗之御病中每度之御上使御自筆之御書御懇之次第難謝筆頭之條略 三月十日高田筋江御鷹狩被爲成還御之節松平民部少輔爲御上使御奉ニテ被爲捉御鷹雁被爲拜領之翌朝御開有之也御病中紀伊大納言賴宣公尾張中納言光友公水戸宰相光國公甲府宰相綱重公館林宰相綱義公被遂御見廻書院迄御通御着座有之而委細病躰御尋之上御歸也信綱公及御末期御一門之御方江御直談之御遺言品々有之就中大猷院樣御一生之間頂戴之御書數通殊爲九州一揆退治之大將軍被差遣之處於彼表萬端下知之通御感不斜再三御書判之御内書被成下之候且亦今般病中從當公方樣御自筆之御書頂戴之寔以家門之面目技割之重寶雖不過之經代々而及未代尊敬於疎略者取出之御文言之批判旁對御爲不可然歟不可顧私家之重寶儀也到死後燒失之其灰ヲ御襟ニ掛サセ申ヤウニト被仰述依之任御遺言輝綱公三綱公信興公御寄合銅之器之内ニテ燒亡之灰少モ不散失ヤウニ被成被爲掛御襟候御爲御深切之思召不可有比類者也三月十六日卒去十七日者紅葉山依御參詣還御之以後達上聽即刻爲御上使以稻葉美濃守殿御懇之上意之趣甲斐守輝綱公江被相傳之及同日晚刻久世大和守殿爲御上使御香奠白銀二百枚拜領之奉御臺樣始從御一門之御歷々被遣御香奠之也同十八日於岩付平林寺御葬禮御戒名號 松林院殿前豆州四品拾遺乾德全梁大居士



學士官弘文院法印春齋綴追悼之律詩一章以輝綱公江被持參之記之

壬寅三月十六日、河越拾遺源公、捐館舍、近者無不哀惜、遠者無不驚歎、河州大守井上君、作哀歌悼之、余亦綴律詩一章以代辨香、

二代勤勞候幕營、武門豪傑士林英、邪徒伏罪島原壘、恩賚功賞河越城、烏卯國中傳號令、朝鮮城外識威名、挽眷可惜不留得、落花雲愁鳥亦驚、

向陽林士

私云、朝鮮城外識威名、一句可也、從朝鮮國信使來朝及再三、此時被寄禮曹參議書簡、種品之士宜、且亦自琉球中山王芳緘習物及辨慶對兩境返翰贈答被修之、仍云爾歟、

岩村平林寺者信綱公御祖父休心公以來之御菩提所也他之領地故佛事修行之時節萬端遠慮氣遣等旁以御私領野火留新田江引移之此所者河越御城下ヨリ懸離其間他領入交江戶海道也假河越所替等有之此地者永代拜知之有御願度之旨兼而思召之通御死後翌曆之春達台聽已父伊豆守願置候之通ニ可仕之旨被仰出寺領五拾石野火留近所之御領之内被替下之難有御事共也輝綱公乃奉行役人等悉被仰付之其年中被地江引移之相構佛閣伽藍三四忌之御法會被爲執行之也

右之一卷者聊相違無御座之樣吟味穿鑿盡力書連指上之者也

延寶五曆丁巳

大島左源太

季秋吉祥莫

豐長

年譜

一慶長元年丙申十月廿九日松平伊豆守源姓信綱素ト大河内氏幼ニ號長四郎本國三州生武州

一慶長九年申辰七月十七日將軍家家光公御誕生于時同月廿五日長四郎信綱始而奉仕行年九歲

一元和六庚申領地賜五百石于時廿五歲

一元和九癸亥年三百石御加增都合八百石此時爲番頭

一元和九年依將軍宣下之御上洛供奉被叙從五位下是時廿八歲

一寬永元年甲子賜千貳百石之御加增都合貳千石

一寬永三丙寅年依御上洛供奉

一寬永四丁卯歲正月五日賜八千石之御加增都合壹萬石歲三十一

一寬永七庚午歲賜五千石之御加增都合壹萬五千石于時三十五歲

一寬永九壬申十一月十八日宿老並之御奉公可仕之旨被仰出于時卅七歲



一寬永十癸酉四月十九日御數奇方支配之○一同年五月五日壹萬五千石御加增都合三萬石武州忍之城拜領之于時卅八歲○一同年五月十六日江州水口御殿場所爲見分上使松平伊豆守井上筑後守 柳生但馬守 被遣之同月廿日江戶發足且來年甲戌依御上洛自江戶及京都海道筋御殿見分并京大坂奈良堺巡見之至七月上旬飯府○一寬永十年癸酉十一月房州佐貫忍之上使是駿河大納言殿御配所之地爲見分被遣之

一寬永十一年甲戌六月廿日御上洛同月廿六日駿府御城着御同廿七日御滯座也當曆暮春之比信綱蒙御氣色未預御言故以御使被仰付之今度供奉之番頭組頭物頭召具支配之諸勢爲持自分馬驗御殿守之下自雙方押出人數乘違兩方可備上覽之由上意依之信綱下知之早速首尾調御機嫌不斜信綱被召出御前御感之餘御盃頂戴之○一寬永十一年甲戌八月朔日(七月十九日歟)於京都信綱任四品

一寬永十二年乙亥十月廿九日若年寄并御番頭御免加判被仰付之于時四十歲○一寬永十二年乙亥十一月十五日土井大炊頭利勝酒井讚岐守忠勝松平伊豆守信綱阿部豐後守忠秋堀田加賀守正盛右五人壹人宛一月番御用可承之旨被仰出○一寬永十二年乙亥十二月十二日自駿河有注進一昨廿九日子刻駿府自町中出火北條出羽守氏重移屋敷御天守御殿炎上之由次飛脚到來依之爲上使兼松彌五左衛門被遣之翌三日重而爲上使信綱發足

一寬永十三年丙子十二月十二日朝鮮國之信使日光山依社參信綱被遣之十六日江戶發足彼地萬事作法可申付之由上意也

一寬永十四年丁丑八月七日於御本丸獻御膳御備能上覽之○一寬永十四年丁丑十月十三日信綱宅可被爲成之由被仰出同月十六日信綱宅入御獻御膳○同年十一月廿七日松平伊豆守源信綱戶田左門藤原氏鐵九州爲上使可被遣之由被仰出所以然者茲歲十月中旬松倉長門守重次領知肥前國高來郡島原并寺澤兵庫頭堅高領知肥後國天草之百姓吉利支丹宗門徒黨峰起楯籠千有馬舊壘男女凡三萬七千余人也霜月上旬爲征伐板倉內膳正源重矩御目付石谷十藏貞清雖被遣之重而爲上使信綱氏鐵被遣之○一同年十二月二日伊豆守左門入于夜二丸被爲召御暇御馬黃金時服等拜領之翌三日江戶發足○一同十四日伏見於小堀遠江守政一宅面謁所司代板倉周防守源重宗并淀城主永井信濃守大江尙政自女院御所拜領衣服○一十五日伏見出船○一十六日大坂到着○一同月十九日未刻到大坂川口而出船伊豆守左門其外上使等爲賀行豫課山海道南海道西海道之大名令出關舟大坂御舟手小濱民部丞請取之松平伊豆守家中相渡之自紀州大納言賴宣卿役舟者不課出伊豆守爲饗應奇八十丁立之舟伊豆守駕之甲斐守自阿波國主蜂須賀阿波守忠英粧來駕六十丁立之舟賴宣卿令御家人市川甚右衛門並吉田三右衛門山中作右衛門田屋五郎左衛門中島勘兵衛荒木十右衛門荒木十右衛門二月廿七日討死扈從西國來

一寬永十五戊寅正月四日到着有馬里即日伊豆守集諸將曰關原御陣之時信綱幼稚而不能服戎事大坂御陣之時奉仕儲君居于江府自爾以來也狂於治平忘戰鬪之術是故兵革之要未能簡練是人所親知也然有意外之變忝典兵柄信綱雖不敏自受命以來既懷元臣宿將之思所以如何者



孤進遠境數不能伺中御諸軍之安危總懸於一人誠盡力致忠之時也是以揮一私之胸襟肆進止許多之大營諸將亦宜任從而勿違非矣其所申令縱逆中旨雖被大戮嘗無怨悔之心且自諸將至陪臣有權謀異策則宜演說之豈拘一己偏籌而爲捍格乎雖然約束既布而後諸營不<sub>レ</sub>如法<sub>レ</sub>則又是不能無憤悱之心然對諸將若干之兵何爲促我些子之卒若得保生命歸江城則須達台聽然則饒令雖有高宥信綱尙不得已各朝府城之時當相對而暢達素情是亦所以不遺君且惜他日之詔使也諸將甚感服之乃下令而付柵穿溝布列營壘整肅行隊營陣之經緯成矣於是隣境之商買會聚而爲市交易無滯又遣每營于目付一人按察其教令且所令諸軍之品課郵驛而上表或有詔策而未至軍中既以其策陣布諸卒<sub>二</sub>詔書與上表多合半途如合符節<sub>一</sub>○一正月七日爲上使兼松彌五左衛門來○一同月十六日井上筑後守來○一同月廿三日本江庄右衛門來○一同月廿八日爲上使宮城越前守石川彌左衛門來諸手久依在陣諸軍疲勞之故被成下拾萬零六百十九人之扶持方米知行高壹萬石<sub>二</sub>四百人之扶持方米之積也米穀者至近國之大名在陣之諸將課糧米令運漕于此處其後於大坂賜白銀○二月朔日酒井因幡守駒木根長次郎爲上使來在陣之面々伊豆守左門以相談御扶持方相渡之處其後自江戶以奉書在陣之諸軍御扶持方被下之旨奉書到來依之自江戶御下知無之前御扶持相渡之段御機嫌被思召之旨依上意奉書到來其外此類有之○一同月十七日市橋三四郎來○一同月廿一日水野藤右衛門來○一同月廿六日三浦志摩守村越七郎左衛門來○一同月廿九日下曾根三十郎杉原四郎兵衛來○一三月廿二日爲上使太田備中守資宗示上意御感之餘再三御書判之御內書信綱被成下之○一二月廿一日

城中分其卒於三部一手者竊出大江口可決勝負寄衆諸勢揀集而騷動之時一手ハ出々丸脇口廻諸手之後付火於假屋以其光討寄手之人數城中之老弱亦可合凱聲然則寄衆之敗績必矣其時一手出丙口亂入假屋推取糧米鉛箭則城中得勢防戰可保歲月如斯相計丑之刻一手出大江口時於作而亂入然共寄衆受敵備之外諸手各守備會不騷動依之出々丸之脇口一手失度大半歸城內丙口之賊徒不及出向兇徒之豫謀違失之故戰鬥失利而忽敗北矣是生捕之口也松平伊豆守夜廻之家人岩上角之助尼子八郎兵衛紀州大納言賴宣卿使者山中作右衛門相改大江口之仕寄番之節兇徒即起柵來角之助先諸人而以鎗撞伏兇徒二人相次而八郎兵衛兇徒壹人作右衛門貳人討捕之作右衛門對敵鎗而傷股此時首數貳百餘討取生捕七八人也○同廿八日兼而惣責相定信綱與諸將成軍約之處從鍋島信濃守手忽發不意仍攻之而諸軍競動自東西起攻之信濃守軍卒先到城內而放火襲烟火而走盡亂入本丸故兇徒皆蓄內於是諸將爲落城之思到信綱之陣中曰兇賊盡伏誅之上者可引取備然信綱謂本丸之賊徒未伏誅而到夜忽突出諸軍必不思可敗於是獨彌堅備守之信綱不違察本丸之賊徒相殘而到夜中盡自殺翌廿八日到未之刻落城於是勝鬨執行○一同年三月八日信綱氏鐵茲地發足島原城富岡城唐津城長崎大村平戶博多福岡城所々方々巡見四月三日到着豐前國小倉二十餘日逗留四月廿一日出船五月十一日江戶飯着兩國之兇賊盡討伏而飯故擇吉日可有登城之由依上意令上野之僧正擇吉日到同十三日而登城被遂御目見同夜再依有召登城上終夜有御對談而到曉天而飯家于時四十三○一寬永十五年戊寅十一月七日老中役被仰付之右三人執權職被仰付之上豐後守對馬守一



類之好有之對伊豆守隔心疎意於兩人一味者被成御赦免間敷之旨以御誓言被仰出萬端宜相勤之由上意信綱強雖辭之重々御懇之趣被仰談于信綱

一寬永十六己卯正月五日二萬石御加增都合六萬石賜武州河越之城前年寅之收納共拜領之

一寬永十八年辛巳日光山奧院御廟塔御建立奉行松平右衛門太夫政綱秋元但馬守安朝右御塔者御尊體御土葬之上也依之地形築立之內可被爲付置之旨被仰出信綱同五月十二日江戶發足參着之即日可飯之處御寶塔笠石至三佛堂前爲挽出之可有飯參之由其以後御塔之地盤石居之迄可致見分之旨追々御好之品々有之而四十餘日逗留其間兩度以上使御菓子肴拜領之御懇之上意也六月廿三日阿部氏忠秋爲交替登山翌廿四日信綱日光山發足

一寬永十九年壬午八月二日若君樣始而之御誕生日也依之信綱可爲拜賀之蒙 上意即於二之九御殿獻碗飯有御茶猿樂之興行而御機嫌不斜父子御盃頂戴之御差料一文字之御腰物是者可讓于惣領之 上意并伯耆肩衝拜領之甲斐守輝綱左文字御腰物頂戴之

一寬永廿年癸未九月朝鮮信使來朝時彼國禮曹參判贈書簡并土產信綱依上意遣返簡并音物○一寬永廿年癸未九月京都爲上使酒井讚岐守忠勝松平伊豆守信綱被仰付是時於御前御馬并黃金時服拜領之同月十六日江戶發足同三日京着也 菅宮依御即位御名代也同十月三日御讓位光常院御所行幸付被供奉同廿一日御即位兩使紫宸殿祇候有之被遂拜禮同廿二日從禁裏賜兩使于官爵忠勝少將信綱侍從禁裏仙洞女院御所御饗應天盃頂戴之殊從仙洞折枝拜領勅作之御黨也從禁裏一文字御太刀從仙洞大原真光御太刀從女院御所御視箱時服拜領之于時

歲四十八

一正保四丁亥七月五日壹萬五千石御加增常陸內府中武州內羽生於兩所拜領之都合七萬五千石于時歲五十二

一慶安二己丑歲八月下旬及比信綱病患膝疼痛不任步行故依上意而湯治于熱海在湯之內每日以次飛脚病體御尋殊爲上使小出越中守尹貞被遣之且御立猪之餅以次飛脚被下之阿部豐後守忠秋江上御手自被下之伊豆守江可送遣之旨被仰含奉書來也

一明曆二年丙申七月五日爲上使河越江赴所以者武州仙波 東照宮御造營悉成就依上遷宮御名代之參詣也

一萬治三庚子六月十八日於大坂御城中御玉藥倉之上雷火落懸燒失爲上使信綱被遣之是時於御前御馬並黃金時服拜領之到大坂彼地加下知自夫到京都女院御所及兩三度出仕之節付于天下之政事預天感甚有之從女院御所御屏風一雙并御召下之御衣其外品々拜領之從仙洞後水尾院御詠吟宸翰之御懷紙頂戴之 御製 風吹ヶハ空ニハ知又白雪ノ律ニ調ル松ノ音哉

從新院御所金入五卷從女三宮女五宮御拜領之時歲六十五

一寬文二年壬寅正月十八日之夜信綱病氣諸醫雖盡療無効同三月十六日卒去也于時時歲六十七病中每度上使御自筆之御書度々頂戴之御三家御兩典被遂御見舞弘文院學士哀悼之詩有之前書略之 慕營(慕營衍カ)武門豪傑士(林英脱カ)邪徒伏罪島原壘恩賚功賞河越城鳥卯國中傳號令朝鮮城外讖威名挽春可惜不留得落花雲愁鳥亦驚 向陽林士



一大猷院様御冥日には諸大名御旗本毎月上野御佛殿に被致參詣候折節盆の内の事成けるに御城過八ツ時松平伊豆守御佛殿へ參詣有之三拜の以後御佛殿當番の御徒頭衆へ被申けるは温氣の時分御番御太儀に候今日者參詣の衆多しと相見え御佛前の手水石之水悉くへり申候と挨拶有之ける御徒頭衆もいかにも御了簡候通參詣の衆ことく多御座候と御あいなつ被申候豆州下向被申より則御徒頭衆と出家衆連立手水石邊へ被參被見候へはことくく水へり候當番の出家中さへ此儀に心も付不被申に豆州御不審に付見出し被申誠に假初の儀ながら手水の水にて參詣之衆の多少被計候事兎角常の人にあらずはやき御智なり是を以計候得はいかやうの事や目を御付人の内證を見らるゝ事候のんと有之て面々出家衆に至迄自分の装束に惡敷無之か御挨拶いかゝ有けるやと申され事之外成つゝしみになると也誠一言の事にて諸人の心をも勵候事御良臣成りと感せざるものなかりしと也一家光公或時御鷹野に被爲成御供觸六ツ前に揃候様にと被仰出折節其刻限天かき曇又まのゝめの明はてぬ内なれば雨ともさのみわかさりしに重而被仰出は今日少成共雨降候は御成御延引可被遊空の影氣見届て可申上候由上意有ければ御次の衆承て外へ出見候へは少ものゝまめり候やふにも有又降とも知かたきにより此御請難申上とかく詮儀まぢりたる所へ伊豆守被參何事を詮儀いたさるゝと申ければまかゝのよし被申ける其時豆州脇指の鞘を縁の外へ出し暫く有て燈の陰にて見られければさやの上にてぬかのやう成露浮けり則きりさめ降候よしを申上られ候へと被申候へは申上る人安堵して御請を申上る

也寔に假初の儀なりと云とも大勢あつまり不及了簡處に頓作成儀也と皆人感被申しとなり

一家光公の御代或法花宗及公事毎度寺社奉行衆へ相詰色々訴訟申上ければも雙方入組たる事共有て中々はかゆくへきとも見えす徒に年月を送りけるゆへ彼出家退屈して松平伊豆守殿へ參かくと申上候色々利口を申ければ豆州被申の天下の御役人のそれの品のかり其わかち有其方の訴訟事の大小となく寺社かたにて埒明事と被申ければ出家聞わけもなく毎朝相詰申により或時伊豆守殿其出家に對談可被致由にて御用場へ呼入御對面に及て被申の貴僧の御宗體の如何と問申され勿論法花宗之由答へ申により然は開山は日蓮上人にていなきやと被申候其通のよし申上る其日蓮の前にて念佛を被申やと被申ければ出家被申の念佛にては無之候題目を唱申と答伊豆守殿重て被申候佛は一鉢の事成に何とて左様に念佛題目をわけて唱へ候哉と被申出家申けるの本の一心一佛一鉢にて候得共其源日蓮上人の教にて候へは題目を唱申と答伊豆守殿被申の尤承届候へは立派にて其ねんし申手筋有出家承さやうにて御坐候と申をこにて伊豆守殿被申の貴僧の公事の訴訟も其通也寺社方は日蓮宗老中の淨土宗の源也上様御一人の仰を守り候へともそれの役人ありて其手筋へ申入されは百度申候ても難叶候貴僧の被申の淨土の方へ參題目を唱られ候ことくにてむかひへ通し不申候已來の御出ふつと無用と有ければ出家言葉なふして二度まらざる也



一一年天草一揆の時分松平伊豆守を爲上使被遣申候寛永十五年寅二月廿七日落城也扱て早飛脚を御下し有しに其ふみ箱の内の状の上書のかたに石筆にて落城申候と豆州書之被差上候故文箱披き御覽被成候へ其儘御機嫌殘所無之となりさすか才智有之御老中也頼朝の時代梶原平三景時にも是程の有間敷となり家光公或時御夜詰の時分鷹のおき繩の様成夥敷なかさ糸をまきたるものをこの長さいかほど可有や急に積りて參と被仰出則御小性衆御細工部屋へ被致持參いろくつもあり候へとも無限長き糸を卷たる物なれば中く即時にのちれかたし御前より御急也迷惑仕たる所へ伊豆守被參其積にて即時に成かたし安き事候へとて其糸を十尋ひろいて切此糸目をかけ其重さを以かの大卷の目を貫目にかけてろはんにて積り其なかさ申上ければ即時に埒明御機嫌殘所無之是を豆州はやき才なり則時に御用相足り皆々く感入後迄も被申けると也

一家光の御天守立直し候時分其時の松平伊豆守に被仰付依之いろく御作事の手立奉行衆へ御吟味ある其時伊豆守宅にての事にてありける奉行衆御呼相談有けり鈴木修理木原内匠に被申へ御天守の白壁度々雨風に落修復難致然間いかほど土落候とも見えざるやうに下塗より白土にてぬり候におひて右の破損つくろひすして不可見之然るに是をぬり候て寒暑にあひても不損ぬり土の法やこれ有やと御たつね有けれしかと致たる證據なきねり土の法計也其時伊豆守被申へ火事無之とも御天守の御破損大かた當年時分に可當と存廿年先より此心ありてぬり土の法を吟味せしめ五色拵廿年先より今日迄寢間の前にさ

らし置候内此ぬり土の法不損能被存候ての然ほどのぬり土のかた五ツ奉行衆の前に被出則此法を以御天守を塗候へは其後御天守の破損無之と也亦紅葉山御佛殿糞土ぬりに被仰付候得者混と雨露の度粉色はけ候是もちやんぬり可然と有之てちいさき木をちやんぬりに被致居間の前の木にかけ被置候へは其内格別はけさるちやんぬり在之是も紅葉山御修復いたし候て不損や於于今ちやんぬりにて在之由少々儀ながら其心さし忠心類なしと諸人申あへる也

一家綱公御疱瘡無恙被遊目出度儀也と在之て御能被仰付諸大名御旗本人御振舞被下御能見物仕候様にと被仰出依之見物の御座敷事之外込合可申と有之而御縁か輪に毛氈にて道を附是の物頭是の御近習など有之て板札面々の座敷に大目付衆くはり被置候然所に大御番頭より上座に大目付の張札有大御番頭衆以て外立腹して殿中にて既に云事にも可成様子なりければ御目付衆御老中へかかくのやうす申上らる御老中御相談有けれどもはかしたる札を其通にしても難置本のことく御張有之事も難成色々詮議まらしたる所へ伊豆守被參何事哉と尋らるゝかかくのよし御老中御申候へ伊豆守被申候へ此事御詮議有へからすとて則大目付衆に被仰渡り惣して目付衆の座敷の上下不可有候爲其御目付也方々を見廻り候役なれば一所に定へからす或時の老中の上にも着座可被致又或時は下座へも下り被申へし定りたる座とて不可有と有ければ大番頭大目付衆雙方申分止てけり誠に着當才智澤山成ゆへ如此事に成たる儀をも即時に止ぬと諸人豆州の才智を譽さる人



なかりしと也家綱公御代酉之年大火事以後も度々火事有けるゆへ火の本の御則法強被仰付此故に伊豆守家中も火之本の法令嚴敷申付られ先番所へたはこ堅停止致ける折ふし屋敷裏七藏番之者鮑からに火をもとめ志のひてたはこをのみ番所の豊少々こかしてけり目つけの者はを見出し則上に訴けれぬ豆州立腹被致すてに斬罪申付る、其後暫豆州思案して申さるゝ下々の一度二度こらしめたるとても其程過けれぬ其事を忘れ又火事をなすもの也去に依て深き罪科の或ぬはりつけにかけ或ぬさらしつなどすれぬ其後の久敷悪をなす事なき物也さありとて御城ちかき屋敷の内にさらすへき様なしとて其頃吉利支丹の目明し右衛門佐と云油繪の上手に被申付火を盗たはこを呑疊を焼たる躰たらく其様に成敗にあひたる形をありとと板にかゝせやしきの内人多く往來する所に立置見せしめに致れけり誠にかしこき思案也と人々申あへり

一松平伊豆守へ出入の町人に箱崎小市といひし法師有り或時小市申けるぬ私事當年も莫太の損を仕候惣していつとてもとくを可仕と手ににきりたるやうに存候事も毎度損のみに罷成候段菟角ひんほう神を澤山に持申故かと申けれぬ惣して豆州常に假初にせつはをなくさみとして利口を被申事敷成故とりぬへす小市に被申ぬ其方は貧乏神福の神を見えりたるかと有けれぬ小市申上るは夫ぬ人間の目にぬ見えぬ事也と申上ければ豆州かさねて被申ぬ歴然二ツの神常に人の家に住してはなれざるもの也と被申けれぬ小市申けるぬすこし承度奉存候と申上るされぬとよ面々の心さしを福神とも貧乏神とも云也其故奢

心有て分に過る事をなし或ぬ不入きひたてなど致又ぬ不吟味不穿鑿是ひんほう神也と目をつけへしさてまた末社は女房家來などゝいふもの也或ぬ此ものきやうたてをいたし主人の事を無沙汰に致ふせたいつぬへをいたす貧乏神の末社なりとおもひて此所を能常に見付てはやくひんほう神を捨或おしへて福の神となしなどいたさは追付仕合もよかるへしひんほう神の裏みな福神なりと目をつけへし是は歴然あらはれて有之事をあらさるかゆへ也と被申候當座の利屈也と申せとも面白き事也心有人ぬ皆かきなどいたしける也一或時皆々松平伊豆守宅にて色々の咄有て上戸はよし下戸ぬ悪しと云る咄有ける其時豆州御開付何事にやと尋給ふまかゝの様子を申けれぬ惣して上戸ぬ不好事也下戸ぬよきと被申るゝそこに箱崎小市と云る町人上戸にてありけるか申けるぬ是非下戸によきにもあらず奉存候寒中にてこゝへなどいたしたる時は酒壹ツ給身をあたゝめ候時分ぬ又上戸にまゝへからすと申ける其時豆州被申けるは各御子息達を上戸になしたくおもひるゝや又は下戸に成たくおもひるゝやと好候へと有けれぬ何も下戸こそと申されしされはとよ上戸もくるしからぬとも實ぬ下戸能とみえ候と被申たりそこに豆州へ又小市申上けるは御意にてぬ候らへとも上戸の能事を御存知無之候たとへたゝ今火事出来急に御供に被出と申御方腹中徒然にして俄に何にそとあらぬ酒は走りなからも用て用足り可申食事の給申内に間かけ可申と申せば伊豆守被申ぬ然は旅立に路次中酒計にてつくへきや其上急食に糍焼たる餅など懷中にてぬかつゆる事なし其上酒は酔と答損あれは酒より食増也



と被申候後小市言葉なくして退く伊豆殿と論して兎角勝事の有ましきと皆々申あへる也  
一毎朝松平伊豆守殿宅へ見舞之衆多折節或時地震余程ゆりけり此地震にて定て早く御登  
城被遊候て可在之哉と被申人有之也其時豆州小性をよひ居間に有之水桶の水はこぼれた  
るや見て參候へと被申小性則見て參水のこぼれ不申よしを申然は地震に付ての登城の致  
間敷也と被申其時さる人伊豆殿に被申の只今被仰付候御居間の水こぼれ候哉と御尋候儀  
いか仕たる儀に御座候やと聞被申候へは豆州被申は惣して地震ゆり候時如何程の地震  
にの登城可然との儀難計に付爲其に常に居間の前に水桶を置御城にて地震ゆり候時宅へ  
歸今日の地震いかほどに候哉と在之儀を相尋候へは水の動き様其ほどの位と申候夫にて  
御城にての地震を考是程にては登城可然との儀をためし置候依去た、今水を見せに遣し  
候と被申けにの地震の程らい知かたき物なるに働たる智慧なると聞人感入けると也  
一或人松平伊豆守に被申けるは御旗本の何かし器量といひ筋目と云其人から殘所なし何様  
の御役をも可勤人の不幸にして外様と成小身にてくらさるゝの惜敷事也と人々も申候と  
被語ければ豆州被申の仰尤に候佛人は命と云事有て招て不來不求して幸あり此故に吾等  
も小身者の子なりといへとも時の幸によつて天下の御用をも達候是皆命也近きたとへを  
取に侍の肝要と頼ものは腰刀也又刀の肝要は目釘を以第一とすその第一にたのみ目釘の  
貴人公人の目釘にても竹故少もあたひのするいなし又目貫の有ても無てもものも也と云  
とも大きに代の致事は幸不幸の證據なりと云り聞人得心して能鍛成によつて爰にゑるす

一或人豆州に不審しけるの大名の國を拜領し常に安樂をのみ致候に參勤の時も上使など被  
遣御暇の時も時服金銀等に至るまで被下候御旗本の常に御奉公繁苦勞をも致候又何事在  
之ても御用に立候は御旗本に不過然るに大名への御馳走のつよく御旗本へのさやうにも  
無之事逆成やうに被存候是如何仕たる事に御座候哉とされ事を申ければ則豆州不取敢被  
申けるのされはとよ大名を人ことに願ふのそれなり年去大名衆をあのことくに常に御懇  
意被成候而も其代におほきなる役あたり或御普請旁殊之外御使成る又御軍在之ても何方  
そ一口大きな御用被仰付也依去御馳走被遊也只人の幸不幸にて候人の生付在之もの  
と思し候ちかき事にたとへ有人々の腰にさす刀脇指の一代一度の用に指事也されとも十人  
の内九人の其用なくて過ぬまかれとも秘藏する事大かたならず又小刀の日夜に役に立と  
いへともさして馳走する事なしそれにおなしもの也と被申しとかく假初の事にも利屈に  
人にまけられさる人と諸人舌をふるひけると也  
一酉年大火事以後其年の不知其前後の事なりし松平伊豆守宅へさる浪人來て今時火事出來  
候と申は火焼に燒候は道理に候御仕置被仰付によりけにの大燒有之間敷候御尋におひて  
の忠節之事に候間可申上と火事らしく詞を申候豆州被申の御爲第一に奉存申上度とて罷  
越候段神妙に候何事哉と被尋候へは浪人申上候の惣して火事と申せば何方にても諸道具  
を退け女子妻子を片付可申とて家の捨置是に懸り候ふに付飛火の付たるを消し申もの壹  
人も無之此故に飛火大きく罷成候間先火を消申候様にと被仰付候は火大きく成間敷候と



申上ければ其時豆州被申の大小も足弱をのけたく候事の同事也殊に町方のもの共の無人にて一人足よりのけかたしゑからの幼少老人など火事のたひに死事多かるへし焼死にも不構様にとの御仕置をよきと被存候哉於被仰付者さやうにも在之へけれども御慈悲なきては諸事の御仕置立かたし此段の何と致候哉と被申ければ浪人言葉なくして退く

一又或時浪人伊豆守宅へ参訴訟在之由を申何事哉と被尋候へは近年火事繁出来仕候付而火消の御役人御歴々様へ被仰付御尤成儀に奉存候得共與力同心其外御扶持方御物入莫太之儀に御座候拙者工夫江戸中の火事を御請合申上火盛に無之内に早々消留可申御扶持方百人扶持拜領仕候と無難火を消留可懸御目候左候へは御旗本の御歴々火消の御役に被爲成公儀の御失墜多く可有之候間私於被仰付は有難可奉存候と申上げる時何哉覽爰の道をとめかしこに關をすへなど仕様成儀を申上けり其時豆州彼浪人申よりはやく先を合點被致彼浪人に被申けるはそれは御調法成事に候併其消様の手立を不聞しての尤と難申候其様子を申上候様にと御申ありければ其時浪人畏候と有之則火をはやく消候段々を申上ける勿論火を消候段にのさもあるへし然る時に江戸中大名小名御旗本の妻子多在之間是を退ヶ候に往行込合人多く焼死可申候左候へは何の益無之候其所はいかゝいたし工夫候哉と御申其外色々難問共を御申かけ候得の一言も不出色々思案を廻し見候得共急に不及分別赤面之體相見え候ゆゑ豆州見給猶せりかけ被申の最早火事の急に焼盛候はや方々へ飛移り申候か手立はいかにとせりかけ被申ければ彼浪人赤面して彌言葉不出其時

豆州被申はさやうに手ぬるき事にて火を消事難叶早々罷立候様にと有之浪人面目を失ひ其座を退て二度訴訟を止ける也豆州分別の不及申とうりをも凡人の不及事諸人舌をふるひけると也

一右の火消の訴訟人對面以後内證へ御入かの火消の理屈を段々御語おれはある人被申の貴公御利屈にあひ候て誰も御返答は成間敷候彼ものも案し候者了簡も可出と被申ければ豆州被申の勿論人の分別にはねをくしてよきも有といへともわれらこときの分別は則時に明き候はてかなひかたしたとへはた、今火事出来候いか、消し候いんどうか、ひける時工夫して可申と在之てはそのうちに火大きく成又只今喧嘩を致たる時はいかんと尋けるに分別して後云んと申て當分の埒明可申哉御用人の分別のよかれあしかれ則時に了簡無之ては役に立すと申さる、聞人感しけると也

一酉年大火事の後御作事の時分御本丸所々水溜前々より鉛にて在之けるか火事にとろけたるによつて此度唐金にて被仰付る高四尺長さ五尺厚さ七寸此數八つ被仰付る、ゑかるに鑄物師御入目を夥敷申けれども是を貫目に懸へさやうなければ此段を豆州へ奉行衆申されければ豆州もけには左様に可有之先入次第に被申付候様に貫目を以末に算用有へさのよしにて奉行衆了簡のなけれども先其通に被致候然所に豆州被申は水溜桶を壹つ臨時を申付候様にとの事也奉行衆皆々おもひる、は不入物を一ッ御申付ある儀何たる事やと當分了簡に及はさりけれども臨時を申付らる、扱御普請終て御勘定の時分かの唐金の入目



鑄物師夥敷申上る是をかけ見へきあきなし奉行衆申さるゝ内々豆州此儀に付一ツ臨時を御申付有間何とそふくみも可有とて此儀を豆州へうかゝはるゝ其時豆州被申の爲其によけい壹ツ申付候也たかねにてくたゝに切貫目をかけ手間を積り申さるへしと有ければ則そのことくたゝに致貫目まればよく明らかに見えいもしも貫目の偽りなく後つもの候へは彼りんし壹つくたけても前方いもし申せしより御徳と成也奉行衆も扱こそかやうの儀可有とおもひ候とて肝をつふし被申候是のみにかきらす今度の御普請之儀に付ても様々のふしきとも有しと也

一 一年大坂の御天守へ雷落るん志やうはねける節廿人計して持はどの大石を御天主の二重目へはね上たり是をくたすに夥舗造作かゝりける故奉行衆いろゝつもりけれども落着せずその刻松平伊豆守爲上使のはられたり此由被申ければ豆州被申のその石は石切をあけくたゝに切てれろさせ候へと被申付則其通申いたし手間も不入暫時の間に石をくたき下しけり皆人豆州の智慧におとろきけるとなり

一 松平伊豆守少やみ目のやうに煩被申其比本覺といへる目醫師常に出入致ける故此薬をさし被申候早速快眼在之て最早登城も被致時節本覺に被申の大方眼病のいへたり然とも此寒氣に外へ出ればそのまゝ泪出る也亦少の風にも泪くみけると在ければ本覺申けるの夫の上の目の能なり上の目は常に涙くみ寒暑に必泪こはれ申なり是血氣の能ゆへに如此と有之は豆州被申は醫師の事ゝあらされとも萬事の一理也考るに上めと有之は涙もこはれ

す乾きもせさるか上眼たるへし又涙こはるゝのかいかんよりましなりといへる事なるへし但目の道は格別なるやと被申本覺さてゝ目の上中下を今日始て心得致候と在之て退

一 武藏野の傍に百に餘れる百姓有此百姓若き時より朋友と中よく壹人として悪むものなく人にまたしまれ近里のものにて是を聞及にちやうあいして無隠人柄のよきもの也其比何哉覽用事在之江戸へ来る松平伊豆守知行ちかくのものなれば御老中へ此よし御咄有けるは上下によらすおしなめ人の譽るものは希なり共に百歳までにあまれる長命身の養生もいかやうにか致つらめ御慰に御聞可有哉と在之て何も御老中尤と有之御城歸に伊豆守宅へ御立寄彼老翁を御よひ遣し長命養生御詮議有之其上にて其方事百姓と申なから人に勝てかゝゆかられ手柄成事也惣して常々人江之應對用法いかゝいたしけるなり具に申せと有之ければ何にも替りたる儀不仕候と申又御尋に不入事を卑下いたし候御尋之上は申候へと被仰候彼老人申ける何事も不致候得共只人はたてを不仕かよきと申上候其時皆々被仰いたてと云ひ若き時の事にてこそあれはや四十とも過ればたてと云事をすると云事不可説在々などにていかて其ことくたてを致へきやと有之而何も御笑ひ給ぬ其時老翁申けるいゝやとよ其儀にあらすたてと申事に子細あり惣して御歴々の御歴々之たてを被成人を御いやしめ被成候若きはわかきたてを致老人の老人たてをいたし利を持たるものは利を持たてを致候是皆人のにくむ所にて候ゆへたゝそれたてを不致候へは物萬人の氣に



さいる事なしと申何も尤儀と有之て御感しある也まことに田夫のものと申なからいか様道理にて人にもよくいはれ候つくく考申に寔に何に付てもたてはみなあしく候一言にて萬端の事にわたり候事さすか人の譽る程有之ときく人上下かんしける也

一家光公御代俄に御朱印押候事有之砌惣して御朱印を押候には紙の下に木綿わたを敷押甲ねは印肉付にくし然とも俄に木綿わた無之故已に町へ可申遣處に松平伊豆守殿聞之被申候御納戸に長崎より來り候御道具つめたるに木綿わた可有是を取出し候様に有之て則たつねたくさんに持來是を敷朱印押候へは殘所なし寔に大勢並居たるに心も付不申事則時な家下澤山なりと人々いへり

一家光公御在世之時分家綱公御幼少にて少々御病氣に被成御座候而御老中壹人宛御城に御泊り有之て其刻さる人豆州へ別而代々此人に念比成筋目有之人あり此人年比三十計にて在りし御前近く御奉公被相勤候人也其人少用有之而奥より表へ通被申候刻豆州御夜詰之内かたいらに眠り被居儘御近習衆へ被申は御用にて被罷通候哉又自分の用にて通られ候哉とたつね給ふ御近習衆被申は自分の用にて罷通るよしを被申其時豆州又被申候は小用に立給ふかと被申候彼人被申はさやうにてい無之と有ければかからはかさり度事在之間此所へ被參候様にと被申則彼仁豆州側へ寄被申候へは其方事御親父に候代々筋目有之而如在に不致候御奉公よく被致候様にと被申候故忝と一禮をのへて退と被致候へは今少語候へと被申候故常の咄と心得居留り申され候此人五六萬石取給ふ御譜代衆の三男也此故

に豆州被申の其方前々御親父の在所に被居候時分の年幾ツ計なるやと尋られ候十二三歳の由を被申候豆州被申の鷹をつかひ遊び可被申候其鷹匠などに上手有之候へつるやと被尋候へは彼人答被申の何々と申鷹匠上手にてつかひ申候由を被申る又豆州被申の在々の晝休に百姓の所寺などへ被參辨當をつかひ可被申大かた定りて有へし其亭主に馳走のこれなきも有之もあるもの也被覺候哉とたつねられ候故いかにも其通と答被申御近習衆も扱々自分の用在之に入長咄被致と存しられなから無是非うけたへ色々被致候其上にて豆州被申の夫にて御奉公之儀をよく行道可仕子細は其方若輩なりと雖とも其こと鷹匠の上手又晝休之儀を被存候て被覺候上様と申御人の御誕生被遊候より天下をゑろしめされ候御事に候へはまた平人より猶御覺よく候只今御幼少也と被存油斷被致候は後日御覺可有之候間必々油斷不被致候やうにと是異見にて候と申さる、彼聞人た、今迄は咄とこそ被存候にさても、格別也儀とた、身にまみわたり一生わすれかたき事也と後人にかたれり誠に類ひなき才智有之人也と聞人ことに肝にめいし舌をふるはさるはなし一壽命院と申醫者衆松平伊豆守方へ別而被致出入此壽命院利屈成人にて有之ある夜豆州へ夜咄に被參色々咄有之上に壽命院申出さる、の當御代より御城に醫者の御番被仰付勤番仕候急病人有之時之爲にて在之哉と被申候へは豆州被申の其方被申通に候惣して腰刀をさすに同じ一代入用成事なれなれとも自然の爲面々腰をはなさす指なり夫におなし事也と被申候へは其時壽命院申さるは其腰刀はさはして置候ものにて候哉又ときみかきて



さすものにて候哉定而ときみかいてさし申へし醫者は常に方々病人に療治等仕候にては醫の道不功に罷成腰刀のさひ候同前也然は一日一夜宛相詰候計或は疱瘡産後大病又の急病には人もたのみ不申候へは療治すくなく成おのつから下手となりさひくさる也さあれは御用に立かたしかやうの所如何被思召候哉豆州其事に一月返答に取合なく被申出の醫者衆の御番の一月に幾日あたり申候やと尋られけり壽命院被申の十人仕勤候へは三日宛御座候と被申をこにて豆州被申のされは一月之内廿八日の非番にて療治いたされ候へは三日計ねたはあはせさる分はくらす惣して刀脇指もいかにたしなみ候とても三百六十日皆ねたはあはせ候へは其儘金すれなまくらものとなる也と被申候へは壽命院言葉なくして退く也豆州理屈に誰とても勝事なしふしきの人なりと人々申候也

一有夜松平伊豆宅にて夜咄の有之砌有人伊豆殿へ語り申けるのとかく人の物を申さるゝ間能御座候と存候得共宿にて存被出候へ共人前に罷出長咄仕候へは不覺不入事を申候と有之候へは伊豆守被申候のたれも其通にて乍去おさなき子のふりつらみと申物を御覽候哉淺草觀音山王の門前に砂糖曲物のやう成ものに兩方をあかさ紙にて張其内へ小豆粒を入手にてふり候へはほんひんくとなり申候御覽候哉そのことく人々の腹中之内に何そ一利屈持居候へはならぬと云事無之候は理屈無之人の小豆粒はなき道理也其利屈有之人の云ものにて候と被申候誠に一理屈有之者は兎角物不言云といふ事なしと被申候能たとへなりしと皆々批判ありし面白理屈ゆへ爰に記

一又有時夜咄に學文の咄有之其比小幡勘兵衛とて武田流の兵法を御旗本中へ教是を不聞物もなし又熊澤次郎八と云る浪人に陽明流の學を勤る人有是も御旗本中へ殊の外なむ志有人の是を不聞ものなし伊豆守被申の人の心皆飛越候自分の事差置き人の事批判するもの也それの壹つも身の益にあらず口才を聞たる迄の事にして結句人柄あしく成もの也されは信玄の尤名將たりといへとも終に天下をとり給ふ人にあらず忝も東照大權現様古今の御名將にて於于今御子孫御繁昌天下泰平成り本朝の不及申異國にも珍敷程の御名將なり此御名將の御仕置御法度之儀を能習ひ守は當時の御用にも可立不入信玄の兵法を學て益なき事也惣して人毎に異國の戦日本にても久しき戦の太平記類の事の面々知たる多し夫のちらかき權現様御一代の御戦法をは大方に知たまはす是みな（近き脱カ）き事を捨て遠き事を知る類也信玄の兵法を習ひんより聞んより權現様の御武略の事を聞四書五經をきかんより御代々の御家の御法度を知たる人に聞給ひ、差當りて身の徳と成へしと常に被申候尤成儀と諸人感入けるとなり大學にも致智格物とて事に至るの外學問と云もなしと皆人かんしける

一松平伊豆守常に茶の湯にても謠舞にても碁將碁一色も數寄好者被申事無之毎度隙の時分は出入の心安き衆を集色々理屈咄をいたされ或の公事沙汰の事を問答批判をなくさみとして日を暮し之候分別の不及申則座之答話の事之外達者に有之也或夜出入之侍衆申出さるゝの紅葉山御宮にあればと穢を御改被成候に鹿のいつれの神も御嫌に候尙以御宮



に御いみ被成候と存候へは御神前のたいこ馬の皮神主のひたゝれの紐もゑゝのかはにて御座候是の合點不參候と被申ければ豆州被申のされはこそ太鼓にいはちあたりと被申候へは聞人言葉なくして在りし亦問給ふの惣而人のさかやきを致候と申事の合點不參事也あたまたまをよきたる事もなきにさかやきと申候豆州被申の夫に御返答の無之料理に肴焼といへる料理有是も養て用るものなれどもせりやきと申候是のいかんと被申候へはみな返答なくして御理屈にあひ候ては文珠も成申間敷候と笑ひて過ぬさかやきのひらきひならさるといへとも負ひいたされすと申沙汰なり

一 有時伊豆守被申しの當世老中奉書等の判を半時ほど懸り見事にぬり立る也世上つくつく考るに是の御用人などの判と不可云た、一筆にさらくすとすへおほえへきもの也意は急成時馬上にても矢立の筆にてもさらくすとすへき事なり其上ぬり候判は似せ候にやすし一筆の判の黑白かつこう本人の判のにて成間敷事なりと被申し誠に是も其理有之事に皆人感申候也

一 伊豆守何事も才智達し誠に切る所江と成と云は伊豆守の事也何事にても一事一物一色成共滞り事なし有時伊豆守にある人被申し扱々何事も御行當被成候事無之千萬の事も夫く御挨拶さりとての廣大成る儀人間の及申儀に無之と被申ければ伊豆守答て申されけるは是皆一ツとして一ふんの非了簡御名將の御教被成候事なり此伊豆守も人も御自分にも人なり天下の人みな人の人にして九分十分過半違事なきもの也かやうに皆々にも伊

豆守の不思議の者と被申の皆此なす事なりとて兩足をまくり兩足のからに大き成かしてまうたて當りて有是を御見せあつて皆此かしてまうたこのなす事也と申るゝいかんと云に我等親大河内休心松平右衛門太夫權現様台徳院様細々被召使候段々之儀を云々と語り被爲聞自分にも幼少より此兩所の御側に晝夜ひたと付居候て誠に寒暑をいとほす側に丸寢に致段々の儀を聞候得は今以別に格別不思議成事もなく皆昔聞置たる事の品のすこしつゝ替りたるものまでなれば其掟を以て下のものへ返答いたし候終に格別めつらしきと云事を聞す候つくつく考見るに古も共に人の用所のさやうにせんかく替りたる事なきものにして似たる似ぬるの物なりされは聞置功の今役に立まじきやうなし其上大猷院様御名將にて御理屈共を聞置候て如此し誰も此ことくかしてまうたこのあたると情を出し聞置候は皆智者となるもの也たゝ人の功のみと被申し誠に其理尤成儀なり古より智のいたる事の事にいたるにありと聖賢ものたまひし本成儀也と皆人感しけると也

一 或時松豆州へ神尾備前守町奉行之時被參何哉覽科人之事を被申出拷問可仕と被申候へは豆州一圓挨拶なく彌詮儀被詰候やうにと計被申備州歸被申候後に豆州へ出入被致候別の方豆州へ不審被申は先刻神備前守科人拷問の事被申上候得は御挨拶もなく候拷問仕候の、則白狀致事に候其御返答の無之詮議能仕候やうにと被仰候事難心得候と被申ければそこにて豆州被申は惣して罪人のかうもんいたし候と申事の耻也と被申也問人いかなと被申候へは豆州被申は不穿鑿にて吟味不聞足わけ無之故拷問也せんさくにて其埒



明候のいかにてかうもんに可及哉必竟奉行の才智なくせんさくつまらぬによりかうもんいたす也されは拷問の奉行の耻と被申し問人拷問を奉行の耻と有之事を初而存當り奉る也發明成る故爰に記す

一 豆州常にさかやきをすり給ふのかきよりすりて後中をすり候様にこの事にて常に右之通なり有時心安き出入のいかに候て常にかきより御すり候哉と被尋ければ尤に候さかやきの中はいそきてすりきよすり無之不苦かきいと云ものは無念にして見苦しきもの也我等こときの御用人の急に被爲召候時かきいさへすり置候へは中はむさと成ともすり候へは間かけすさるによつて如此しと申されし也又豆州寢間の作りやう世間とかはれり世の人のいかに寝間作りけるに豆州の居間の後に作りおくより入て休み被申様に常に被致表方にも戸ありてちやうまへ有此故のいかにと尋るに夜中御城より御用申來時に段々に申つきてはおそくて間かける居間へ其状を持參戸をたき候へは其まゝ自分にあけて表へ出るにちかし其上煩など之時に表の方をちやうおろし候へはおくになり又醫者以下に逢申候時の奥の方をちやうおろし表の口を明候へは表とも成よしにて居間の後におしつけて寢間を拵常にその所に臥申されし也是皆忠心のふかき所より出候事なり忠義勇の武士とは如此の人を可申候也

一 上野仁王門の下町屋多有し其節火事ひたと打つゝき出火方々焼ける故御老中御相談にて兎角仁王門之下町屋より南風に出火あらは第一 權現様御宮へ近し協々より出火にて御

宮など焼失候は火出し候町人も御科に逢申さては不叶旁以町屋を引池の端へ所を替させ可然と御相談にて町奉行衆へ被仰渡仁王門前の町人もに被申渡候其月の十七日に豆州御宮へ參詣有之時惣町人訴訟に出久々在付申候地をはなれ面々造作を仕面々の身體不被成候随分火之本堅可仕候間前々之通御慈悲に被指置被下候様にと訴訟申候故豆州段々理屈御申わけ御聞せ候得共合點不仕ひたと訴訟申候豆州其儀に少も取あひなく皆聞候へ灸をいたし身を養生可致哉當座うまき毒食を給命を捨可申哉はやく申せと有之けれど其段は御返事なく只訴訟之儀申に付て訴訟御聞届候先此事はいかにと御申大かた御宮の邊まで豆州に町人とも大勢付をせう申上候度々その事を申せとひたと御せつき有けれ共町人不入聞其時折節山本道句とて世上に人々もてはやしける御庭作の坊主有けりこれも折節豆州と一度に御宮へ參詣いたしける故道句豆州へ申上けるのその誰も灸をいたし身を養生可仕候當座毒食を給口味よく候とてもたれか命を捨可申哉町人も其通にてあるへし皆々かやうに無之かと町人ともにむかひ道句申せ惣町人いかにも其通と申上候其時豆州被申の先より申のそれ也當座造作ゆかぬとても火を出し候はいたちまち命を失ひ可申是毒食なり又當分迷惑に有之共池のはたへささり候の縦火を出し候ともつうれいの御作法にて別成事在之間敷也近きたとへは是なりと申されければ町人とも承わけ言葉なくして二たひ訴訟不申となり下々能聞入申警なりと諸人感けるとなり



一有時御書院御番衆之内百姓地頭を訴人番頭へ出る故色々其番頭衆百姓等異見を申され候へども聞不入後の公儀へ出るなり其時御番頭衆豆州へ被參右之段々に在之候此百姓之訴訟免をつよく地頭の當に付困窮いたし迷惑成と有之訴訟に候へども是の同郷に相給も多有之候地も皆ともし地の事に候まかるに取わけていろくつけ事を申偽を多申上候百姓に候へは是のにくき事に存候急度被仰付候か又の御地頭に被下候へは百姓の儀に候ゆへ死罪にの不及申ふせいため指をさ申迄成と被申豆州いろく理屈を被申候得共番頭衆達て右之事をくどく被申其時豆州其公事の事の差置折節庭を中間とも大勢掃除いたし有之砌なれば番頭衆へ豆州被申のあの中間とも皆百姓に候定ていたつらものも可有之候いづれか徒者たらん御目利候へと有之とも何とも目利可致様無之いづれか徒ものにて可在候哉何共目利不成と被申豆州被申は今度の公事百姓の徒ものに候哉と御尋有けれいかにも徒者に候と有之其時たどへの慮外に有之候へ共只今御申事はに同じ子細のあの中間の内にとつら成ものもあるべけれともあらはれされは夫と申かたしそのことく貴殿御組之人仕置相給人と地も一ツ免合も一ツに候への定てれなし事ならんとの存候得共先あらはれて出たる訴に候へは此人の被申し事をさけすみ申候地も同じ地免もおなし免に有之故に分て訴人に出候事に候へは何とそ子細なくて不相叶上様に天下の民百姓にて仕置をろくに被思召候に付御穿鑿無之の難被仰付先並多き人にて御組之衆へ差出候へは是のあらはれたる事也今申ことくあの中間之内に徒もの有之ても願れされはそれと不被

成也と被申ければ其番頭衆といて願を申事不成退き給ふと也

一是も番頭衆四五人して其組の屋敷願の儀を豆州へ被申豆州被申の皆致書付御席を以窺申候へとも色々御用之儀段々有之て未御屋敷願の書の御前へ出し不申候と有之候へ共其御番頭衆被申の是の餘之御屋敷願と違ひ由緒有之者にて格別之事に御座候間少しもはやく御耳に被立被下候様少御惜被出被下候様にどくれく被申其時豆州被申はかやうの願嘸御申事御迷惑たるべく候定て隙を御かき我等かたへも切々御出我等機嫌をも御窺候て漸々御申候事たるへしと有ければ如何にも被仰候通毛頭不違と被申候其時豆州被申の我等儀の御手前と傍輩也此りやう御威光を以上と下とに居候へは元來の傍輩に候夫さへ其ことく氣を御兼候われら儀の御主人江申事なればいかほど伺候哉と被存候哉御推量あるへし油斷無之に如此書付て懷中申候とて鼻紙袋より願の事付を取出し見せ被申至極して重てせつき申されさるとなり是も理につまり如此く惣して豆州へ御用を申とて一ツとしてあななる事なく被申し也

一大猷院様御上洛の時分責馬禁裏より上覽被遊度候旨依被仰出上方之儀なれば馬場も志かしく無之ゆへ傍の馬場らしき所を被見立けれども責馬上覽の御小屋なし俄の事にてはや明日上覽と被仰出故御譜請奉行衆色々情被出候へとも今日之内御馬上覽の御小屋出来可致様無之然る所に松豆州御作事奉行衆へ上覽の御小屋のと被尋けれども一日と間も在之なれば急ても御小屋可成事なれとも指當何とも可仕やう無之となりわれは豆州被申の委



細聞と、け候とて七尺屏風たぐさんに御藏より取よせすみくりに柱を立御疊を四五疊もかさね敷日覆に戸のあたらしきを釘にて止め御小用所まで一夜の内出来明日の御馬上覽の間にあひしとなり此時土井大炊頭申さるゝは是の豆州にて無之ていかて出来可申やさても、才智有御調法の御用人かなと譽給ひて後には儘に豆州のあやまり也子細のやうの事俄にも成もの也と有之事を大人の御存知有之の悪しの上豆州こときの才智の人の世にまれなれば上の御正直にして被仰付れば成事と計思召候へは跡々の被仰付人悉く迷惑に成はつ也と被申し豆州才智は殘所無之といへとも又大炊頭智意の一大重なりと諸人申せしなりいづれも兩所共に智者なりわけて論せば豆州の格物至極の才大炊頭の智致の人とも申し誠に童子經にも曰人肥たるを以たつとからす智有を以貴しとすと有之事おもひあたり

一つの比にてか有けん大猷院様眩暈御煩被遊ける時分の事にてありけり日光御造營之時分上様御機嫌を見合御造營の様子度々奉行衆被申上候有時御神前の反橋のそりかけんを奉行衆御前にて得御意けれども御神前の反橋なれの渡よきやうにての見分あしく又人の渡るに渡りにくき程につもれば往行成かたき也此事を被申上けれどもそのかうはい御呑込無之色々奉行衆被申上けれども埒明かねよほど御退屈に見え候時分松平伊豆守御次より罷出被申上けるいさしたる扇をひらき是の三ッ合て丸く御座候此反かけんに可仕候哉是程に可仕哉扇子一間つゝたゝみひらき被得上意候へは其位能と御意にて則時に橋の

かうはい相すみ御機嫌殘所なし豆州頓作故よきたとへを被申上御前にも御機けんよく奉行衆も悦被申候也御次にて聞人感申けると也

一松平豆州へ常に出入る箱崎小市と申町人在之此法師上戸にて常に酒をのみ酔たらけける豆州は上戸夥敷さらひゆへ常に出入る人も酒をのむ事を遠慮いたし候に有時小市以之外座敷にて酒をのみ小歌なとうたひける其時豆州被申ひかに上戸にても年寄さやうに大酒いたし候て病人とも成可申事に候にひらにひかへ候へと被申候へは小市申ひ私にはや極老にて子共の御影にて皆々仕付申候へは今のおもひ殘す所無之一盃給申候へは何の事不存候へは是こそ樂にて候縦相果候ても能頃にて候七十の餘に成と申候時豆州被申ひ其事に取合なく汝の子を不便に存候哉と被申ひかにも其通と申扱豆州被申ひ其方の親有つるや小市申ひ誰とても親のなき事御座候半や又豆州被申ひ其親の其方を不便かりしやと尋られ候に小市申ひ私の子共の内にていかい愛子にて候と申又豆州被申ひ汝の其恩を何とも不存候哉と被申小市申候ひ人間たる者いかて親の恩を忘れ可申候於于今存出し候へは泪をなかし申候と申上るそにて豆州被申ひされはとよ其方親其方をさそや不便かりつれ親の死ても其志は残り候其方親のことく大酒のみ候を悦可申哉當分眼前に親なきとてそのことく影くらき事をいたし候やと有ければ小市至極して盃を持はいり以來大酒仕ましく候おろかにて親の恩を忘れ申候御意にて思ひ當候と申上候て豆州才智各別成人ゆへ名譽の理屈を被申道にも叶候事と皆人感入けるとなり



一何の時分にてありけん松平豆州へ常出人箱崎小市といへる町人大酒にてあり酒くせありて酒一盃のみ候てかほまかめなからもまたのみ候を誰とて有けん被申候いさやうに目つらをかめ候いゝくるしけにてありけん夫程にありて酒を飲候て益なしとありければ小市申けるいそのまかむるほどあらされい心よからすと申ければ同人被申し味よく覺ゆるにいかて顔をまかめんやなど云て詮儀半の所へ豆州御出ありて何事をと御尋有ければ豆州酒嫌ひ候へは幸とおもひまかしのやうすかたり候へは其時豆州被申し小市申分も斷あり我等上戸にあらされと酒のまされ共左様に可有事心得かたきその子細いさしみを喰候にからしなまからければ心よからすよければ鼻にとをりて涙をこほしまたそれほどにあらされは味よからすと被申し誠にかりそめの事と云ともとんさくなるさはきと一座の面々きもをつふしけるとなん

一有時豆州へ出入被申候老人參候折ふし庭へ豆州被出候に彼老人も杖にて庭へ被出候豆州被申し杖のつきやうに大事の心得ありければと云い杖をたよりにせざる物也子細い其杖をおもいすおれる事有また冬寒地の氷たる時杖すへる事あるもの也その時い大きなるわやまぢ有もの也さるによりて物知さくるためつきてちからにせざるもの也惣して身の上にも同じ何事によらすちやうふに人をたのみ候へは頼におもいさるもの也大事小事あるもの也又いいかやうの時其人に遠さかる事も有もの也その時かならず頼みされてとほうをうしなふ物也此三第一にわか丁簡をたしかにしてそのういへの事たのむもの也と被申し

誠に智者い何事に付ても格別なるものと聞人かんしけると也

一有時豆州前にて家老のもの出て用を辨しけるに豆州心に不入其通を再返彼家老に御申有之とも一圓不通其時豆州被申し汝いうたひを知たるやと其時家老のもの赤面して不答豆州立付て被尋ければ存候と申又豆州被申し觀世太夫かうたひか耳に入とおもしろきや地謡のうたひかたれもしろきやと被申其時家老申候觀世太夫かうたひおもしろきと申上候その時豆州被申し汝物申事是也うたひい縦は高砂を誰かうたひても高砂なり節の善惡にておもしろきと面白くなきとありその節と云い音上の高下つめゆるめやいら上るとつよきと其文句に依て次第よく立をふしと云その謠の本まかせにうたひてはおもしろからす其ことくこの利屈いたれか前にもおなしとて主か心に申たき事を直に云てい不通ものなりとありかの臣下至極して退く聞人智者なりと感侍る也

信綱記以東京帝國大學本謄寫一校畢

明治三十五年三月

近藤 圭 造



微妙公御夜話

序

微妙公御夜話とて世にありそれに洩たる事を我等も今記ぬ其御代につかへし人々にもあひて咄もきいぬ亡父なども御奉公申せし故にまさしく語りきかせぬ我子にも古き事を覺へかしと思ひてかたし書ぬ後の證にもと我に語し人も顯しぬ文章などの善し悪しによらぬ事なれの事實を記すのみなり元より外の人の見るへき物にもあらず我子の爲のみなるへし

于時享保九年申辰春正月申中辭於善淵堂書に書

山本源右衛門日下部基庸ウサカヘトモ

微妙公御夜話

覺書微妙公御意と老人衆并亡父咄共山本源右衛門覺書

一由比肅嘯雪丸橋忠彌一卷之時分内藤外記殿御咄之節世上別事も無之哉と微妙公被仰候得者外記殿此中浪人共騒動に付紀州殿御印物右浪人共方に有之と取沙汰有之候而紀州殿も御迷惑かり老中も如何之事と被申候由を專以取沙汰有之候由御申候得のからしと御笑未々町人共などの譯も不存候て右様の事を可申各杯の近頃不足なる事を被申候今日公方様御立候故御三家様なり三人衆も手前共初何も尊敬仕候公方様をつふし紀州殿に

とらせては此肥前も三日は爲持申間敷候多分陸奥薩摩も左様に可被存候夫程之事合點せぬ紀州殿にては無之候夫を合點せぬ老中には有之間敷候然左様之沙汰の武士之沙汰には有之間敷候何か氣之毒なる殊に紀州殿から思召哉と御意候一座之御旗本衆御尤成事と御申候其後紀州様御聞御悅被遊候御老中方も尤成事肥前殿之一言にて江戸中浮説止申候由御申候由不破平左衛門殿咄承り候

一微妙公御書物杯御覽被遊候事不承及候東鑑を御寢間被爲入候て御目の覺て御入候内御覽候折々女中岩崎杯御前出申候節東鑑にかやうに有と被仰候得は夫に應し御咄を申上候此岩崎の山田仁右衛門おににて書物をよほと見申候者山田如見か娘に候と不破平左衛門殿咄承候

一微妙公御茶入共御覽被遊候て今枝伊兵衛御納戸より持參候箱より取出し上候得は御覽御返し又外之御茶入を上申候段々左様に仕御前に罷在候内品川左門殿罷出申上候は玄蕃申上候旨にて郡奉行願之事被申上候得の夫の郡奉行共に鮎酢をもらひ申候故玄蕃か左様に取次申候由被仰候玄蕃殿御用被勤候所も殊之外近くに候故聞へ申候哉玄蕃殿直に御前被出只今之御意承候成程遠所奉行共參候時分鮎之筋酢をくれ申候私に御用も被仰付候故御威光を以くれ申候左候得は御爲を彌大切に奉存候傍輩之最負可仕様無御座候是は尤かやうに無之候ての不能成事と年寄中僉儀決定申上候由繰返し被申上候御たまり御聞被成ふと御立被爲入さまに聞たはや玄蕃も年寄くどくなりたのよき様にせよと御意にて



被爲入候伊兵衛扱々物うき所に罷在と存御茶入仕廻く承候由昔之年寄衆の氣絶成る事に候旨伊兵衛咄承り候

一 微妙公御旗本衆の大坂咄被仰候時分森權太夫と申ものに大坂之節使番申付置候我等先年霧深き朝中々城も見へ不申候めた物寄に寄申候晝前に霧晴申候得は城之旗のまねきと寄手の旗のまねきとむすひ合申程に近く寄申候を城より打立中く立上り申事も成兼申候段々手負討死も出来申候故早々引取申候様に使番遣候中々鳥もかけりかたかく候處に右之權太夫堀(屏カ)之上へ足之土ふまずを踏出し罷在人數引取申候後殿仕候て罷歸り候母衣に玉之跡四十七八あたり候得共冥加能(運能)身に當り不申候あのやうにふりの能き者の無之と度々御咄被成候大坂にて働の衆多き内に外之人々の不承候權太夫殿之事をの數度御意承候由藤田内藏允殿咄被申候則森半左衛門殿も被咄私も此咄承り候

一 酉の年江戸大火之節小松にて微妙公御露路の御出被遊候藤田内藏允殿三十郎と申とき御刀を持御供候品川左門殿狀箱候扱たるを持江戸より早飛脚飛驒守様より參候江戸大火之由被仰進候旨被申上候得は内被爲入候て飛驒守様より左門殿迄之披露狀被成御覽是左門飛驒之若猫かいふていくす事をきけ加賀守殿に御人數すくなきと申越候人の人數を我が人數にするすへをあらぬの十萬之人數も不足すると御意被遊候由藤内藏允殿咄承り候

一 江戸に微妙公被爲入候節御國より早飛脚參白山之事越前と爭論之儀申來候得者遠藤數馬を被召候て松平伊豆守殿の參候而白山之義如斯申越候越前守殿年若に候故不了簡に候由只今公方様御幼少之節に候間此方より如何様之事候而も頓着仕間敷候由(旨)申遣候旨(由)可申入候由被仰付候右之趣數馬伊豆守殿の能越申入候得の御尤千萬成儀に思召候明日言上同役中にも可申談候兎角宜様越前守殿に可申入候御忠儀之思召感心仕候于今不始儀に奉存候由申來候旨藤田内藏允殿咄承り申候

一 小松にて年頭御禮之節御風邪故一統禮に被仰付御前に屏風を立御禮人列座濟候て御屏風を取拂申候御頭巾を御取被遊候故立蕃殿其儘々と御挨拶被申上候得は一統禮さへ如何候得共寒氣御痛候故と御意被遊候何も落涙仕候由に御座候常々年頭御禮大としの深夜より御座候次第も無之出次第に候大坂より升屋市郎兵衛參わらせ侍中之間に罷出候前田奎殿奏者にて升屋三郎兵衛より被違候申得者年頭から二郎兵衛加増したの目出度くと御笑被成候旨不破平左衛門殿咄承り候

一 微妙公御居間書院御勝手空地之處に盆山のとく築山を被仰付候御手廻少扶持衆木石をはこひ普請仕候節大横目内藤外記殿御見廻り候處に是れと被仰候故御通候て御披露被仰付候かと御申候得の今日天氣能慰に申付候あの普請仕候者共は手前家來之内歴々之者共の次男三男に候國許に置申候得者親共をいたふり氣隨になり申候故嚴しく(輕く)呼出し爲見習江戸の召連候若き者身ならしに普請させ候と被仰候得の外記殿御頼母敷儀に候何も御普代衆故何を被仰候ても御心安く被召仕候と返すく感し被申候由不破平左衛門



殿咄承り候

一御徒(侍衆)之内澤田新八事微妙公御意に違候て閉門被仰付置候御參勤被遊候故小松より御發駕金澤淺野屋に御旅宿御立被遊候而町端まで御越候之處に金鎖橋のあなたへ新八罷出田の際につくはひ罷在候何もあれは御折檻人如何と存候處に程近く成り御目付被遊候て澤田新八めかと御意故其通のよし申上候得者あれは閉門させ置しに何とて罷出候哉尋て參候得と御意にて御駕籠立申候新八に相尋申候得者御在國中には御免可被遊かと相待罷在候處に無御免昨日御發駕被遊にもし金澤にても御免可被成かと奉存(侍)候得共夫も無御座候得の最早來年迄の頼もつき申候左候得の相果申候方増かと奉存候自害可仕より御目通の罷出何にも切殺されたるか御憤もやみよろしき筈と奉存候故罷出居申由申上候に付其段申上候得の御聞被遊一年閉門させても足のいらぬやつしや猿の皮の毛巾着をさけ申候か今に所持候哉尋候得と御意に候尋申候得者是に御座候由懷中より取出し相渡申候故入御覽候處に是をさけ御供可仕候由御意にて江戸の御供御奉公申上候思切たる事は御免被成候事も間々有之候其節同じく御供仕候由鹽江半右衛門咄承り候

一御客有之時分御居間書院之御勝手にて臺子近く被爲入御茶を被召上候處に安藝守様被爲入御咄被遊候山家宗作(佐)御茶たて居申候得のあちへ出し候様に微妙公御意以下三十餘字(本)にて退出仕候長谷川内匠など子小性中も立可申と仕候得の無構之由御意に候故其儘罷在候」扱御咄被成候に安藝守殿世の中に不慮の事有之候共必々領國を守り手を出

さぬ物に候最初に手を出し候者の餌にかはれ申物にて候だまり有之人に取合せつかれるを見て出て取申物に候由被仰候哉承り候旨長谷川内匠咄承り候

一微妙公御勤より御歸之時分御中式臺の被爲入候節御出入衆御見廻り還り候御方候御式臺之板間まで御出迎御入候其日雨後故道所々惡敷候故御供之中わらんじをはき申候御意に入候候御手にてまかけをさして御覽被成何も御客衆へあれ御覽候へ伊勢の大神樂の太鼓打のさまのとく主に耻をかゝせ申候あれらの手前家來にても歴々の子共にて國に置候得者親をせぶらかし候故召連候得者主にもあたけ申候と仰られ被爲入候射手異風など川縁市之助毛利隼之助松原七右衛門大窪藤右衛門不破四郎三郎ニ不破糸之助わらんちをはき申候何も與力倍臣の子共にて候歴々の者も無之にと存候と大窪藤右衛門咄承り候かやうに御咄候故御旗本衆御家來中を末々迄慰懃に被成候由及承候

一酒井讃岐守殿御心易御度候故何方やらん寺方の奉加帳被遣御三人方始何も頼入候間先進之御施入可被下候由申來候由御見廻衆と御咄被爲入候之處へ申上候得の安き事に候從是可申進候帳面留置候由御返答被成候て何も此坊主めの大金持に可相成候讚州頼にて手前奉加に付申候に如何程すくなく共金子千兩より少しの成間敷候左候の陸奥薩摩其外諸大名も我をとらしと付可申候左候の、大分の金子に成可申候と被仰候何も承居被申衆之内讚岐守殿の被申候哉翌日奉加帳御返可被下候追而可申進候旨にて取返に參り申由脇田小平咄承り候



一高田源右衛門京都に被遣不依何に御道具被召上候此節彌右衛門誓詞可申付候哉と御年寄衆より被申候得におのれか金にて何を仕候ても無御搦候此方のもの一錢にても掠取申候の、胴切にすると申付可遣よし御意にて不及誓詞と御意之旨脇田九兵衛咄承り候

一大猷院様御代出仕日に林道春罷出御大名衆に當物を申候て何廉あたりて御覽候へどとや(ケ様)と咄申候を微妙公御聞道春を御部屋に召候て何事を被申と御尋候得者日長にも御座候ゆへ出御前何も御慰にあたり物を申てあたりせ申候由被申上候夫は何事ぞと御尋ゆへ虎の首に鈴を付千里の野にはなし此鈴の取り様如何可仕と申事にて候旨被申上候得は夫はあたり物にてもなく易き事じやかと被仰候道春六ヶ敷物と被申上候得の道春夫は何を被申候哉最初虎の相口のもの有之鈴付申物に候間夫にとらせたるか能候由御笑候得の道春扱々と感心被申候由脇田九兵衛はなし承り候

一前田對馬殿黃八丈の綿入羽織着用罷出候得の年若なる人不似合思召候哉まかけをさして御覽あれの若殿はとなたじやと御意候夫を被聞候而(哉)翌日も差用毎日、差用後に若くなり汗をなかして着て被罷出候其後御前に召御餅柄被下御懇之御意有之候其翌日より無着用候氣強成事を御感心被成候と脇田九兵衛咄承り候

一江戸御屋敷之内佐々木道休殿御小屋より出火二三軒焼失仕候御前にも御露路御泉水之縁に疊を敷屏風立被爲入候御居間に有之御道具共御泉水際に積有之候御使番北川庄右衛門を召候て見廻衆可有之候御門前罷出有之屋敷之内下長屋出火に候得の家來共相消申

申入御門之内へ入申間敷之由被仰付罷立候得共御呼懸庄右衛門の惡筆しや今枝伊兵衛道具も仕廻候間參候て見廻衆之名を帳に付申候得と御意ゆへ伊兵衛參申候其時分御細工人水谷少右衛門白鞘の刀を持之泉水の際の御道具の方へ參候へ何じやと御尋候得の御次に此刀取落有之候故持て參候と申上候へ御聞被遊おのれか役にてもなきに奇持成事に候夫のいなにとらすると御意候翌日品川左門に其段申御納戸の上置可申由申候得共直に被下物をたれか指圖可仕と被下候間拜領仕候藤島の刀に候水谷仕合惡敷候正宗にても被下等に候内は何やらん御存無之候得共ここにて奇特に思召候て被下候是等か微妙公の御器用の至極の處知申と北川庄右衛門咄承り候

一後藤覺乘に御懇に被遊候小松の參候時分大分銀子紺細など被下候京都に持參仕申候而叡山下屋瀬大原邊の百姓共に右銀子紺細等とらせ申候覺乘に御具足弓鉄炮鎗も被下候て今に所持仕候其名殘にてやせ(八瀬)大原の百姓今以出入餅なとくれ申候故返禮も仕申候由如何之事に候やらん不存候旨後藤演乘咄承り候

一吳服所大森三郎兵衛八平九流之小歌上手候事被聞召及小松の參候時分御聞被成度旨内證を御尋被遊候得の近年の年寄うたひ候事も無御座候得共御意に候得のうたひ可申候由申候に付被仰付候其上に其方を歌うたひにても無之に御意故年寄うたひ候義御満足被遊候今程年寄候間茶杯たて慰候得とて定家之文の見事なる御懸物を被下今に大森家に所持仕候三郎兵衛難有かり私の小歌は高直なる歌とて自慢仕申候由當代の大森三郎兵衛咄承候



一京都町人御用相勤申者共相應に御懇に被遊候旨難有かり毎月十二日に芳春院の和尚を呼非時仕廻(振舞)寄合申候大森三郎兵衛桔梗屋六右衛門菱屋庄兵衛塗師道惠後藤勘兵衛竹田權兵衛春藤勘右衛門石井仁兵衛に候毎年十月十二日ニの芳春院宿番に御座候先年在京之時分御祥月に參詣仕けり奥村十郎左(右)衛門殿私と芳春院雲秀和尚非時ふるまひ申候在京珍敷事とて則罷在此儀も雲秀和尚の被咄候て承り候

一金澤中徒町も町方も道惡敷之由小松の相聞の候處に以之外御機嫌惡敷惣て居屋敷之邊之道など惡敷仕候事は國大名之領國を荒し申と同事に候左様之者共の屋敷取上候得と御怒金澤中道作り申候旨藤田内藏允殿咄承候

一鶴來より金澤迄之間道作候様に被仰出候て奉行ナ人持組瑞與左衛門殿山本瀨兵衛(以下二十字本)被仰付候窺申儀有之番面調與左衛門殿瀨兵衛判形をならべ候若御尋候義共可有之候間瀨兵衛持參可仕候由申候て小松の罷越候得の色々御尋共有之候普請場を罷出候事御尋故鶴來近き内鶴來に宿仕候段々金澤之方之罷越候故近所の在郷の宿仕候朝六時より罷出晚の七時半頃迄爲仕候旨申上候得の晝食の如何仕候哉と御尋故與左衛門の辨當爲持候て被下候私儀の燒食(飯)被下相勤申候由申上候處に與左衛門の辨當ふるまい可申とり不申候哉と御尋候成程と先達て左様に申候得共日數之儀候故堅斷申候て不被下候旨申上候得はたわけたる事共にて此書付之判形のちいさく候得共いたくもかゆくも無之事に候ゆへ其分に候辨當をくはぬ損にて候小氣成男に候立番方より内證を與左衛門の申

遣候へと御意にて立蕃殿より被申遣候得の與左衛門殿されの左様に申候處迷惑させ申候とて腹立被申候由亡父瀨兵衛はなし申候

一江戸の御參勤之時分高岡(越中)瑞龍寺之御墓の御參詣被遊候御供仕何もつくはひ罷在候處に何やらんぐとくと被仰候殿様の御經を御讀被遊候哉と存罷在候得は次第くと御聲高に成候てなにと思召あらみまたものを御やしない大國御のつり被遊候程近くは毎月參詣可仕に所隔り常に不參候と被仰御立被成候得者黒柿の御上下に御涙のかゝりぬれ申を見申候て我等も涙落申候由亡父瀨兵衛咄承り候

一祖父山本久助跡目の伯父山本五郎兵衛に被下候壽福院様の御附被遊候得共未だ年若に御座候間御女中様の御附被成候事迷惑と御斷申上候其後御代官被仰付候得の勘定不案内に御座候由又御斷申上候物好仕候とてさんく御意に違ひ淡路守へ遣し候へ小家中にての酔にももろみにもつかはれ埋(鹽)付させと御意にて富山の被遣候山本瀨兵衛事午之助とて幼少の時分に五郎兵衛富山へ參候午之助母は久助後妻にて栗田先祖の傳兵衛姪にて候て午之助をそたて罷在候午之助名を瀨兵衛と改申候其後十九歳之時老母ふらふ相煩候故何とそ足輕成とも御奉公させ見申度と老母栗田久右衛門同四部左衛門同權兵衛にひたすら頼申候て小幡宮内殿の申入候得の津田立蕃殿の相談候處殿様御留守ゆへ何事も成申間敷候老母病中達て頼候の能州の小代官にあき有之候間夫に仕置候て來年御歸城被遊



御序に可申上候由にて小代官に罷成候て能州かぶとへ罷越翌年御歸城被遊御境之勘定帳上申候所此山本瀬兵衛と申者御存知不被遊候何ものに候やと御尋候故是山本故久助末子に御座候栗田四郎左衛門介抱仕置候て能州小代官に召置候由立蕃殿被申上候得山本五郎兵衛富山の被遣候金澤に久助子孫も無之候幸の事に候間金澤に召寄可被召仕候由金澤に罷出候組外に被仰付候其後新知被下候故微妙院様御厚恩に付此首尾の御尊之趣を津田先々立蕃殿被仰聞候由亡父瀬兵衛はなし申候

一野崎惣八笠間源六何事の達御聽御機嫌に違候哉江戸に御參勤御番帳出申候節右兩人名の無之候御番も成間敷哉と組頭山崎半左衛門殿に相尋候所如斯時分引込申候得の出鹽無之者に候間不構罷出らるへく候若御とかめ被成候の、手前指圖之段可申上候由被申候て御番相勤申候翌年御歸國に東海道御歸被成候御供仕候外の者は被召仕候得共惣八源六は御詞も懸り不申候大井川に高水如何と申候得とも御馬上にて御渡被成候節御徒衆御刀筒持申候者なけれ可申と仕候を源六御刀筒を取候て蒲川を渡り候得者源六ころふなど御懸遣り申候惣八浦山敷存候て川向の上申候得の御馬の沓切申候沓籠さら不參候故脇の茶屋に有沓を引ちきり參候て御中間と惣八として沓を打申候茶屋女まゐり候て錢を越候得大ちやくなどつらひはらりとなけ付申候得の御馬上より錢貳拾文計り取出しやかましいやつかなどつらひはらりとなけ付申候得の御馬上より御覽惣八いかへ事じやと御詞懸り夫より兩人とも御前直り申候由野崎惣八咄承り候

一或年江戸御道中にて何時にても餅を焼せてあがり可申由ゆへ火鉢に炭おこし荷ひ御料理人中村長右衛門馬の前に爲持て參候御好之時分餅焼上申候御駕籠際の御供人にも被下候由不破平左衛門殿咄承り候

一天守臺出來候節公儀御大工鈴木修理と申者臺にひづみの有之様に見へ申候由申候所此方御大工渡邊伊兵衛かね(曲尺)を持出し曲尺の手を合せ是御覽候得分厘も違不申候由爲見申候得の一段能候見違申候由申候御奉行衆も宜候由被申候其段達御聽候得の伊兵衛めちいさきやつに候得共大男の三人かけを仕候何をとらせと大分之被下物有之候由不破平左衛門殿はなし承り候

一御次に津田治左衛門殿古屋所左衛門殿杯詰罷在候處に治左衛門殿片ひさ立鼻毛を抜居申候を御覽候てあのやうな事を子供見習申間敷候殿様あのやうなたわけに大分の知行なせに被下候と不審に可存候あれでも大坂にていふ程の事よろつた程にと被仰候由神田傳八左衛門はなし承り候

一俱利伽羅長樂寺の御通之刻に罷出前に其時節之菓物を置御禮申上候長樂寺と御詞被懸候て何之御意(答)も無之に御供中とつと懸寄て進物をはい合取申候長樂寺の御意を聞と逸足出し逃込被申候さなく踏倒し可申と亡父瀬兵衛咄申候

一春日神主子なく相果申候掃除坊主之内筋目のもの有之御暇申上神主に成申候所江戸より御歸城之時分春日の前に装束仕罷出候間御目見仕候御覽不被成殊勝におしやると御意に



候御供中とつと笑ひ申候得のにけ込申候と川縁市之丞咄承り候

一御料理人長谷川徳左衛門先年東海道被爲入候時分關ヶ原御泊りの日道にてはこべの見事成有之候故乗掛馬にはさみ參候關ヶ原にの肴も無之に付焼干鱈にはこべをくはへ入たる御汁上申候得の度々御かはり被召上候間御前に召殊之外よき御汁に候如何仕候而存付候哉と御意故御先江參候時分道際に見事成はこべ御座候間關ヶ原の多分肴有之間敷とはこべを取乗懸につけ罷越候案のことく能肴(物)無之候間右之御汁仕候由申上候得の我役を心懸候事きとくと被仰御簞笥に有之候金子包ながら被下候内に金子壹歩五十八切御座候御汁壹つ仕候て大分之金子もらひ申候と長谷川徳左衛門自讃を承り候

一御出入衆の大坂咄を被遊候時分七日に手前馬之廻に有之者共軍法ゆるし申候間先へ參候て手に合候得と申候處はつと申かけ出し申ものい拾人と(計)も無之候日頃火之中へも飛入可申候と存候ものち(運)く仕候勇氣之者の餘無之者と御意に候此御咄承候度毎に只今存命の者も可有之と御耻敷事と汗をかき申候由藤田内藏殿被咄候幼少より如此之事承り候て汗を流し申候内藏允殿感心仕候

一飛驒守様江戸より御歸之御道中より痲病を御煩之旨申來候殊之外無御心許かり被遊候段々飛脚御使者又醫者も被遣候越中境に御逗留段々御快氣小松へ被爲入候扱御着被成候所御見番杯御付遠方迄御越と段々申來り候御登城被成候之旨達御聽候早御かけ出しも可被遊と奉存候得は先御料理被進扱相濟御前に御出候得の若きものうつけたる煩候てと御

意にて被爲入候何も兼て奉存候との格別成儀と驚入申候由別所三平咄承り候

一酒井讚岐守殿御出御歸之時分(御式臺迄御送被成候讚岐守殿中門迄御越候時分)何やらん飛驒守様江被仰候得の御玄關より御走付被成候て讚岐守殿へ被仰御歸被成候其内御玄關之上に御立御覽被成御入候飛驒守様何哉覽被仰上候後被爲入候左門くくと御意飛驒守に言事の何もかも埒明なと御意之旨飛驒守様之御事の能思召候躰と別所三平はなし承り候

一江戸御參勤之砌根來善左衛門大病にて御供不仕候所越中境に御止宿被遊候夜あれの根來善左衛門かと思召候氣分能參候哉との御意候中々參申様なる躰に無御座候由申上候得の儘に御次へ參候様に御覽候死たる物にて可有之候今度江戸供不仕候を残念に存たるものと思召候由御意候翌日越後名立之驛に御泊被遊候所へ根來善左衛門死去仕候事相知申候得のそれ見よ死たる物と昨夜被仰候事不便の事に候跡目無相違とらすると早々申遣候得と御年寄中の被仰渡候旨別所三平咄承り候

一天守臺御普請場御廻り被遊候時分小川庄左衛門御先立仕候て罷越候處天守臺之上より竹田市三郎被申候は庄左衛門殿路合の繩切申候得のあやまち有之候今少之向之方を御案内可仕と被申候處庄左衛門不構ゆけ鐵炮之まめきら様成中に居ても不中ものはあたらぬと御意に候北川久兵衛殿大坂にて御使番御勤られ候時分毎夜御使番貳三人御本陣に相詰罷在候得の夜毎に夜半御出被成御小袖御羽織御馬にめし候て御先手を御見廻あそはされ候と咄申候夫を思召候やと存候由小川庄左衛門咄承り候



一近藤嘉左衛門御露路之御用勤申候菊にやしなひ仕候事七月すへより仕候か宜敷候由上方にて申候と中村久越申上候故其通可仕と被仰付候或時御花鳥へ御出被遊候得のやしなへ仕候躰に候ゆへいかと御尋被成候ゆへ嘉左衛門まへかとよりやしなへ不仕を惡敷候とて仕候由申上候さんく御機嫌惡敷候て御志かりわたまを御杖にて二ツ御たゝき被遊候て被爲入候喰違之柴垣を御廻り被成候御後影之見ゆ申候時分嘉左衛門わたまをなて御露路者共に向へ御主の無是非物に候傍輩ならん安房守殿にても只一打に可仕ものをも申候を御聞被成御入候翌日御用晴に(精をカ)入相勤候由被仰出御加増五拾石被下候旨近藤嘉左衛門咄承り候

一越中の船見邊に今井村と申村有之候奥村十郎左衛門殿改作奉行之時分御郡廻り仕候時節に付候て参り候肝煎百姓共に小松之邊にも今井村申有之候同名と申候得の小松邊之出村にて御座候由申候故是の遠所ゆ之出村と申候所に其事に御座候微妙院様(公)江戸より被爲入候節此所の田地に可被成所と御意にて十村(名主なり)共に御詮議候得の五百石出來可仕由申上候山本清三郎岡田左七杯と吟味仕候所小松ゆ被爲入今井村之百姓子供二十より三十迄之者男女夫婦被仰付家貳拾軒之積り農具家財も被下候て家作出來被遣候其時分明日罷越候と申前日に御城ゆ呼寄御居間之御庭へ被召出御覽被成候品川左衛門殿にあれく御覽候得の一段健成者共作も可仕候御領國の何方も同事なから御城近邊より遠所ゆ被遣候故不便に思召御覽被成候旨御意候得の未若き者共に候得とも一同にとつと泣出

(立)申候夫故今に毎月十二日に御茶湯仕村中精進仕候由申候外之村にての精進仕候事相尋候所に今に堅く其通と申候間慥成事と奥村十郎左衛門殿はなし承候

一上村孫市百姓を打擲仕候得の死申候此儀承届候とて公事場へ呼出尋申候所孫市腹立(立揚り)其首尾の不申手前似合に男道相勤申候各の我よりよわきやつを仕伏首取候てさへ自慢顔にて候手前我より強きやつを相手にして首も半分取かけられ候をはね返し討取申候わたまを十文字にわられ申候とてわめき譯立不申候此段奥村源左衛門殿言上候所こらへて其分にせよ物の道利を合點するやつなれの我等程に取立申者に候と被仰候故其分に被成候由別所三平咄承り候

一江戸御屋敷時廻り足輕今夜八ツ時に廻り申者呼寄候様被仰出候割場奉行召連罷出候所に御露路之坂之下御門番人を嚴敷起して火の廻り申付深寢(夜)入油斷成事と叱申候奇特成事に思召候旨被仰出金壹歩三ツ三切被下候旨藤田内藏允殿咄承り候

一竹中德齋能御奉公仕手も能書御用に立被申候御取立被下候様にと御年寄中より被願候所德齋用に立候事とくより合點に候得共家中大勢に大分之知行を用に不立者共へ遣候てあちらへ堀込れ候德齋壹人責てわれの堀出しにさせよと御意之由別所三平はなし承り候

一山本瀬兵衛御用候旨小松より被召候て罷越取敢す罷越候故いつも何にても輕き物上申候を打忘て参候間何にても有之候得の借候へ調候て返可申候由御臺所奉行佐藤久右衛門に申候得の今朝何方哉覽より榮螺一折上り有之候由借申候に付上被申候所夏故壹ツ貳ツく



さき有之候を御覽被遊主に物をくるゝにくさり物くるゝ事有之物に候哉と以之外御機嫌あしく候故久越罷越さんく御叱之段申聞候に付近頃迷惑仕急に召候故獻上物打忘罷越候に付御臺所參候而佐藤久右(左)衛門に何を有之候の借候へ相調追付返可申由申候得の榮螺を借申候心せさろく見届不申候て少し悪敷有之と奉存候旨申上候此段久越申上候得の夫か申譯に成事か夫はいなかなたわけの披露にて候久右衛門いなか不遁者故頼申候得共久右衛門といふやつ親をかぎり子を限たれか物之用に立を借申やつに無之候夫を重寶に臺所奉行にして置をいなか一門として身にするの彌たはけの至極に候早々調置候得と御意候故金澤の早速申遣榮螺取寄上申候所初の榮螺より大にて新敷見事なるをくれ候目錄に印を押し遣候後久右衛門かはに瀨兵衛を懸たるのと御笑被遊候昨日之御叱今日之榮螺見事成とて御慰に成候由久越申聞笑候旨亡父瀨兵衛はなし承り候

一月拂と申候て方々より輕き御進物下緒柄糸扇子筆墨之類月々晦日々に挾箱之蓋に入上り申候得の何もにとらせと御意御次にて配分被下候年拂と申の十二月廿日過に御家中より上り申候送物道具等長持の蓋に入上り申候一腰く御覽被成是は誰にとらせ候へ是は御納戸に入置候得と被仰候由藤田内藏允殿咄承り候

一 大燈和尚之筆梅演(溪)之二字之掛物の大坂より御歸陣之時分御覽被遊候其後御所望に御座候所寺之什物難指上候得共御家あり限り寺有限り現米百石毎年被下候の爲に御座候間可差上之由被申候得者奇特成申様に候其通可被成旨今に至り大坂着米百石薪の酬

恩庵へ被遣之候年々に高直なる御道具に成候由今枝伊兵衛咄承り候

一 無準和尚之掛物小堀遠州より東福寺之什物之内所望之所寺修覆仕度候間金三百枚被下候の指上可申由先入御覽候旨參申候内々御所望之道具に候故別而御満足被遊候代物金三百枚にての拙者の床に掛申事不足に候五百枚被遣度由にて五百枚被遣候遠州も御尤なる御儀に候と是にて五百枚之御道具に候住持も難有かり候由京江戸之取沙汰に御座候旨今枝伊兵衛咄に承り候

一 小堀遠州御出之節御咄の砌古田織部焼され候茶入之内宜敷織部も茶の湯に被出候茶入御座候哉と御尋被成候處に遠州御申候はきたくの御座候茶入餓鬼の腹に能似申候とて餓鬼はらと名付申候茶入一段見事にて候よし御咄候其趣を書付京都にて尋申候様に高田彌右衛門方被仰遣候所町方に有之候成程上可申候旨申候代物之儀相尋候へ何も申候は御大名様御尋之事に候間金五百枚と申上候得とて金五百枚と申越に彌右衛門其段申上候所に遠州被遣候遠州御覽候て成程く此茶入之旨申來候故代金可相渡之由彌右衛門へ被仰遣候扱其後遠州御出候時分右之御茶入にて御茶之湯被遊候其以後別所三平御使に被遣候時分此茶入之事御申出代金何程被下候哉と被尋候故持主金五百枚と申越候故其通に被遣候旨申候へ遠州横手御打候て御尤に候御大名左様に被成候ゆへ織部焼に代付申候泉下にて悦可申と御申候由罷歸申上候旨今枝伊兵衛咄に承り候

一 公儀御舟あたけ丸出來以後御成被遊候節微妙院様(公)御出被成候様に被仰出候御出之日



正宗之小脇指を御差可被成候由被仰候故船中にて候間御刀も遠慮可有之候間せめて御脇指の長きを御指可被遊候哉と竹田市三郎殿被申上候得何を存てと御同心被遊す候扱御船にて御座敷も狭く御座候間御脇指も御供船に御殘置候様にと御目付衆被申候故陸奥守殿例之朱鞘之大脇指も御被置被成候微妙院様(公)小脇指故短くつかへ申候事も無之と被仰候て御脇指之儘に御同船被遊御故公方様と微妙院様(公)下(同)まで御帶劔に候御歸り被成候て市三郎殿に御咄被成候て夜前より此御了簡にて小脇指を御指被成候若猫か合點する事に無之と御意候得市三郎殿左門殿(死)など被奉感候市三郎殿被申上候の政宗殿さへ御合點不被成大脇指御指候得は若猫も合點のせぬ儀と奉存候由申上候得の以之外御機嫌克御笑是の出來た〜と御意の由別所三平はなし承り候

一大猷院様板橋御鹿狩之節筑前守様御供御出被遊候御腰物は大物切りやら木之御腰物を御指可被成候由被仰候段微妙公様御聞被成不可然思召候ちやら木の黒瀧の長刀指料物切に御座候得共下作物に候何を上作物指可被申候若鹿杯被切打折申候時分下作物の如何と存候由被仰候得の筑前守様も御感心左文字の御刀御指被遊候由脇田九兵被咄承り候

一癩共相摸と九位介物もらひ申候境目を爭論仕候て下にてあつかひ候得共鎮り不申候達御聽候處領境之事は國持大名も大事に仕候兩方堪忍不仕事尤に候於手取河原四方百間に鹿垣被仰付地を御かし可相成候間此所にて兩方何も切死に可仕候尤檢使も御出し被成見届候様可被成由被仰出候得は兩方堪忍可仕候由申上候所兎角事之序に此度埒明可然之旨御

意候得共堪忍可仕候由申上候左候の、以後一言も申間敷候之旨兩方共證文爲仕可申候何の用にも立ぬ癩とも此度切死にさせ川にまくり流して掃除して國中を奇麗にすへきと思召に候得の堪忍か迷惑と御笑被遊候由今枝伊兵衛はなし承り候

一改作に被仰付候初年三ヶ國惣皆濟仕候儀を早飛脚參候處聞番呼候得と被仰出藤(吉)田内膳罷出候得の松平伊豆守殿に罷越候て只今國許より早飛脚罷越内々申入置候百姓方收納之儀無相違皆濟仕申候旨申越候御案内申入候由可申旨被仰出候内膳も是は早夜四つ時頃候故明日にても不苦候と奉存候得共罷越候得の取次も不合點成顔にて大方頃は夜半過伊豆守殿も御休み可被成と存候處に暫候て書院の方に段々火を立申候如何と存候得共伊豆守懸御目御返答可申由可罷通候得と罷出候得の伊豆守殿御逢御國許百姓方内々被仰付候通に御申付候處惣皆濟仕候旨早飛脚到來候旨扱々珍重御満足察入奉存候今夜にも達上聞度候得共及深更候間明朝言上可仕候上様にも御喜悅に可被思召候御手柄成義と奉感候(心)旨御返答被仰聞罷歸り申上候扱は大事之儀と初而奉存候旨藤(吉)田内膳も申候旨藤田内藏允殿咄承り候

由比勘兵衛山奉行之時分野田山に松を切廻し仕置候所承付申候て罷越候處松取に參候も數十人有之候へ共にけ失申候て兩人召捕罷越候處本多安藝守殿之者にて青木頼母と申給人罷越下にて御事濟申様に扱候得共勘兵衛不承届禁籠仕候申候江戸より微妙公御歸城被遊勘兵衛を小松に召候て御奉公情に入申候由被仰出候其頃迄は勘兵衛の彦市と申亡父



勘兵衛次男故配知百石被下候處二百石御加増被下都合三百石致拜領候名をも勘兵衛に相改可申旨被仰出候扱又亡父勘兵衛の大坂之時分榮螺之張懸之冑指上申候て御陣中にて一度被召出候其後被返下候今に有之哉と御尋候處幼少にて亡父相果候故委細之儀は不奉存候得共榮螺之能張懸之冑は所持仕候由申上候得の取寄可入御覽之旨則御覽に入候所成程く此冑にて候由秘藏可仕とて被返下之今に由比勘兵衛家寶候由外祖父勘兵衛咄承り候一飯田忠左衛門御郡奉行被仰付候時分此處の上田此所は中田此所の下田と申候所に何と仕候て委細に存候哉と御尋被成候得の土をなめて見申候得の上田のあまく中田のすく下田のにかく御座候由申上候扱々夫程に心懸候事無比類事と御感心被遊候御役人も心懸違申候由小泉勘十郎殿咄承り候

一微妙公御鷹野に御出之時分御馬之足音にて此所の上田此所の下田と御意にて御尋候へり御考に無相違之由宮井彦九郎咄承り候

一傳燈寺御修覆被仰付候奉行宮井彦九郎被仰付候時分入用之竹葎等請取申事金澤にて受取申問敷候傳燈寺の持付させ請取可申由作事奉行の可申談候金澤にて受取候へり惡敷竹も相渡候傳燈寺にて撰嘩取に仕候へり撰出し申候竹取て歸し候事故金澤にて能を撰越可申候由御教被成候加賀守様御代始に候間五七年も修理被願間敷候寺の他國僧も參申ものに候間五七年もこたへ申様に入念修覆可仕候由被仰渡候旨宮井彦九郎咄承候

一江戸湯島天神に只今喧嘩有之候由達御聽候得の射手異風番人之内片岡七郎左衛門不破四

郎三郎兩人早々天神の罷越此方之者に候へり召連可罷歸由被仰付候處他所之者にて此方之者の其日に限壹人も參合不申候罷歸其段申上候得の一段と御機嫌よく御座候由片岡七郎左衛門咄承り候

一碓井峠にて錢を御まかせ候得の三拾計成大男之山伏罷出子供にひろのせ不申皆々取申を御覽あれくと御意被成候故片岡七郎左衛門かけ出後より引たをし候得のころりとたをれ申候を御覽被遊大鷹か鶏取たるのと御機嫌に御座候由川緑市之丞咄承り候

一微妙公被仰候の舌切雀と申むかしを子共の語申候の物知たる者の作りたる物にて候あの昔にて人間の濟申候老翁(父)慈悲成か老婆(母)か不慈悲なるちがが輕き葛籠もらひきたるの少欲ばか重き葛籠をもらひたるの多欲老父か宿まて葛籠ひらかぬ事の約束をたかへぬ也(以下本元)「ば、か道にて葛籠ひらきしかぬ事の約束を變したる事」是を合點すれり

世上の濟事と被仰候由藤田内藏允殿咄に承候  
一神保長八に我が祖父脇田九兵衛方の心安者共寄合咄申候時分まわき殿様と言かと御尋に候故いや左様之事の不承候御物さらしとの申候由申上候へり左様に申問敷と御意候故誓言をたて、申上候へり夫はいな事にて候年寄候得の殊之外あわく成候昔に違ひ加増其外とらせ候事も二三度も思案する昔の思ひ寄と其儘遣し候と被仰候由神保八左衛門咄に承り候

一或年之暮金壹歩を御文庫の蓋に入御前に被置人々罷出被下候時分つかまれ次第につかみ



頂戴退出仕候何も片手をつき片手にてつかみ申候細源太左衛門罷出兩手にてすくひ申候故皆片手にてつかむにあればと御意候得はつと申候て兩手にすくひ申候一步を懐中に入また片手にてつかみ頂戴退出仕候扱々にくきやつと被仰御笑被遊御機嫌能御座候由別所三平咄承り候

一微妙公根智(津)越とて姫川之上に御通り被遊候時分大所と申在郷に御止宿被成候所に山中故何も肴等無之姫川満水に候川向迄は方々よりの飛脚献上物數多持參仕候得共聲々屈なから山川故深く難越候此段被聞召和田十左衛門に矢筈にはひ鷹(鶴)のへを付て向の岸へ打付扱其跡に細き細引を結付遣候て段々大き成演引に仕兩方之岸に留させ候様に被仰付候て繩越に仕候へ自由に往來仕候旨中西小左衛門咄に承り候

越後山の下駒返親不知之近所青海之問屋十右衛門確井近所坂本之問屋佐藤甚左衛門坏殊之外御懇に御座候由私共覺申迄存命仕罷在候一宿仕候時分其儀申出難有かり涙を流し咄申候右の仕合故御家中にも馳走仕申躰に御座候

一微妙公中村久越に人を仕ひ候事を存候やと御意に候久越不奉存候由申上候得は其方が能まりたる事にて候と被仰聞候其方の能物を書申候筆は能相に結ひても入念たるも同事かど御意候故入念候か能御座候と申上候處に夫の荒筆か能候哉またつかひ馴たるか能候哉と御尋被成候時仕ひ馴たるか能御座候と申上候扱其つかひ入宜敷筆の如何仕候哉と御尋被成候故夫の能ぬくひさやを仕置候て人の物を頼候時分取出し書申候めた物に仕ひ申候

御得の頼て先切用に立不申候由申上候得は又筆は其書申物に寄りこはき和か成大小杯も違ひ申候哉何にてもひとつに候哉と御尋被成候故紙により又文字之大小によりこわき和らか成大きさにも大小有之候旨申上候得は其筆の心にて合點可仕候惣て家來共の内を見立申候に生得うつけのやす筆にて用に立不申候生得利發成者を見出し遣ひ申候夫とも始は筆のこどく能無之候の此方之心入も不存又家來之心も不知候得共次第に様子を覺候て宜敷用に立候夫をめた物遣ひ候得は人之元氣も續かす頓て病者に成候て死申候筆の如くによやすめ置候心得にて加増杯とらせ心安き事に遣ひ置候て何を御事之有之時分誰は是によかるふ彼は是に宜かるふと役を申付候への用に立候其事濟候得は又褒美を申付心安き様に致し置候への人も久敷續き用に立候よきとめた物遣ひ候事頓て仕損しも出來人を失ひ申候其方が筆をつかふ心にて能合點せよ人に得手不得手も有之物に候筆之儀に應ずるかどくにて候と御意に候不破平左衛門殿元掃部と申時分御側にて承候由咄被申候

一微妙公或時内藤外記殿へ御咄(出)に家來共も物をとらせ候て悦申者の仕ひ能候物をとらせても不悦者の六ヶ敷候夫の意味おもく遣ひ不申候への合點不致候左様之者の大事之用には立申候由御咄に候への外記殿奉感候今般左様之心付之有之主も世の中に無御座と御申候由藤田内藏允殿咄承候

一微妙公或時内藤外記殿へ御咄に手前隠居之身にて毎日木具にて喰致候事奢之儀と存塗膳部に可仕と申付て一日二日たへ候得共むさき様にて其後又木具にてたへ申候過分之事に



候へ共責て是程の事へと如斯と御咄の由藤田内藏允殿咄承り候

一岡田豊前守殿の或時微妙公被仰候の御亡父將監殿の御役も被仰付老中之席にも罷出僉議にも懸申人にて候御手前御亡父程に成候得の一段の事と被仰候得の豊前守殿如仰亡父將監の各様之御前の罷出候ても物をも能申候中々私杯之及申者にての無御座候去共一ッ合點參ぬ事御座候私儀無妻にて可罷在と奉存候處達て縁組可仕候様に申候色々斷申候得共義絶可仕候由叱申候ゆへ不及是非縁組仕候此儀合點不參候由御申候へ殊外御感被成夫は御手前尤に候御亡父より分別宜敷候是を承り候へ「御心安」(愚案)も有之段初て存候萬端御相談可申候と御感候て各方之様成小身衆縁組不入事と被仰候豊前守殿忝仰にて私之了簡分別も無之事のなきと安堵仕候由御申候扱御歸候後竹田市三郎殿被申上候の今日岡田豊前守殿無妻之了簡に御座候所將監殿是非にと被仰候事御合點不被成候由御申候得の御前にも各之様成小身衆縁組不入事と御感被成候豊前守殿御旗本にて五千石の能身上に候御家來小者共に迄も誰か娘の彼に遣候得と御指圖にて縁組被仰付候處に如何之儀にて豊前守殿の無妻可然事と御意に候哉と此段合點不參候旨被申上候得の御笑被成うつけたる事を申候主之ために(以下々本元)「家來に妻子爲持たるは能候」家來方に「妻子もたぬか勝手能候と被仰候旨竹田市三郎殿直に咄に承り候由朝倉主馬咄承り候

一元祖津田玄蕃殿忠三郎と申十三之年極寒之時分古筆を煤出し被仰付候とて器に水を入古筆を御付させ候得の浮上り申候を忠三郎おさへと御意候故はつと申候て水中へ兩手にて

押付居申候其内に御鷹野に御出被遊候其時分朝五ツ時に候其日暮時分に御歸城被成御覽被成候得者未た其儘おさへ居被申候色もかわりて被居申候是の御意やれくわの子の酒をあつくかんをして飲せよと御意扱々愚痴成またき男とて御叱被遊候得共其晚一倍御加増被下候其後彌出頭に候則先祖玄蕃殿咄を亡父瀨兵衛等談承候旨承り候

一或時御下屋敷より今枝民部殿御用有之召候付罷出候得の加賀守様人に物を被下候事を御存知不被遊候ての御大名はならぬ事に候御近習之者に可被下候由金壹歩貳百切紫帛紗に御包御渡し被遊候加賀守様御十三歳之時分と覺申候由吉田覺右衛門咄承り候

一品川左門殿は加賀守様御附々被遊候常々御意被遊候の微妙公御心を加賀守の御うつし被成候の左門にて御座候由御意を何も承候右之仕合兼て被仰渡も重々有之由に候夫故に左門殿追腹之心得無之候然所に一ヶ月立追腹可仕候由於寶圓寺追腹に候其時分材木町に借宅明日追腹と申前日藤田内藏允殿三十郎とて幼少之節暇乞に參候所對面にて御自分へ加賀守様へ幾久敷御奉公可有之候手前江戶より申來追腹仕候事加賀守様御爲に宜敷候旨に候加賀守様御爲に成事に候得者早々切腹可仕候と奉存明日切腹仕候由咄にて御座候由藤田内藏允殿咄承り候

微妙公御領國中神社佛閣御建立被仰付候の皆以爲加賀守様武運長久と御書付させ被成候扱こそ御長命萬端御中興被遊候事微妙公御祈願之故と老人共亡父瀨兵衛の左様に咄申候一伊藤内膳殿祖父伊藤掃部殿別所三平祖父別所孫次郎殿の台徳院様御近習に被召仕候兩人



被討果候東武實録にも委記之候其孫共は御家へ被召出候節(以下二十二字本元)内膳殿の先達て被參候に付後の三平被召出候節幼少に御座候之間内膳殿へ三平事の其方古傍輩之筋に候介抱候様にと微妙公被仰付候故別て懇意に被仕候旨別所三平咄承り候  
 微妙公御參勤之節從小松御供仕罷越候所に泉野入口右之方の小松原に候此所にて瀨兵衛と召候て向之松を見て參候へと御意に候故はつと申かけ出參り候堀切有之候ゆへ飛込申候得の腰切有之候を漸々向へかけ上り申候て松を見候得と合點も不仕候得共先かけ出申候故松之大小間々之遠近を見候て追付申候得の才川橋之上に御駕籠被立候て川之上下被遊御覽候て被爲入候所へ走付申候松を見申候得の或は壹尺廻り或は六七寸廻り入交り御座候又間に或の六七尺或の八九尺も御座候旨申上候處に被聞召何之御意も無之候少御早言にて聞請不申事も御座候得共押返し奉窺事も難仕かけ出し申候夫より御供仕淺野屋へ被爲入候私(以下十五字本元)にて御雇被召仕候故小松衆之通に加賀守様より之御料理の不被下候者に候罷歸翌朝御供に揃申等に候處御用候て罷在候様に被仰出候其後方々より上り申候井櫻菓子一組被下候是をたへ火之廻り申付可罷在候由御意にて御座候故泥に成候裝束仕かへ御旅館に罷在候得の御夜詰過頃に御祐筆安井源兵衛硯に紙を持奥より出申候て潜々御吉左右と爲知候扱暫く有之本多安房守殿御呼只今御前へ召候由御申御誘引罷出候處常々律儀に御奉公仕候に付新知被下候旨安房守殿被申渡御墨付被下頂戴仕候處精出し勤候へ取立候半と御意に候尤御旅館に罷在候て風と罷出候故上下も着

用不仕候希代之珍事と諸人申候由亡父瀨兵衛咄承り候

一小松にて御作事御座候と節横目にて罷出候處に御出被遊御覽天井縁はそく幼稚に候とて御大工渡邊伊兵衛を殊之外御志かり張立候天井を下より御自身御つきやふりは皆打こはせと御意にて候故はつと申かけ上り材木切をもつて棚のつり候て有之を微塵に打破り申候得のはあゝと御意被成こわし不申所と相見へ申候其儘に被爲入候扱々不興成事楚忽千萬と何も申候迷惑至極仕て御次へ罷越候て品川左門殿を待罷在候て逢申只今御供被成御覽之通魚相成事仕迷惑仕申候何分にも宜頼入候と申入候得の左門殿被申候の此間御好にて出來宜之由被仰付棚に候不興成事に候へ共乍然被爲入候時分瀨兵衛めか棚を微塵に仕候得共あの様な事の叱らぬか能候若きやつをの火の中へも飛入様に仕立ぬの闇敷時に用いたゝぬと御意候間御叱の被遊間敷候由御申聞候と亡父瀨兵衛咄承り候  
 長崎より大坂迄津々浦々船數大小付立此舟共を借可申と申候の、貸可申候哉承り持主を付立參候得と被仰渡罷越帳面に仕立上之申候此舟共之内浦々に五艘三艘去方へ約束仕候故難貸と申者御座候其趣も書記上之申候骨折申候由拜領物をも被仰付事濟申候二三ヶ月相過候而御用有之由にて御夜詰に召候何之御用も不被仰出御夜詰相濟申候奉行人中村久越も歸申體故尋候得の左門殿未御歸り無之候左門殿も御歸り候の、見合御歸り候得と申候て參候例之幸若小左衛門も歸申候後左門殿御出御誘引御寢間へ召候而先頃上申候帳面御出し此船之内外へ先約之方尋候ても不申聞候哉と御尋被成候故随分相尋候得共少去方



と申候而不申聞候旨申上候へ其筈と御意帳面御なけ出し火中せよと被抑下書迄燒失申候其時分の口外不仕候年月久敷事故咄申候由亡父瀨兵衛申候

一奥村河内殿屋敷之下之石垣損申候而御年寄衆被仰渡正月八日より佐賀隼之助と兩人罷出御普請出來候微妙公御歸城小松に而右御普請算用帳面上被申候處以之外御機嫌惡敷是の御存知不被遊普請之旨御叱に候故御留守中に御座候故年寄中列座にて申渡候に付相勤申候由申上候得の(以下十九字本元)「年寄共に知行もらひ候哉との御意故御知行」殿様より被下候得共御留守中の年寄中列座にて申渡候儀の御意同事と心得申候私共之様成末々之者の勿論大將歴々も違背不仕候由申上候得の河内屋敷下故出たるに仕候哉と御意候故正月八日雪中に出たるにも迷惑に御座候得共御奉公と奉存候故罷出候夫か御意に違候得の大損仕候由久越に申候に付一々其段申上候言度まゝ申候水を食わせと御わめき兎角奉公すさしや毎日朝より長圍爐裡の間へ相詰候へと申候向五六日計何之御用も無之毎日相詰罷在候御島之瓜杯被下候て相詰罷在候者共書立上り申候に御點被遊何も被下手前壹人毎度不被下候さらし者の様にて見苦敷御座候故七月十二日に兎角金澤に罷歸り候多分腹切可申候其かたか瑠明増と存小松にての栗内權兵衛方を宿に仕罷在候權兵衛に罷歸り御旨申候得の御機嫌直り申候哉一段と申候御暇不被下候得共十二日の朝早々に罷歸り候早速達御聽候哉瀨兵衛罷在候哉と御尋權兵衛方へも尋に參り候處に金澤へ罷歸申候由に候得の中村久越承り候而呼ひに遣候様にと被仰出早飛脚參り候手前金澤に參着行水仕候處

へ申來候湯漬たへ此行水か切腹前之行水と存罷越候御夜詰半に小松へ罷着候而久越を以其段申上候處左門殿之申様玄蕃殿被申渡候の於堂形米三拾儀被下候盆前仕拂も可仕候間伊藤内膳殿に申聞高直に拂銀子相渡可申之旨被仰出候不存寄事難有段申上候今夜(迄)の山本瀨兵衛御叱置候得共御暇も不被下に金澤へ罷歸候ゆへ呼に參候多分可被仰付と何れも申候處に是のくんと申候覺悟にて罷越候への格別之事に罷成候腹をさすりく大分之銀子受取罷歸申候旨亡父瀨兵衛咄にて涙を流し候

一卯辰山に禪寺有之候但し寺號の致失念候此住持遷化弟子坊主兩人衣類手道具銀子等長持に入候而組合之寺方之封印右兩人弟子預り罷在候處に或夜盜人入候而兄弟子(本以下二十八字脱文)「を切殺申候おと」弟子起合候得共右之體を見申候而逃申候へ得」追懸あたまを一刀切申候得共にけ延縁之下へ隠れ翌朝近所之寺方へ案内申候右銀子諸道具盜取參り申候彼手負請申候坊主公事場へ呼出候而奥村因幡殿被出被承届候山本瀨兵衛も御横目役にて罷在候此坊主申候の兄弟子寢申候處少々間も御座候處にかた「た」と申候故(起出候へハ盗人血刀ふり申候故)おそろ敷にけ出候處に追懸後より切申候旨あたまより八九寸計之疵負申候縁之下へ隠居罷在候其後人音も鎮り候得共おそろ敷夜明け申迄聲も立不申候夜明け罷出兄弟子を見申候得の切殺諸道具金銀盜取申候由此趣に候間小松へ瀨兵衛罷越候而言上仕候様に因幡守殿被申候而罷越申上候處是の手負申候兄弟子め同類に候間拷問可仕候由御意に候故右申上候通り弟弟子手負申候而罷在候口上之段々重而申上候得共辨口不



申罷歸因幡に可申聞候因幡の合點可仕と御意に候故御無理成事と奉存候而罷歸り因幡殿へ右之段々申候へ何共合點の不被參候得共殿様之御意にの奇妙成事候間吟味仕見可申と明日公事場へ出候様に御申候而罷出候扱翌日公事場の右之坊主呼出候因幡殿御申候の訴人有之其方申合兄弟子殺し金銀盜取申候由申出候此上の白狀可仕候有跡に申候の、出家之命は御免可被遊候陳し申候の、拷問可仕候其上にて白狀にての死罪無遁事に候旨段々御申聞候得の左候の、白狀可仕候浪人もの兩人申合兄弟子を殺し金銀盜取申候先住遺書に兄弟子は後住之跡に承及申候故右之兄弟子相果候の、寺も取可申候左候の、諸道具銀子も返し可申候左なくの金銀分取可仕候由右兩人之浪人申候故同心仕候疵無之候の、御吟味に六ヶ敷候半と少疵有之候て可然と兩人申候て切申候由一々白狀仕候て同類兩人も召捕禁牢仕候因幡殿も是の、と御申候て此段小松へ罷越候て可申上候罷越申上候處被召聞則御前に被召出見たか、と被仰尻餅を御かち六尺計御すり出因幡の何といふたと御意候故罷歸り申聞候へ合點の不被參候得共殿様之御意にの奇妙成事も候間吟味仕見可申由申候て翌日罷出右申上候通りにたまし申候得の白狀仕候と申上候處奇妙成事更に無之候手疵之見様を合點せぬ故に壹尺程疵口有之と先日申候時に聞と其儘其坊主め同類と合點したるの丸きわたまを疵口八九寸切申程なくかけ切申候にはちの割れ不申事は無之候はちに當り申候ての死なす共夢中に成可申候公事場の出申候て言語あさやかに被申ものに候哉夫は申合上をそと引申疵とはや合點たたるぞと能如此事に心を付よ

どの御意にて我を折りたるかと御笑被遊候て因幡か申ても奇妙は少もなきぞ同し人間しやと心を付るとうかど見るとの違じやそと被遊御意御機嫌にて同類三人共生胴にせよと被仰出候亡父瀨兵衛咄申候

一微妙公江戸より御歸城(國々)之刻越中白石村之内御通之時分百姓居屋敷之内に作置候物を御覽被遊候て俄御機嫌惡敷成候て郡方成立不申事郡奉行改作奉行共合點せぬ故とて御わめき御供之内に氣か付たる者有之か尋よと御意候得共誰も見とがめ申者無之候人々被尋候故山本瀨兵衛申候の白石村中にて百姓居屋敷にはうき木を畠に作り置申候此事にて候哉はうき木は屋腰(脇)溝縁杯に植申物に候何方にてもそたち申物に候白石にて見申候の大豆小豆其外何を植ても能所に作置候を私に如何と見申候此外心付申事無之由申上候夫を御聞被成候て瀨兵衛と召候て成程をれよ、小松へ參り着候て伊藤内膳杯へ申聞候得と御意候故小松にて内膳殿へ委細に申入候如此成事をも早御心付被遊候と亡父瀨兵衛咄申候

一微妙公御意に惣て百姓の鷹の肉仕申様成物にて御座候肉能候へ鳥取不申候百姓肥過候得の農業を疎に仕候肉よわく候へ鳥取放申候百姓つかれ候へ田畠之やしなへも仕得不申候又百姓肥をむさき物と存候へ最早、農作すたり申候と被仰候と津田元祖玄蕃殿御咄承候由亡父瀨兵衛咄申候

一微妙公薨御之年亡父瀨兵衛に子に持申候哉と御尋被遊候故壹人所持仕候と申上候得のい



くつに成候哉と又御尋候故二歳に成申候旨申上候得の夫の幼少なれ何之用にも立不申候御一生之内に被召出候事成不申旨御意候伊藤内膳殿杯脇に聞て居申候て成人之子にて候い可被召出と思召候て御尋之躰難有事と何も被申候左候得の其方の被召出微妙公に御奉公申たると申者に候間親之忌日よりのおもく精進可仕と申付其通に心得又せがれ源太にも代々申置候事に候

一微妙公御暇被進候御飛脚參候得の御迎に何も罷越候城戸七左衛門山田市左衛門山本瀬兵衛三人同様にて越中境迄御迎に罷越御待請御供仕候或年何も承懸に我先にと駈出し候故瀬兵衛も罷出候得の前田對馬守殿に竹橋にて追付申候處御迎に參候哉同道可被成と被仰ひた物參申候内越中境迄參候私共の例年是に待請御供仕候御堅固に御供御歸可被成と御暇乞申上候得の爰に居申事か有ものか手前と參候得とて前巾着より金壹歩貳拾切御取出し是やる路銀にして參候得と被仰候故それならい可參か同道して參候得の信州田中にて御駕籠に參合對馬殿御目見候への御駕籠立候て金澤之事御尋被遊候十間計御跡に瀬兵衛居申候への其所へ御駕籠參候て御覽付御ゆき成に召候て道中之事杯御尋被遊御供可仕候由御意にて御供仕候其夜善光寺御泊にて羅紗之御羽織被下着用御供仕候由被仰出候扱境へ七左衛門市左衛門參候て尋候得共見へ不申如何と申所へ御供仕候て參右之段々を申候への腹立申候得共對馬殿手前と是非參候得と瀬兵衛引道にて參候瀬兵衛達て斷候得共さひしさに連て參候こらへ候へと被仰候故去いても不申候今時の世の中に存くらへ候へ

の成事に無之候と亡父瀬兵衛咄申候

一微妙公或年越後新潟の方への川たりへ「金澤本如此」御鹽を被遣御拂可被成候慥成者藏宿相極候様にと山本瀬兵衛被遣候あなな參候て藏宿承立申候處之者共の殊之外悅申候扱承合候得の鹽直段之體運賃藏敷其外入用考見申候處御徳用無之事に候故其趣委細申上候得の玄蕃殿迄被仰出以外御機嫌違候而辨口成事を申越候御鹽藏宿慥成者極候得と被仰付候損徳之事おのれに誰か考と申候哉と以外御意候故早々藏宿縮仕證文等上之申候得の宜候而御鹽被遣候少々船着岸藏入見届罷歸候後承候への子細有之事と瀬兵衛咄申候一毛利庄兵衛前髪有之時分衆道事にて騒動有之鶴松と申者半裂に被仰付候只今之鶴松谷と申の其時る名付申候此時取持申者何も御刑法に候此内に三山市兵衛幼少より召仕候草履取有之候由此者市兵衛に御預置候所欠落仕候に付市兵衛に尋出可申候右之者出不申候の市兵衛曲事に可被仰付候旨被仰付候處市兵衛相尋不申候て毎日美食料理酒をたへ心安き者共を呼集咄申候何も相尋候得と申候得の市兵衛申候の欠落他國へ參候者知れ申間敷と存候迎も尋付不申候者故に精力を盡し老人か命をおしみるき廻り終に詰腹切申など老人にわらわれ候よりの如此たへ度物を食ひ樂み其後切腹可仕との覺悟とて右之通に候件之草履取越前に罷在金澤之様子無心元存金澤よりの旅人に承候への三山市兵衛御家來御預置候者欠落仕候とて三十日之内に不尋出候の市兵衛切腹可被仰付之旨にて笑止事と咄申候付久々之主人及迷惑候ての生甲斐無之と存夜中に立歸り申候て御身之上に御



難儀之出来と「承り候て罷歸り候」(存夜中に立歸申候て御身の難儀とはらひ可申さ如此候々)公儀より御出し可被成旨申候得の市兵衛扱々奇特千萬に候手前事七十に今少之身に候年若成者生害させる事は不便千萬に候又立退可申候由金子拾兩取出拙者切腹取置候爲に殘置申候金子に候得共炭二三俵にて濟申事に候間路銀にとらせ申候條早々立退候様に申付候得共不存寄事に候罷歸り申もの何程御意候とて立退申者に候哉合點不仕候何も親類中も此上の申上候得と色々市兵衛の申聞立歸申候趣言上仕候市兵衛前髪之仕形申達御聽候處被仰出候の主人之爲難儀を承及立歸り申段奇特に思召候に付御赦免被遊候勝手次第に召仕可申候市兵衛儀御預置候者爲致欠落候段の不調法に被思召候共久々召仕候者立歸り候處不便に存候て不願我身重而立退候様申渡候儀御前家來中之者を不便に被思召候と同事に御座候故市兵衛義御免被遊候旨被仰渡候市兵衛義の不及申候御家中一流落涙仕候右之草履取小幡宮内殿達てもらわれ尤侍に成申候て小知行も給り候由宮井喜兵衛は三山市兵衛と親類之旨右之咄承り候右之草履取之儀御感被思召候哉被遊御意候の市兵衛小身者取立候ても覺有之事に候高知之者共もらひ可申事と御噂に御座候故小幡宮内もらひ知行遣候旨申上候への左様に可有候事と御意の旨是は亡父瀨兵衛咄承り候

一江戸より御歸國之時分越後山の下邊にて殊の外あつく御供中裕を着用仕候山崎小左衛門裕有合不申候哉何として有之候哉熨斗目腰明之裕を着用(仕候人々笑申候何と笑候哉と御意被遊候故)其段申上候得のいやく苦かる間敷候男は時宜にあまれと申候間一段尤と御笑被

成候旨中西小左衛門咄承り候

一山本瀨兵衛屋敷拜領之願書附上之申候處屋敷歩數の身上當り程有之候哉と御尋被遊候に付不足仕候へ共御城をも廻り候様に被仰付候故遠方の迷惑仕候間御城近を願候由申上候得の小身成もの青菜一本も植申所無之候ての不成物に候城之はつれ可有之候宮内見計取らせ可申候由御意にて御城代小幡宮内殿被呼見分此通可被下候由繩引御渡候只今私迄住居之處にて如此細成事まで御心付被遊候旨亡父瀨兵衛咄承り候

一井上兵左衛門子清左衛門親掛りの時分網張に罷越候夜之内故家來兩人先へ遣し跡より清左衛門被參候て見申候得への百姓共島を踏申候とて口論仕網を取申候其所の參候故清左衛門申候の理非の如何様に候とも侍之道具とられ候ての不相成候間可相返之由申聞候得共合點不仕候故右之張本百姓打切網取返申候殘黨追散し罷歸り直に父兵左衛門組頭の罷越段々申聞候て何分にも御意次第之旨申候組頭大橋又兵衛尤之仕形に候其段可申上之由委細言上候處兵左衛門の武功も有之候者に候子供も用立可申躰一段之儀と御意に候其時分改作被仰付候砌百姓方は六ヶ敷御座候故百姓共もおこり氣味に候此儀如何成可申候哉と無心許御家中にて申候得の如此に格別成御儀と取沙汰仕候旨堀部養叔咄承り候

一渡邊七左衛門の横山左衛門殿家來にて輕き者にて候處盜人を壹丁計追懸討留申候大野源兵衛の上方の參候能役者之家來にて傍輩主人を斬二階に住居罷在候を使者罷歸承り候て二階へ押込討留申候不破五郎兵衛事の父足輕にて御材木藏番人にて盜人御材木を盜取申



候を五郎兵衛聞付打切申候何も三人共被召出子孫も今に罷在候甲斐く敷者御稱美被召出候由常に鷹の取不申候ヲ爲にて候爲を伺置候者は無しと御意に候由脇田小平咄承候

一 高德公瑞龍公御兩君之御厚恩の高徳公御夜話に載る如く伏見にて細川(長岡カ)越中守殿祖父久助殿口論之時越中守殿の御縁者なれ久助殿切腹も可被仰付處にいかなる思召に候哉御宥免故に子孫も繼ぬ是第一之御厚志(恩カ)成へし

一 微妙公相公君之御厚(重カ)恩の伯父五郎兵衛殿を富山へ被遣金澤に久助殿子孫もなきを亡父瀬兵衛殿を被召出御奉公仕候故此覺書にも記ぬ相公君之御代に我等を段々御取立今に御本家に久助殿子孫相續すれぬ庶流ながらも我家の本家となりぬ是又君恩之厚き成へし恩をあるをもつて人としゑらざるを以畜類とす我子孫御恩を忘るゝものは我子孫にあらしと記すことおかなり

山本源右衛門判  
山本源太殿

此書を山本隨筆と相唱候由金府末家五郎兵衛隣善の文政七年閏八月六日初而對面之節承傳候尤隣善所持之分と校合候處相違無之事

文化五戊辰年秋七月寫之 山本五兵衛日下部吉寛

右一冊の東京帝國大學所藏の文政十二年肯都四月寫白藤鈴木悞と奥書ある本を以て校訂せり

明治三十五年五月

近藤圭造

別當左衛門覺書一名島原一揆之次第

一 寛永十四年丑八月中旬より天草の内大矢野村の百姓松右衛門久左衛門善右衛門宗意此四人の者申候の先年異國へ伴天連御歸し被成候刻彼伴天連申置候の當年より何年目に相當東西の雲燒山野に白旗立諸人驚事可有よし申候是を考見候への當年に相當候いか様成不思議も出來可申候哉朝には東の雲燒晚に西の雲燒申事いつれも不審なるよし天草に風聞仕候由島原も其沙汰仕候此段原城の落人山田右衛門佐松平伊豆守様御尋の刻も此通り書付差上申候事

一 其時分大矢野村に益田四郎と申者年十六歳にて名譽を致し候由近國風聞仕候此四郎稽古なしに讀書を仕諸經の講釋をいたし聽て切支丹の世になり候よし申勸め其證據を見せ可申とて天より鳩を招寄手の上にて卵を産せ夫を割て吉支丹の經文を取出し見せ申候者或は竹に雀のとまり居たるを枝折などいたし萬不思議なる事のみ仕天草と有馬との間に有之湯島と申島海上を歩み渡り見せ申候よし是を見及聞及元來吉支丹を心底に合申候者の彼湯島に出合口々勸めを請申候由其後此島を談合島と申候中にも先立てすゝみ申候の島原領の内南有馬村庄屋次右衛門と申者の弟角藏北有馬村の三吉と申百姓此二人のもの御法度の刻隠置候吉支丹の繪像の佛を取出し掛置諸人に是を拜ませ申候よし島原へ相聞申候就夫代官本間九郎左衛門林兵左衛門有馬村へ罷越被申候其外代官衆何れも不殘持々の村々へ被參候これは十月廿二三日之儀にて御座候事